

第43回定例会

南部町議会会議録

平成24年3月2日 開会

平成24年3月13日 閉会

南部町議会

第43回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号(3月2日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会及び開議の宣告	3
議会運営委員会委員長の報告	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	5
町長提出議案提案理由の説明	5
請願第1号の上程、委員会付託	17
散会の宣告	18

第 2 号(3月5日)

議事日程	19
本日の会議に付した事件	19
出席議員	19
欠席議員	20
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	20
職務のため出席した者の職氏名	20
開議の宣告	21
一般質問	21
工藤幸子君	21

中 館 文 雄 君	2 7
工 藤 正 孝 君	4 0
沼 畑 俊 一 君	4 4
散会の宣告	5 2

第 3 号 (3月6日)

議事日程	5 5
本日の会議に付した事件	5 5
出席議員	5 5
欠席議員	5 6
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 6
職務のため出席した者の職氏名	5 6
開議の宣告	5 7
一般質問	5 7
立 花 寛 子 君	5 7
八木田 憲 司 君	6 9
工 藤 久 夫 君	7 4
川守田 稔 君	8 8
散会の宣告	9 3

第 4 号 (3月7日)

議事日程	9 5
本日の会議に付した事件	9 7
出席議員	9 7
欠席議員	9 7
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 7
職務のため出席した者の職氏名	9 8
開議の宣告	9 9

報告第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	99
報告第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	101
議案第 1 号から議案第 20 号の上程、委員会付託	103
議案第 21 号の上程、説明、質疑、討論、採決	103
議案第 22 号の上程、説明、質疑、討論、採決	105
議案第 23 号の上程、説明、質疑、討論、採決	106
議案第 24 号の上程、説明、質疑、討論、採決	107
議案第 25 号の上程、説明、質疑、討論、採決	113
議案第 26 号の上程、説明、質疑、討論、採決	114
議案第 27 号の上程、説明、質疑、討論、採決	116
議案第 28 号の上程、説明、質疑、討論、採決	121
議案第 29 号の上程、説明、質疑、討論、採決	124
議案第 30 号の上程、説明、質疑、討論、採決	127
議案第 31 号の上程、説明、質疑、討論、採決	130
議案第 32 号の上程、説明、質疑、討論、採決	134
議案第 33 号の上程、説明、質疑、討論、採決	136
議案第 34 号の上程、説明、質疑、討論、採決	137
議案第 35 号の上程、説明、質疑、討論、採決	138
議案第 36 号の上程、説明、質疑、討論、採決	139
議案第 37 号の上程、説明、質疑、討論、採決	140
議案第 38 号の上程、説明、質疑、討論、採決	142
議案第 39 号の上程、説明、質疑、討論、採決	143
議案第 40 号の上程、説明、質疑、討論、採決	155
議案第 41 号の上程、説明、質疑、討論、採決	158
議案第 42 号の上程、説明、質疑、討論、採決	161
議案第 43 号の上程、説明、質疑、討論、採決	163
議案第 44 号の上程、説明、質疑、討論、採決	165
散会の宣告	167

議事日程	169
本日の会議に付した事件	170
出席議員	170
欠席議員	170
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	170
職務のため出席した者の職氏名	171
開議の宣告	172
議案第1号から議案第20号の委員長報告、討論、採決	172
請願第1号から陳情第2号の委員長報告	175
陳情第3号の質疑、討論、採決	176
陳情第4号の質疑、討論、採決	177
陳情第5号の質疑、討論、採決	178
陳情第6号の質疑、討論、採決	178
請願第1号の質疑、討論、採決	179
常任委員会報告	182
閉会中の継続調査の件	182
日程の追加	183
町長提出議案追加提案理由の説明	183
議案第45号の上程、質疑、討論、採決	184
議案第46号の上程、質疑、討論、採決	185
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	186
閉会中の継続審査の件	187
閉会の宣告	188
署名議員	191

第43回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

平成24年3月2日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 請願第1号 TPPへの参加反対の意見書を求める請願

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	山田賢司君	2番	八木田憲司君
3番	中館文雄君	4番	工藤正孝君
5番	夏堀文孝君	6番	沼畑俊一君
8番	河門前正彦君	9番	川井健雄君
11番	佐々木勝見君	12番	工藤幸子君
13番	馬場又彦君	14番	立花寛子君
15番	川守田稔君	16番	工藤久夫君
17番	坂本正紀君	18番	東寿一君

欠席議員（2名）

7番	根市勲君	10番	中村善一君
----	------	-----	-------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 工藤祐直君 副町長 坂本勝二君
総務課長 小萩沢孝一君 企画調整課長 坂本與志美君

財 政 課 長	小笠原	覚 君	税 務 課 長	八木田	良 吉 君
住 民 生 活 課 長	極 檀	義 昭 君	健 康 福 祉 課 長	有 谷	隆 君
環 境 衛 生 課 長	中 野	雅 司 君	農 林 課 長	中 村	一 雄 君
農 村 交 流 推 進 課 長	福 田	修 君	商 工 観 光 課 長	神 山	不 二 彦 君
建 設 課 長	工 藤	満 君	会 計 管 理 者	庭 田	富 江 君
名 川 病 院 事 務 長	佐 藤	正 彦 君	老 健 な ん ぶ 事 務 長	麦 沢	正 実 君
市 場 長	工 藤	欣 也 君	教 育 長	山 田	義 雄 君
学 務 課 長 補 佐	中 野	弘 美 君	社 会 教 育 課 長	工 藤	重 行 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	坂 本	勝 君			

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	根 市	良 典	主	幹	板 垣	悦 子
主 査	秋 葉	真 悟				

開会及び開議の宣告

議長（坂本正紀君） ただいまの出席議員数は16人でございます。定足数に達しておりますので、これより第43回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

（午前10時04分）

議会運営委員会委員長の報告

議長（坂本正紀君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

（議会運営委員会委員長 河門前正彦君 登壇）

議会運営委員会委員長（河門前正彦君） おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

去る2月24日に開催いたしました議会運営委員会におきまして、第43回南部町議会定例会の運営について審議をいたしましたので、決定事項をご報告いたします。

本定例会に付議されました事件は、町長提出議案、専決処分の報告2件、平成24年度各会計予算20件、条例の制定など18件、平成23年度補正予算6件でございます。

なお、平成24年度各会計予算につきましては、予算特別委員会を設置し、付託して審議をすることにいたしました。

そのほかの案件といたしましては、請願1件、常任委員会報告でございます。

一般質問は8名の議員から通告があり、その内容はお手元に配付しております一般質問通告一覧表のとおりでございます。

また、請願書につきましては、所管の常任委員会に付託することにいたしました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は本日3月2日から13日までの12日間といたしました。

た。

なお、3月3日、4日及び10日、11日は休日のため、3月8日は議案熟考のため休会といたします。

以上のとおり決定いたしましたので、長期間にわたる本定例会でございますが、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。議会運営委員会の報告を終わらせていただきます。

議長（坂本正紀君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

会議録署名議員の指名

議長（坂本正紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において8番、河門前正彦君、9番、川井健雄君を指名いたします。

会期の決定

議長（坂本正紀君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日3月2日から3月13日までにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は3月2日から3月13日までの12日間に決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま決定されました12日間の会期中、3月3日、4日及び10日、11日は休日のため、3月8日は議案熟考のため休会としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの5日間は休会とすることに決定いたしました。

諸般の報告

議長（坂本正紀君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますので朗読は省略いたします。

なお、監査委員より平成23年度随時監査の結果について報告がありましたので、その写しを合わせて配布しております。

今期定例会の上程は町長提出議案44件、報告2件、請願1件、常任委員会報告でございます。日程により、それぞれ議題といたします。

町長提出議案提案理由の説明

議長（坂本正紀君） 日程第4、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

町長（工藤祐直君） それでは、3月議会定例会の開会に当たりまして、ごあいさつと提案理由のご説明を申し上げます。

本日招集の第43回南部町議会定例会を開会するに当たり、議員各位には年度末の何かとご多忙のところご出席をいただきまして、ご審議を賜りますことに、厚くお礼を申し上げます。

提出案件の概要をご説明する前に、一言ごあいさつを申し上げます。

初めに、我が国を襲った東日本大震災から間もなく1年が過ぎようとしております。昨年3月11日に発生し、数多くの人命を奪った巨大地震と大津波によって、東日本一帯は未曾有の災害に見舞われました。また、それに伴って発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故は、いまだに社会全体に不安と影響をもたらしております。現在、国を挙げて、復旧・復興に取り組んでお

りますが、昨年は、この大震災を通じ、安心・安全の重要性とともに、人と人との絆の大切さを再認識する1年でした。被災された方々が明るい笑顔を取り戻せるよう、一刻も早い復旧、復興を願うものであります。

去る1月24日、第180回通常国会におきまして、野田首相は本年を「日本再生元年」と位置づけ、大震災からの復旧・復興、原発事故との戦い、日本経済の再生の三つの課題に優先的に取り組むと表明されました。被災地ではいまだに多くの方々が、不便な避難所生活を余儀なくされているほか、原発事故により、避難区域に指定された方々も、住み慣れた家を離れ、日々不安な生活を強いられています。こうした方々が一刻も早く元通りの生活を取り戻せるよう、南部町といたしましても引き続き、被災地に対し息の長い支援活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、昨年9月に発生した台風第15号による水害から5カ月が経過いたしました。町民の安心と安全を守るべく、昨年12月、議員各位とともに地元選出国会議員の皆様に対しての要望活動によりまして、馬淵川中流域の河道掘削事業が2年前倒しとなり、平成27年度までに終了されることとなりました。

要望活動へ取り組んでいただきました議員各位、また、スピーディーな対応をしていただきました国・県に対しまして改めて感謝申し上げますとともに、町民の安心・安全な生活実現のため、一日も早い掘削事業の完成を願うものであります。

次に、新年度の当初予算に計上してございますが、南部町住宅新築リフォーム支援事業を平成24年4月に創設したと考えてございます。

この事業は、町内に住宅を新築する際、または町内の住宅をリフォームする際に、工事費に対し町独自の補助金を支給するものでございます。

町民の皆さんが、安心して快適に暮らせる住環境整備を促進するとともに、地域経済の活性化を図るものと考えております。

次に、防災についてであります。まず、昨年9月の議会定例会においてご議決いただきました補正予算によりまして、先月、放射能測定器を整備いたしました。

2月21日には、本庁舎ほか各分庁舎付近におきまして空間放射線量の測定を行い、いずれの場所に置きましても0.030から0.050マイクロシーベルトという測定結果でございました。

これは、国際放射線防護委員会が定める平常時年間1ミリシーベルト以下の基準値を下回るものでございます。各庁舎付近での放射線量の測定につきましては今後、毎週1回測定し、その結果をホームページや広報紙に掲載し、町民の皆様へ周知していくこととしております。

また、今年度中に事業を完了する防災行政無線につきましては、各地区行政員宅へ個別受信機

を設置するほか、消防団屯所や消防車両の更新を初め、各庁舎等の公共施設、消防団各分団及び自主防災組織に対して発電機を整備するなど、災害を見据えた対応に当たってまいります。

さらに、自主防災組織につきましては、組織率100%を目指すものであり、現在設置準備をしている町内も合わせて人口カバー率は、平成24年3月1日現在、51.33%となっております。未組織地域につきましては引き続き情報を提供していくほか、既に組織されている地域におきましては、有事の際に自主防災組織としての機能が十分に発揮できるよう、平時における訓練活動を支援してまいるとともに、町防災訓練を町民の皆様とともに実施していくことで、地域防災力の向上に努めてまいりたいと考えているものでございます。

次に、町は先月22日、株式会社みちのく銀行と「食と農」の振興による農業活性化に関する業務推進協定を締結いたしました。これは、農業と食産業分野の振興を図るため、互いに連携し、六次産業化や農業経営の複合化・法人化等について、生産者を支援していくものであります。みちのく銀行の持つ経済発展に関わる経験と実績を活かし、事業効果の早期実現にむけて連携を密にし、農業所得の向上を図ってまいりたいと思っております。

日本の経済は、官民の総力を結集した復旧・復興努力により、需要の発現と雇用の創出が見込まれるなど、緩やかな持ち直しの傾向がみられますが、これまでにない円高の進行や欧州債務危機による世界経済の減速により、先行きは不透明な状況となっております。

南部町におきましても厳しい財政状況の中にありながら、徹底した行財政改革や組織機構の見直し等を行いながら、社会経済情勢の変化に即応した、質の高い行政サービスの提供に努めていくことが私たちの使命であります。

そのために、さらなる町民サービスの向上はもとより、職員の能力や意識をより向上させ、総合的な視点での行政を一層進めるとともに、無駄遣いの根絶や事務事業の徹底的な見直しなど不断の行政改革に努めてまいり所存でありますので、引き続き、議員各位の一層のご理解と、さらなるご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました案件であります。専決処分の報告2件、平成24年度一般会計初め、各特別会計当初予算案20件、条例の制定や指定管理者の指定など18件、平成23年度各会計補正予算案6件の、合わせて46件であります。順に、ご説明を申し上げ、ご審議の参考に供したいと思っております。

まず初めに、専決処分の報告及び承認を求める事項といたしまして、報告第1号、南部町町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。平成23年12月14日に地方税法の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い、条例改正の必要が生じたため専決処分したものであり

ます。改正の内容としましては、個人町民税におきまして、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例について、災害に関連する支出で事情がある場合は災害のやんだ日から1年超3年以内分の費用を控除対象に追加するものであります。

次に、報告第2号、平成23年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）についてですが、受託販売収入の増加により、既定予算では生産者への販売代金支払いに不足が生じたため、受託販売額を歳入歳出それぞれ2億3,000万円追加するものであります。さらに、受託販売手数料の増額分として1,610万円を歳入に追加し、予算の総額を30億7,765万6,000円とすることについて専決処分したものであります。

次に、議案第1号からの平成24年度南部町一般会計予算のほか、各特別会計予算についてですが、新年度予算編成に当たっては、行政全般にわたる改革を視野に入れ、ますますの行財政の簡素化及び歳出の抑制を徹底し、町民の皆様の暮らしに必要な公共サービスを効率的・効果的に提供するものとしております。

また、予算執行に当たりましては、引き続き税収入を初め、歳入全般にわたり増収に努める一方で、歳出では事務事業の見直しや経常的経費の削減を行いながら経費の縮減に努めていきたいと考えております。

それでは、提案いたしました平成24年度当初予算について、それぞれの概要をご説明申し上げます。

議案第1号、平成24年度南部町一般会計予算についてですが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ101億5,000万円とするもので、前年度当初予算に比べ1億円の増となりました。

歳入のうち、第1款、町税であります。町民税は5億2,216万6,000円を見込んでおります。また、固定資産税は、6億8,227万4,000円、市町村たばこ税は、1億295万1,000円をそれぞれ見込み、全体として前年度より6,259万円増の、13億5,699万9,000円といたしました。

次に、第2款、地方譲与税であります。地方揮発油譲与税や自動車重量譲与税の減などにより、1億4,297万4,000円といたしました。

次に、第3款から第8款までの各種の交付金であります。8款地方特例交付金を540万円増の2,580万円を見込みましたが、そのほかの交付金につきましては、平成23年度の当初予算よりも減額で見込まざるを得ない状況となっております。

次に、第9款、地方交付税であります。3億7,623万8,000増の54億7,823万8,000円を見込みました。内訳は、普通交付税が50億6,323万8,000円、特別交付税が平成23年度と同額の4億1,500万円であります。

次に、第11款、分担金及び負担金であります。保育所児童措置費保護者負担金など、9,629万9,000円を計上いたしました。

次に、第12款、使用料及び手数料であります。あかね・東あかね団地排水施設使用料や町営住宅使用料、幼稚園使用料を主なものとして1億753万1,000円を計上いたしました。

次に、第13款、国庫支出金であります。社会福祉費負担金や保育所運営費、子ども手当などの国庫負担金として4億2,161万4,000円、町道の整備や除雪車購入など、社会資本整備総合交付金1億6,100万円、史跡・聖寿寺館跡発掘調査及び公有化事業の補助金774万8,000円など、合わせて6億2,501万5,000円を計上いたしました。

次に、第14款、県支出金であります。社会福祉費負担金や保険基盤安定事業費負担金、後期高齢者保険基盤安定事業負担金、子ども手当負担金など、県分の負担金2億8,422万6,000円。県補助金では、重度心身障害者医療費補助金などの社会福祉費補助金3,567万2,000円、中山間地域直接支払事業補助金、強い農業づくり事業補助金など農業費補助金6,945万3,000円、緊急雇用創出事業補助金など労働費県補助金3,579万円。県委託金では、県民税徴収取扱委託金2,408万4,000円、中山間地域総合整備事業用地事務委託金9,150万円など、合わせて5億8,852万8,000円を計上いたしました。

次に、第15款、財産収入であります。不動産の貸付及び売払い収入など、2,112万5,000円を計上いたしました。

次に、第17款、繰入金であります。旧小学校及び中学校の解体事業のための公共施設整備基金繰入金7,352万1,000円など、合わせて8,822万6,000円を計上いたしました。

次に、第19款、諸収入であります。奨学資金貸付金収入や保証預託金収入などの貸付金元利収入4,780万1,000円、里バス旅客収入404万1,000円などのほか、雑入では、原子燃料サイクル事業推進特別対策事業7,400万円、一部事務組合からの交付税再配分として2,359万2,000円、電源立地地域対策交付金700万円など、合わせて1億8,927万6,000円を計上いたしました。

次に、第20款、町債であります。臨時財政対策債4億7,120万円のほか、合併特例債1億6,430万円、過疎地域自立促進特別事業債1億1,180万円、健康センター建設事業債2億2,030万円など、合わせて11億5,650万円を計上いたしました。

以上が、歳入の主なものであります。続いて、歳出についてご説明申し上げます。

まず、第1款、議会費であります。定数減により前年度比2,626万9,000円減の1億2,267万4,000円を計上しております。

次に、第2款、総務費であります。前年度比1億8,488万5,000円増の17億2,274万円を計上

しております。広報の作成や例規集及び例規システムの管理など、文書広報費1,007万9,000円、施設解体工事や本庁舎の自家発電整備事業、各庁舎の管理など財産管理費に1億6,877万4,000円、平成25年から平成29年までの町振興計画の後期計画の策定、町勢要覧作成及び小水力発電などの再生エネルギーの調査など、企画費に6,545万4,000円、多目的バス及びなんぶ里バスの運行などの地域交通対策費に8,396万5,000円、ネットワーク構築業務などの情報化推進費に2,832万9,000円、公共施設整備基金積立金として4億4,293万5,000円、地域振興基金積立金に1億7,326万6,000円、住民税等の改正に伴うシステム改修費など、税務総務費に1億9,986万4,000円。住民基本台帳法改正に伴うシステム改修費など、戸籍住民基本台帳費に6,147万4,000円を計上いたしました。

次に、第3款、民生費であります。前年度比1億1,994万6,000円減の23億8,567万2,000円を計上しております。高齢者等外出支援サービス事業や食の自立支援事業、高齢者温泉保養館利用事業など老人福祉費に3億8,445万2,000円、障害者福祉費に4億1,559万3,000円、子ども手当などの児童福祉総務費に3億3,922万1,000円、保育所費に3億2,042万7,000円、学童保育費に2,796万4,000円などを計上いたしました。

次に、第4款、衛生費であります。前年度比2億615万1,000円増の10億2,462万円を計上しております。健康センター建設工事を行う保健衛生総務費に3億3,336万8,000円、各種予防接種などを行う予防費に4,765万円、妊婦・乳児健診などを行う母子保健費に2,350万1,000円、名川病院への負担金など、病院費に1億1,382万6,000円、ゴミ収集運搬業務や環境及び塵芥処理事務組合費負担金など、清掃費に3億7,814万2,000円を計上いたしました。

次に、第5款、労働費であります。チェリウスで行っております「北のフルーツパーラー in 南部町」に関連する東北新幹線開業効果促進事業558万8,000円、健康増進補助指導員配置事業に570万9,000円など、3,524万4,000円を計上しました。

次に、第6款、農林水産業費であります。前年度比6,141万1,000円増の7億5,017万9,000円を計上しております。新規就農者支援事業や戸別所得補償制度推進事業、中山間地域直接支払交付金、農地・水・環境保全向上対策交付金など、農業振興費に4,507万円、サクランボのハウス等の購入補助を行う特産果樹産地育成・ブランド確立事業など、果樹振興費に4,324万1,000円、冬の農業省エネ施設等整備事業や野菜等生産力強化対策事業など、畑作振興費に1,432万4,000円、フルーツ狩り推進事業など、農業観光振興費に4,667万5,000円、達者村における各種イベントなど、達者村モデル事業費に739万1,000円、農道整備事業などの農村整備費に1億9,634万5,000円、農業集落排水事業特別会計への繰出金に2億3,265万9,000円、地籍調査事業費に3,892万2,000円

などを計上いたしました。

次に、第7款、商工費であります。誘致企業への操業奨励金、中小企業特別保証制度裏付預託金など、商工業振興費に9,474万2,000円、町内の各まつりなど、観光費に1,960万3,000円、ハーデパーク施設改修事業や「ぼたん園」施設改修事業など観光施設費に1億2,224万1,000円を計上いたしました。

次に、第8款、土木費であります。除雪ドーザ車購入など、道路橋りょう維持費に9,686万3,000円、長畑・南郷線及び北本村・南古館線の改良工事など、道路橋りょう新設改良費に1億7,644万5,000円、公共下水道事業特別会計繰出金として、下水道整備費に5,432万1,000円、新たな事業として、南部町住宅新築支援及びリフォーム促進事業など、住宅管理費に1,309万7,000円、ひろば台団地の建設工事など、住宅建設費に1億4,200万円を計上いたしました。

次に、第9款、消防費であります。常備消防費に3億1,043万4,000円のほか、非常備消防費では、屯所の新築1カ所及び改修や消防ポンプ車2台分の購入費など、1億2,686万7,000円、防災費には、自主防災会への発電機及び行政員宅への防災無線個別受信機の設置などに、3,775万8,000円を計上いたしました。

次に、第10款、教育費であります。教育総務費では中学校海外研修費に1,293万2,000円、旧剣吉中学校解体工事費に5,380万円、特色ある学校経営事業に319万4,000円のほか、小学校費には、送迎バス運行業務など1億856万8,000円、中学校費には7,916万5,000円を計上いたしました。このほか、幼稚園費に5,243万9,000円、公民館費に3,284万6,000円、史跡・聖寿寺館跡公有化事業など、文化財保護費に1,652万1,000円、各種スポーツイベント開催など、保健体育総務費に5,935万9,000円、町民体育館床及び放送機材改修など、保健体育施設費に9,461万6,000円を計上いたしました。

次に、第12款、公債費であります。地方債の元利償還金等に前年度比3,807万1,000円減の19億2,143万9,000円を計上いたしました。

以上が、平成24年度南部町一般会計の歳入歳出についての主な概要でございます。

次に、平成24年度各特別会計予算19件についてご説明申し上げます。

まず、議案第2号、平成24年度南部町学校給食センター特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,642万1,000円とするもので、歳入は給食費負担金及び一般会計繰入金、歳出は給食管理費及び給食費が主なものであります。

次に、議案第3号、平成24年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,983万3,000円とするもので、歳入は使用料と物品売払収入、歳出

は管理運営費が主なものであります。

次に、議案第4号、平成24年度南部町ボートピア交付金事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を655万円とするもので、歳入はボートピア交付金455万円及び前年度繰越金200万円、歳出は町道清掃作業の謝礼として160万円、地域の環境整備などを推進する町内や団体に事業の一部を助成する、町づくり助成金300万円が主なものであります。

次に、議案第5号、平成24年度南部町国民健康保険特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ前年度比5,181万1,000円減の28億6,718万9,000円とするもので、歳入は国民健康保険税6億3,354万3,000円、療養給付費等負担金や財政調整交付金などの国庫支出金9億9,292万7,000円が主なものであります。歳出といたしましては、一般及び退職者被保険者等療養給付費などの保険給付費18億4,914万7,000円、後期高齢者支援金3億4,926万1,000円、共同事業拠出金3億6,900万3,000円などを計上してございます。

次に、議案第6号、平成24年度南部町介護保険特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ前年度比1億2,883万6,000円減の22億5,740万9,000円とするもので、歳入は、保険料が3億5,869万4,000円、介護給付費負担金や調整交付金などの国庫支出金5億9,740万2,000円、支払基金交付金6億3,340万6,000円、繰入金3億5,000万円が主なもので、歳出は保険給付費21億6,242万円が主なものであります。

次に、議案第7号、平成24年度南部町介護サービス事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ1,358万7,000円とするもので、歳入の主なものは、居宅介護支援計画及び予防支援計画費などのサービス収入で、総務管理費の歳出に充当されております。

次に、議案第8号、平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億9,176万円とするもので、歳入は後期高齢者医療保険料1億596万7,000円、繰入金7,901万6,000円、歳出は後期高齢者医療広域連合納付金1億8,108万円が主なものであります。

次に、議案第9号、平成24年度南部町国民健康保険名川病院事業会計予算であります。1日の平均患者数を、入院64人、外来173人と見込み、収益的収支として、前年度比856万6,000円減の10億1,780万円とするものであります。資本的収入及び支出は、収入に6億3,291万8,000円、支出に6億4,974万7,000円を計上いたしました。

次に、議案第10号、平成24年度南部町公共下水道事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ2億5,677万4,000円とするものであります。歳入は下水道事業国庫補助金として1億円、一般会計繰入金5,432万1,000円、下水道事業建設債1億円、歳出は下水道建設費

に2億2,152万5,000円、公債費として2,283万1,000円が主なものであります。

次に、議案第11号、平成24年度南部町農業集落排水事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ2億5,780万8,000円とするもので、歳入は農業集落排水使用料2,504万9,000円、一般会計繰入金2億3,265万9,000円、歳出は施設管理費5,107万円、公債費に1億9,888万5,000円が主なものであります。

次に、議案第12号、平成24年度南部町簡易水道事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ475万8,000円とするもので、歳入は一般会計繰入金、歳出は一般管理費が主なものであります。

次に、議案第13号、平成24年度南部町営地方卸売市場特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ28億3,047万9,000円とするもので、歳入歳出とも事業勘定の受託金、受託費が主なものであります。

市場特別会計の9割以上を占める受託販売については、平成23年度と同じ26億円を見込んでおりますが、市況などの情報提供に努めるとともに、出荷を促進して、販売額の増につなげてまいりたいと考えております。このほか、コンテナ冷蔵庫についても更新してまいる予定としております。

次に、議案第14号、平成24年度南部町工業団地造成事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ31万7,000円とするものであります。

次に、議案第15号、平成24年度南部町介護老人保健施設特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を、それぞれ3億8,096万2,000円とするもので、歳入は施設介護サービス収入として2億5,656万円、入所利用料などの負担金6,328万9,000円、施設の使用料313万3,000円、一般会計繰入金4,807万9,000円、歳出は一般管理費に2億7,441万4,000円、療養費に5,764万4,000円、公債費に4,890万3,000円が主なものであります。

次に、議案第16号から議案第20号までの平成24年度各財産区特別会計予算であります。それぞれの財産区の財産運用収入や繰越金などを主な財源とし、管理運営費に充てた予算となっております。

以上が、平成24年度一般会計、各特別会計の概要であります。当初予算の総額は、一般会計、各特別会計合わせて205億9,036万3,000円であります。平成23年度に比べ、金額で3億3,484万円、率にして1.6%の減となったものであります。

次に、議案第21号、南部町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。平成24年4月1日より、町の行政組織及び分掌事務の一部を変更することに伴い、環境衛生課、総

務課名川総務班及び南部総務班を廃止し、その事務の移管等を行うため条例の改正を行うものがあります。

次に、議案第22号、南部町消防施設条例及び南部町法師岡地区コミュニティ防災センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。南部町消防施設条例につきましては、消防団屯所名の統一及び今月中に完成見込みであります福地第一分団屯所を条例に規定するものであります。南部町法師岡地区コミュニティ防災センター条例につきましては、現行の福地第一分団屯所を町内会で引き続き使用できるようにするため、名称を「苫米地コミュニティ防災センター」とし、「大向コミュニティ消防センター」の二カ所を防災センターとして規定するため、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第23号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。平成23年8月24日に施行された「スポーツ基本法」に伴い、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に名称を改めるため、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第24号、南部町土地開発基金条例を廃止する条例の制定について、及び議案第25号、南部町住宅用地管理等基金条例を廃止する条例の制定についてであります。事業の円滑な執行を図るという目的が達成されたことに伴い、条例を廃止するものであります。廃止時における現金等については、南部町財政調整基金条例に基づく基金へ移管するものでございます。

次に、議案第26号、南部町立公民館条例の一部を改正する条例の制定についてであります。平成23年8月30日に施行された、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の制定に伴い、国からの権限移譲として、公民館運営審議会委員の委嘱基準について、文部科学省令で定める基準を参酌し、条例に定めるものであります。

次に、議案第27号、南部町町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。平成23年12月2日に、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い、平成25年1月1日から、退職所得の分離課税に係る所得割について、10分の1に相当する金額を控除する措置の廃止、平成26年度から平成35年度まで、個人町民税の均等割を500円加算し、3,500円とすること、平成25年4月1日より、たばこ税の税率を1,000本につき、4,618円から5,262円に引き上げ、旧3級品のたばこ税の税率を1,000本につき2,190円から2,495円に引き上げるため、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第28号、南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

介護保険制度の改正及び第5期介護保険事業計画に基づき今後3年間の介護保険料を増額改定するため、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第29号、南部町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。平成23年度において二又簡易水道事業の施設整備事業が完了し、平成24年4月1日から八戸圏域水道企業団から浄水を分水することに伴い、料金体系を現行の「用途別」から給水管の「口径別」に改定するため、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第30号、南部町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。平成23年4月1日に施行された道路法施行令の一部を改正する政令、及び平成23年10月20日に施行された都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令に伴い、電柱や電線等の道路占用料を引き下げるため、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第31号、南部町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。ひろば台団地の新規整備及び小松沢団地の管理終了による規定の改正、並びに平成23年5月2日に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、公営住宅における同居親族要件の廃止及び単身入居の入居者資格整備のため、条例を改正するものであります。

次に、議案第32号、南部町道路線の認定についてであります。農道の町道移管及び「ひろば台団地」第1期工事完了に伴い、新設道路の供用を開始するため、町道として8路線を新規に認定するものでございます。

次に、議案第33号から第35号、指定管理者の指定についてであります。平成24年3月31日に指定期間が満了することに伴い、公共施設における指定管理者を指定するものであります。指定期間は平成24年4月1日から平成27年3月31日までとしております。

次に、議案第36号、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてであります。青森県新産業都市建設事業団における平成24年度の設置団体負担金額の変更について協議するものであります。

次に、議案第37号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてであります。青森県市町村総合事務組合の構成団体である「公立金木病院組合」が平成24年3月31日をもって解散し、脱退することに伴い、組合同規約から「公立金木病院組合」を削除するものであります。

次に、議案第38号、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び青森

県市町村職員退職手当組合理約の変更についてであります。議案第37号と同様に、「公立金木病院組合」を組合理約から削除し、また、新たに「つがる西北五広域連合」を加えるものであります。

次に、議案第39号、平成23年度南部町一般会計補正予算（第8号）についてであります。予算の歳入歳出にそれぞれ1億9,774万6,000円を追加し、予算の総額を108億1,935万5,000円とするものであります。

それでは最初に、主な歳出の補正内容についてご説明申し上げます。

まず、2款総務費の1項総務管理費であります。地域交通対策費には、生活交通路線維持補助金として334万9,000円を、減債基金費に2億1,205万6,000円、公共施設整備基金費に積立金として3億1,601万5,000円をそれぞれ追加いたしました。

次に、3款以降の減額補正につきましては、事業費の確定あるいは入札減により減額したものであります。

これに充当する財源としましては、地方交付税3億1,167万5,000円を追加し、国庫支出金7,753万4,000円、県支出金4,878万9,000円、繰入金1億739万円、町債5,240万円を減額補正いたしました。

次に、議案第40号、平成23年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号）についてであります。今年度の給食数減の見込みに伴い、歳入歳出それぞれ597万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億9,720万2,000円とするものであります。

次に、議案第41号、平成23年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ1億4,953万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を28億3,552万7,000円とするものであります。

歳出の主な補正内容ですが、給付費見込みの減により、保険給付費の一般及び退職被保険者等の療養給付費、後期高齢者支援金、共同事業拠出金、財政調整基金積立金をそれぞれ減額するものでございます。

歳入につきましては、国民健康保険税や国庫支出金、県支出金等を減額し、前期高齢者交付金や共同事業交付金等を追加したものであります。

次に、議案第42号、平成23年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ1億4,418万円を減額し、歳入歳出予算の総額を22億4,936万5,000円とするものであります。

歳出の主な補正内容ですが、給付費見込みの減により、保険給付費の居宅介護サービス等諸費、

高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費、介護予防事業費の二次予防事業費をそれぞれ減額するものであります。

歳入につきましては、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金を、それぞれ減額するものであります。

次に、議案第43号、平成23年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてありますが、歳入歳出それぞれ292万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億9,613万1,000円とするものであります。

歳出の主な補正内容でございますが、事業費の確定に伴い、総務費の一般管理費、後期高齢者医療広域連合納付金をそれぞれ増額するものであります。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料、繰越金、広域連合委託金をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第44号、平成23年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてありますが、事業費の精査により歳入歳出それぞれ9,354万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億5,444万9,000円とするものであります。

以上、ご提案いたしました議案の概要につきましてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職初め、副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明をいたしますので、慎重審議の上、何とぞ原案どおりご議決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

なお、会期中に、固定資産評価審査委員会委員の選任及び教育委員の任命について、2件の人事案件を追加させていただきたいと思っておりますので、つけ加えさせていただき、提案理由のご説明といたします。

よろしく願いいたします。

議長（坂本正紀君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

.....
請願第1号の上程、委員会付託

議長（坂本正紀君） 日程第5、請願第1号を議題といたします。

本日までに受理した請願1件は、会議規則第92条第1項の規定によりお手元に配付いたしました

た請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に審査を付託しましたので、ご報告いたします。

なお、産業建設常任委員会は、本日、本会議終了後、また、継続審査となっておりました陳情書を審査するため教育民生常任委員会は3月5日、総務企画常任委員会は3月6日、いずれも本会議終了後に開催いたします。

散会の宣告

議長（坂本正紀君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、3月5日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午前11時05分）

第43回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

平成24年3月5日（月）午前10時開議

第 1 一般質問

12番 工藤幸子

1. 住民の不安生活と道路の設置について
2. 主要道と地域の繁栄について

3番 中館文雄

1. 人口減少社会における町政の基本的な考えについて
2. 馬淵川治水対策に係る町政の取り組みについて

4番 工藤正孝

1. 「消防バイク」の導入について

6番 沼畑俊一

1. 町内における森林の状況と対応について
2. 平成23年9月の水害について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番	山田賢司君	2番	八木田憲司君
3番	中館文雄君	4番	工藤正孝君
5番	夏堀文孝君	6番	沼畑俊一君
8番	河門前正彦君	9番	川井健雄君
10番	中村善一君	11番	佐々木勝見君
12番	工藤幸子君	13番	馬場又彦君
14番	立花寛子君	15番	川守田稔君
16番	工藤久夫君	17番	坂本正紀君

18番 東 寿 一 君

欠席議員（1名）

7番 根 市 勲 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	小 萩 沢 孝 一 君	企 画 調 整 課 長	坂 本 與 志 美 君
財 政 課 長	小 笠 原 覚 君	税 務 課 長	八 木 田 良 吉 君
住 民 生 活 課 長	極 檀 義 昭 君	健 康 福 祉 課 長	有 谷 隆 君
環 境 衛 生 課 長	中 野 雅 司 君	農 林 課 長	中 村 一 雄 君
農 村 交 流 推 進 課 長	福 田 修 君	商 工 観 光 課 長	神 山 不 二 彦 君
建 設 課 長	工 藤 満 君	会 計 管 理 者	庭 田 富 江 君
名 川 病 院 事 務 長	佐 藤 正 彦 君	老 健 な ん ぶ 事 務 長	麦 沢 正 実 君
市 場 長	工 藤 欣 也 君	教 育 長	山 田 義 雄 君
学 務 課 長	夏 堀 常 美 君	社 会 教 育 課 長	工 藤 重 行 君
農 業 委 員 会 事 務 局 次 長	田 中 光 雄 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	根 市 良 典	主 幹	板 垣 悦 子
主 査	秋 葉 真 悟		

開議の宣告

○議長（坂本正紀君） ただいまの出席議員数は16人でございます。定足数に達しておりますので、これより第43回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

一般質問

○議長（坂本正紀君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内といたします。制限時間を有効に使っていただくために、質問者並びに答弁者は簡潔、明瞭をお願いいたします。

なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせいたしますので、ご協力のほどをお願いいたします。

これより通告順に順次発言を許します。

12番、工藤幸子君の質問を許します。工藤幸子君。

（12番 工藤幸子君 登壇）

○12番（工藤幸子君） 皆様、おはようございます。

さきに通告しておりました2点について、町長にお伺いいたします。

まず1点目でございますが、住民の不安生活と道路の設置、小向八幡町内の避難道についてであります。

川守田稔君 着席

まずは、今や洪水と地球温暖化は切り離して考えることはできない。つまり、そのメカニズム

と原因は温暖化で、国土が海に沈み、洪水やさらには干ばつが増加するだけでさまざまな悪影響があり、大きな地球悪環境になります。温暖化が続くと、何千年も地表を覆っていた氷河や永久凍土が解けてしまい、海水が熱によって膨脹し、海面が上昇、一部の地域では降水量の変化による洪水を引き起こし、大雨の増加を来す。時には感染症の発生、漁場の滅失、さらには日本の夏が三、四度上昇することで東京なども沖縄並みの気温となるなどの報道もされ、テレビや新聞では異常気象として報道される。しかし、昨今はこのような異常気象は日常茶飯事の出来事だと言われるようになりました。つまり、この原因は温暖化と考えていいのではないかと。

間もなく1年が過ぎようとしておりますが、東日本3.11未曾有の大惨事、また身近に起きた昨年9月の馬淵川の大洪水、さらには昭和22年ごろにも甚大な洪水があったとか。この南部の里に百年に一度ぐらいは来るどころか、半世紀、いや思わぬ頻度にスピードを上げ、やって来るかもしれないことを考えなければならない。あの馬淵川のはんらの手の施しようのない痛ましい水害。いまだ安眠できず、自宅を離れ、別所生活をしている人。また、特に馬淵川と猿辺川の合流点地域にある六、七軒ほどの家の2階に閉じ込められて、助けを求めているが、逃げる道路がなく、たとえ消防が駆けつけても手を差し伸べるすべがない。したがって、せめて早急に車1台が通れるぐらいの命綱、つまり細い道路で命をつなげる道、その道路の早急の必要性があることを町長に現場を見ていただいて、町民の安心の心のせつないほどの思いをかなえてほしいと願います。

次に2点目でございますが、主要道と地域繁栄、三戸駅前の街灯燈火についてであります。

市町村合併の目的は、市町村行政を越える広域化の要請にこたえるために、もしかして小規模で非効率だから消えてもらうのではないかとも思うのであります。未曾有の少子高齢化が進んでいく中、地域をどのように進展させていくのか。市町村合併が行われた小規模町村の中には高齢化や過疎化が著しく進んでいく地域が多く、合併自治体としての一体感の醸成感が優先されることで、従来の自治体の区域を単位としたまとまりが急速に希薄することへの危機感を強く感じるところであります。もし、数の論理が優位すれば、全国市町村数は今の1,800の3分の1になるかもしれない。平成17年から5年の時限のもとで続行されている市町村合併はどうなっていくのか。町行政と住民との親近感までなくなっていくのではないかと。

振り返ると、昔からささいなことで腹を立て、役場の窓口で「課長を出せ」、「町長を呼んでこい」と大声を上げる住民がなかったわけではありません。しかし、注文の多い客、つまり住民と対話する能力を欠く職員がいること自体も問題。つまり、職員を弱腰と批判するわけで済まされないし、むしろ町民にてきぱきと行動する職員を住民が褒める習慣こそ築いていくべきではあ

るが、つまり、すべて町を進展させるには、例えば旧自治体の庁舎を支所と呼ぶのではなく、ほとんどの事務機能を残す場合は総合支所と呼ぶとか、町そのものも従来の財政の問題ばかりではないはず。創意工夫が町発展の礎となるのであります。

そこで、三戸駅前通りを暗やみ通りにしてしまうのではなく、従来の三戸駅の一日乗降客が1,000人と言われた三戸地区の表玄関である主要場所、三戸駅構内またはそこに続く道の防犯灯など、もっと整備し、明るいふるさとの構築の配慮をしていただき、より地域発展の重要性ポイントにお心を注いでいただきたく、念願するものであります。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤幸子議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず最初に、南部町小向八幡町内の避難道についてのご質問でございますが、八幡町内は昨年の9月17日から22日までの大雨と台風15号の洪水により浸水被害のあった町内でございます。八幡町内は馬淵川と猿辺川の合流地点に位置しており、以前にも数回の浸水被害を受けておるところでございます。このため、青森県では平成19年度から平成22年度までに、八幡地区と門前地区の住民を河川の洪水による災害発生防止の目的で、猿辺川の河川改修工事と同時施工の県道南部・田子線道路改築工事を行ったところでございます。しかし、9月の大雨と台風15号により、河川改修の水位計画を超えて水害をもたらしました。

このように、たび重なる水害により町内住民の不安は募るばかりであります。議員の言われまじく避難道路の確保は、住民の水害からの不安を取り除く防災対策の一策として考えられます。

なお、青森県では馬淵川中流部の河川整備により洪水の災害発生を防止するため、平成20年度から29年度まで土地利用一体型水防災事業を進めておりますが、早期完成のため事業格上の床上浸水対策特別緊急事業に切りかえて、2年間短縮の平成27年度までに馬淵川の福地橋付近から三戸町熊原川合流点までの河道掘削を終了させる計画といたしました。この事業が終了することにより、昨年9月の大雨、台風の同様の水量となっても、馬淵川の中流部における家屋浸水は防ぐことができるとしております。この床上浸水対策特別緊急事業により、八幡町内においても家屋浸水は防ぐことができるとしており、当事業により治水安全度は高まることとなります。

八幡町内の避難道路の計画につきましては、河道掘削により家屋浸水は防げるものとして考え

ておりますが、昨年以上の出水もあり得ることから、八幡町内の防災対策は万全を期しておかなければならないと考えております。現在の八幡町内の避難路でございますが、八幡橋を渡るしかなく、八幡橋が冠水したときは八幡町内が孤立することが考えられます。馬淵川の水位を見きわめ、孤立する前にまずはいち早く避難を行い、避難場所である門前町内会館と2次的な避難場所の南部公民館への誘導をしなければなりません。避難のあり方につきましては、地元消防団、自主防災会、町内会の方々と避難誘導の方法、危険箇所などの確認を協働で実施してまいりたいと考えております。

また、八幡町内への避難道を設置するとなれば、避難用道路が冠水しないように馬淵川の計画高水位を考慮して避難道を設置することになります。設置する避難道と猿辺川及び県道南部・田子線への接続のため、河川と道路の管理者である青森県と協議を行っていかねばならないこと、また避難用道路の用地拡幅等について地権者の承諾を得ることが必要になるため、ある程度の年月を要するものと考えております。県では、家屋浸水を解消させるため河川整備事業に尽力しており、八幡町内を洪水から守るために今行うべき防災対策としては、まず消防団、自主防災会、町内会による連携の強化により避難誘導に努めることがまずは重要であると考えてございます。

次に、三戸駅前の街灯燈火についてでございますけれども、三戸駅前周辺地区は第一次町総合振興計画において市街地整備ゾーンに位置づけられており、利便性と快適性の確保や新たな宅地、住宅の供給を図り、新市街地の誘導、形成に努めることが目標として定められております。

同地区は三戸駅を玄関口に、多くの商店により町並みが形成されていることから、町は平成20年度に原子燃料サイクル事業推進特別対策事業の助成金を活用して、商店街の活性化、地域資源の情報発信、魅力ある町並み景観の整備を行うため、設置後30年以上経過していた街路灯の更新31基を行ったところであります。

この事業では、南部藩発祥の地・南部町を町内外にPRするため、駅前通りから大向地区にかけての県道沿いの街路灯のほか、国道4号沿いとふれあい交流プラザ前にシンボル灯2基を整備しました。

三戸駅は町内の他の3駅と異なり、駅前広場は面積が広いので、バスの発着場所やタクシー乗り場、自家用車での送迎など多目的に利用されておりますが、外周に設置された数基の街灯だけでは明るさが不十分なところも一部ございます。

駅舎は地域の拠点施設であり、商店街のイメージアップや防犯上の観点から適度な明るさが必要でありますので、整備の必要性について町内会や商店会と協議をするとともに、早急な対策と

して駅舎や駅前広場を管理している青森県へ照明器具の維持管理や増設を要望してまいりたいと考えております。

現在、三戸駅前周辺広場では朝市が開催され、消費者と生産者、商工業者等が交流を深めながらにぎわいの創出が図られております。今後は、駅舎を地域の核として駅前地区の商店街との連携を図り、より一層の地域振興につないでまいりたいと考えてございます。

なお、それぞれの平成合併が行われたわけでございますけれども、それぞれ均衡を図りながら地域づくりを進めるということが当然基本なわけでございます。ただ、年度年度によってその地区の重点事項等々が当然あるわけでございまして、今日までにつきましては南部地域につきましては特に消防施設等々、重点的に単年度で取り組みをしながら、それぞれの地区の課題というのに取り組んできたつもりでございます。今後もそういう部分においてはそれぞれの年度において、またしっかりと計画を立てながら取り組んでいくことが大事であると、このように考えてございます。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありますか。工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 先ほども何度も申し上げましたけれども、いつまた次の災害に遭うかもしれないという現状であるといっても過言ではないと思うんですけれども、いろいろ何々委員会とか、そういうふうな状態のものを立ち上げていって今後検討していくということになると、なかなか前に進まないのではないかと。ですから、まず現場を町長から見ていただいて、これは意外と簡単にできると思われる状況の地形になっているかもしれませんので、とにかく現場を見ていただきたい、このように思っております。

いろいろ水害に関しては日々状況が展開しているわけですがけれども、いろいろの問題点を網羅した、そういう委員会なりが立ち上がって協議しているわけですがけれども、やはり町長さんの心に強く思いを見ていただくには現場を見ていただくしか仕方がないと、私はそのように思っております。あす来るかもしれません雪解け水が豪水となって押し寄せてくるやもしれません。見ると、意外とそんなに手をかけなくともそこは完成できる場所だなということを私も見ておりますので、まずは現場を見ていただきたい、このように思っております。

それから駅前ですけれども、二、三年前から街灯がつかえました。ですけれども、それはホテルの明かりのように大した効果もないのではないかなという、そういう感がするような明かりでございまして、あそこは交通事故の分布図を見ますと、三戸町梅内字沼尻、まず第1位、分布に表

示されて、小さい事故大きい事故多数あるわけです。その次が駅前のあの通りなわけですから、どうぞ明かりをつけました、街灯を設置しました、そういうことでは今までも街灯はありましたけれども、それよりも今の街灯のほうが暗いので、さっきも言ったように分布図を見ると今まで10年間も20年間も見てきた交通事故の中でそこは非常に危険な場所ですので、ぜひ早急にそれを配慮していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。町長からもう一言、どうぞお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、1点目の八幡町内でございます。私もどちらかというと現場主義でございますので、ある程度のことは把握しておりますが、これは現場を確認しっかりしながら進めたいと思いますが、まず整備整備、もちろん大事でございます。第一にまずは、いつ何どき来るかわからないという状況下にもあるわけでございますので、まずは身体生命、ここを大事に対応していかなければならないということが大事になってきますので、現時点においてはまずそういう有難の際には避難誘導をまず行う、そしてまた町内の方々も消防団初め、避難勧告等が出た場合にはやはりその指示にも従ってもらうように住民をお願いをしていかなければならないと、こう思っております。まず、現場のほうは確認させていただきたいと思っております。

それから、駅前でございますけれども、ここにつきましては町内会会長さん初め町内の方々も、行政サイドだけではなく委員に入っていて、31基、またシンボル2基を助成事業で整備させていただきました。今の明かりがちょっと、確認していないんですが、今の節電によって抑えている部分があるのか、ここは関係課長からこの後答弁をさせたいと思っておりますけれども、そういうのが節電と関係なく明るさが保たれていないということであればまた確認をしなければいけないと思いますが、ロータリーについて非常に難しいのが、あそこは真ん中に街灯が立っていると、これまた車の関係等々があります。ですから、駅舎のほうからの照らす街灯が可能かどうか。先ほども答弁しましたけれども、県のほうの管理になっておりますので、そちらのほうにもお願いをしながら考えてまいりたいと思っております。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問ありませんか。工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 大変前向きなご返答をいただきましたけれども、その町長さんの言葉の

中にまず耳に入ってきたのが第一に命が大切だということをおっしゃいました。どうぞその辺も心に刻んでいただいて、整備はもちろんお金もかかるかもしれませんが、ですけれども、まず現場を見ると意外とそんなに障害になる場所でもないの、思ったより早期にできるかもしれませんので、あした来るかもしれません、災害があしたになるかもしれません。その辺をどうぞご理解くださって、よろしく願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 以上で、工藤幸子君の質問を終わります。

3番、中館文雄君の質問を許します。

（3番 中館文雄君 登壇）

○3番（中館文雄君） おはようございます。

私は、本定例会に臨むに当たり、今の社会情勢の中で当町の町政運営にも大きく影響を及ぼすであろう人口減少問題に対してどのように取り組んでいくか、また考えられる諸課題にいかなる政策をもって臨むことが町の将来のために必要なのか、また繰り返されてきた馬淵川を起因とした水害対策についてどのように取り組むことが必要かと、この2点を中心に質問をいたします。

このことは、議会に籍を置く1人として南部町の将来にかかわる問題でありますから、今日までも取り組んできたとは思いますが、改めて基本的な考え方、また具体的な政策について質問してまいります。

質問通告しておりませんので、今回は取り上げませんでしたが、本年度を最終年度とした行政改革大綱の総括もしながら、さらに今の社会情勢の変化を先取りした行政改革の検討も必要だと思います。そのことをまず問題提起しておきたいと思います。

それでは、具体的に質問してまいります。

第一に、人口減少率を下げるための対策についてであります。日本全体が人口減少が続く中で、南部町だけ例外の町をつくり上げることは容易ではないと思いますが、少なくとも政策をして効果があらわれるのであれば取り組むべきであります。人口問題は、誕生から生涯を終えるまでのそれぞれの年代での対策が必要なことは言うまでもありません。それらの観点から、特に次の項目についてお尋ねいたします。

1点目は、雇用問題であります。収入とも絡みますが、雇用に結びつく政策をどのように進めるか、お考えがあればお聞かせください。

2点目は、若年層対策をどのように考えるのであります。後継者対策の問題でもあり、今後どのように取り組むかお尋ねいたします。

3点目は、子育て層に対する支援の仕方についてであります。いろいろな支援とともに、現在当町における住宅問題に対する考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

4点目は、高齢者対策であります。これらは複合的に、また総合的に検討が必要だと思いますが、人口減少問題に少しでも効果のある政策、また取り組みについてお聞きいたします。

続きまして、地域活性化のための対策についてであります。種々の講演や専門家と言われる方々の話の中では、人口減少社会は受け入れなければならない、そうした社会を受け入れた上で対策を講じなければならないと言われます。今日までもいろいろな対策をしながら地域活性化を図ってきたと思います。行政区単位、町内会単位の地域力を高めることもまた推し進めていかなければなりません。

また、農業を基幹産業とする南部町であります。さきに柏木農業高校が県農村研究センターの協力を得て、そこに地元の産業代表者を加えて産官学の農業プロジェクト事業を進め、そのことを地域の農業に生かしていきたいとの報道がなされていまして。我が町にも名久井農業高校があります。地域活性化に結びつくような協力体制を検討することも必要かと思えます。そこで、地域活性化に向けてどのように取り組んでいくか、お尋ねいたします。

次に、交流人口の増加対策についてであります。住む人が減少する社会では、交流人口をふやす対策が重要だと言われます。当町でも農業観光等を含め事業を進めておりますが、事業によっては利用人口が減っているとも聞きます。そこでまず、当町の観光者また観光者以外の交流人口が何人ぐらいあるのか、お尋ねいたします。

また、今日まで進めてきた事業、政策を見直す考えがあるか、お尋ねします。あわせて、交流人口をふやすための考えられる政策についてお尋ねいたします。特に、今までという観念を改めることもこれから開かれる事業だと思えます。今までという観念を持つことによって閉鎖されることもありますので、その辺もよろしく願いいたします。

続いて、人口減少社会の中での高齢者にかかわる問題について質問いたします。人口減少の中で、高齢者の人口が進んでおります。そのことが、事業の継続や産業の面にも大きく影響していると思います。その中の一例ですが、南部町でも長い間、葉たばこ生産をしてきた方々が廃作をするということを聞きました。廃作をした人数と廃作面積はどの程度か、お尋ねいたします。

廃作の理由はいろいろとあると思えます。そこで、廃作者に対する対策をどのように考えているか、また農地は有効利用しなければなりません。耕作放棄地の発生を起ささないためにも、今

後の高齢者社会の中で農業者に対して対策をどのように考えるか、お尋ねいたします。

次に、馬淵川治水対策にかかわる町政の取り組みについて質問いたします。昨年9月の災害以降、治水対策に向けての検討が進められていることは新聞等で報じられているところですが、具体的に町民に見える形での計画が明確ではありません。現在公開されている計画では、今年度中に河川災害復旧工事として南部町内3カ所を含め5カ所の工事が発注予定となっております。さらに、新年度からは約6億円の予算を計上して河道掘削や堤防かさ上げ、また築堤を計画しているようですが、そこで新聞等で報じられている馬淵川水系河川整備学識者懇談会における河川整備計画の内容についてお尋ねいたします。特に、南部町中心でも結構でございます。また、馬淵川の総合的な治水対策協議会における馬淵川の総合的な治水対策の内容についても、あわせてお尋ねいたします。具体的にいうと、それにより達成される効果が示されているのであればお示しいただきたいと思います。

また、新聞で発表されておりましたが、八戸地区は治水対策よりも昨年3月に発生した津波災害に対する整備に重点を置いているように思います。河川の災害発生を想定内として、発生時の緊急復旧と水防活動の拠点づくりに進みました。私たち南部町は、治水対策を重点に取り組んでいかなければなりません。県の示す治水対策計画が不十分であれば、当町としてさらなる取り組みを進めなければならない。町長の考えをお尋ねいたします。

次に、当町の総合振興計画の中に示されている土地利用方針の中で馬淵川治水対策が与える影響は大きいと思いますが、この問題に対する課題と対策についてお考えをお聞かせください。

我が南部町は、治水対策を推し進めることが防災対策にもつながります。町民の幸せに結びつく政策はもちろんでありますが、町民の希望する治水対策が一日も早く達成され、安心安全な町、南部町となることを町民とともに希望して質問を終わります。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、中館文雄議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず最初に、若干申し述べさせていただきますが、1番目の減少率の対策等々、質問事項で具体的に質問して事前にいただければもう少し具体的にお答えできるところがあるわけですが、全体的な質問事項になっておりましたので、若干質問どおりにお答えできない部分もあるかもしれませんが、一部ご了承もいただきたいと思います。その中でできる限りの答弁

をしてまいりたいと思います。

まず、人口減少率を下げるための対策についてのご質問でございますけれども、今後も当町において減少していくことが当然予想されてございます。減少率を下げるということにつきましては、減少する人口をできるだけ少なくしていくということで理解してございます。

そのような意味で、当町の人口が減少していく要因のまず一つとして社会的減少がございません。首都圏への人口の流出が挙げられるわけでございます。特にまた若い世代の流出、高校卒業時に就職によつての流出、また上級学校へ進学し、そのまま都市に残るとということが大きいと考えられます。

地元に働く場が少ないために首都圏に就職する、進学する場合には卒業後に地元に戻ってくることができれば減少につながっていかないわけでございますけれども、やはりどうしても雇用の場というのが大事になってまいります。現在も、当町において企業誘致等々を図ってきました。福地工業団地に区画が残っておりますが、今、県それぞれの関係企業等々にもPRをし、相談に来ていただいているところもでございます。できる限り雇用の場をしっかりとさらに確保していかなければならないということが第一になってまいります。

参考的に、平成18年度から22年度までの合併後からでございますが、転入転出、いわゆる社会減でございますが、年平均で転入者465名に対し転出者604名ということで、社会減で平均で139名という数字になります。

企業誘致を図っていくわけでございますけれども、以前から私申し上げてまいりました、当町だけの誘致もなかなか現実的には厳しいと。そういう中で、近隣に八戸市には工業団地もあります。やはり八戸市に対する企業誘致、これも進めていきながら、我々の南部町は近距離でございますので、通勤可能な距離でございます。そういう中で八戸市のほうにも一緒になって企業誘致を取り組みながら、まず通勤であっても雇用の確保をしていくということが大事になってきますので、定住自立圏構想の中でも取り上げてございます。そういう中で、またさらに地域、広域としても取り組みをしていくことが大変大事だと思っておりますので、今後ともまた力を入れてまいりたいと思っております。

また、当町におきましては、基幹産業は農業という町でもございます。農業の振興発展に伴って、それとともに関連する製造業や小売業などの商工業部門にも発展し、引いては町全体の産業にもつながるものと思っておりますので、今後も農業振興を図りながら、現在さまざまな町単独のかさ上げ事業、また独自の事業、新規就農者事業等々、独自事業も取り組んでございます。そういう部分をしっかりと継続しながら、何とか若い世代の方々が農業に目を向けてもらえる、

そういう施策もしてまいりたいと思っております。

それと、もう1点の社会的減少と自然的減少があるわけでございます。これも参考的に申し上げれば、平成18年度から22年度の5カ年の平均でございますけれども、出生者が平均117名、5年間平均でございますが、それに対して死亡者が286名ということで、この自然的減少に対しても169名の減少と、この5年間なっております。社会的減少、自然的減少、合わせますと、年平均で308名の減という数字になってございますので、いろいろな対策を講じながら行っているわけでございますけれども、当町においても非常に厳しい状況でございます。

ちなみに、三戸郡下におきましてはちょうど中間ぐらいの減少率なわけでございますけれども、何とか八戸市にも近い、そういう利点も生かしながら、また進めてまいりたいと思っておりますし、子育て支援策等についても数年いろいろなプロジェクトを立ち上げながら検討してまいりました。今議会におきましては、いろいろご意見はあると思っておりますけれども、新年度予算に15歳以下、中学生までの医療費無料化という独自の予算も計上させていただいております。そういう、我々もできるだけコストを下げながら、その分サービスが提供できるように、しっかりこれからも取り組んでまいりたいと思っております。

2番目の活性化の対策でございますけれども、先ほども申し上げた部分と重複する部分もあると思っておりますが、それとまた関係する部分も答弁させていただきたいと思っております。

若い人の活動力やエネルギー、考え方がどうしても必要な時代になってきます。そこに当然、経験豊富な方々の高齢者の方々からの意見というのも大変貴重なわけでございますが、時代の変化とともにまた若い人材を流出させないことが大変重要でございます。このため、先ほどの人口減少率を下げるときの対策についても答弁いたしましたけれども、若い世代の働く場の提供、そしてまた農業を初めとした産業振興の発展、また子育て支援等々をしっかりと取り組まなければならないと思っております。

一つ、農業関係でございますが、先般、2月22日に当町とみちのく銀行さんとの間で食と農の振興による農業の活性化に関する業務推進協定を提携したところでございます。農業生産から加工・販売に至る6次産業化に関すること、農業経営の複合化、法人化に関すること、食と農の安全安心に関すること、この大きな三つの点があるわけでございますけれども、当町とみちのく銀行が連携を図ることを内容としており、みちのく銀行が当町に対し6次産業化のノウハウを提供したり、農業経営者の法人化の後押し、同行の取引先とのパイプを生かした農産物の販売ルートの確保などの支援を行ったりすることとしてございます。この提携によりまして、農業の振興においては民間の蓄積されたすばらしいノウハウを活用できるものと期待しているところでござ

います。

また、名久井農高さんとは今日までもさまざまな部分で連携をさせていただいております。達者村事業等々も高校生の方々が入っていただいておりますし、特に昨年は名久井農高さんのさまざまな受賞、大変な活躍がございました。町としてもまた名久井農高さんのすばらしい力、これをおかりしながら、一緒にまた行政と連携できる部分を模索しながら生かしてまいりたいと思っています。

次に、交流人口増加のための対策でございますが、一つは農村交流課の関係について答弁させていただきたいと思います。町の基幹産業である農業を観光資源の一つとしてとらえ、グリーンツーリズムの手法を用いながら達者村事業を全町内において実践しており、町外からの来訪者との交流事業を展開しているところでございます。

その達者村事業の核となるものとしては、年間を通じて果物狩りができる通年農業観光事業や、修学旅行生や一般客を宿泊させる農家民泊事業等の実施であり、多数のお客様から好評をいただいているところでございます。

さらには、昨年度より実施しております三沢基地内の外国人を果物のもぎ取り体験へ誘致する国際グリーンツーリズム情報発信事業や、もぎたての果物を活用した北のフルーツパーラー事業も新たに加え、事業拡大を推進しているところでございます。

しかしながら、昨今の景気低迷や昨年3.11の東日本大震災等の影響によりまして、交流人口については停滞ぎみであることは否めない状況でございます。予定されていた高校生、修学旅行体験も半分近くがキャンセルという状況に昨年はなりました。

このような状況を打開するためには、今まで以上に町内外に対する達者村事業の認知度を高める情報発信等の取り組みを強化するとともに、多くの町民と来訪者が交流できる環境づくりの構築が急務であると思っています。それと、やはり情報発信が大事になってくるなと思っています。

そのためにも、斬新なアイデアとアクションが必要不可欠でありますから、23年度におきましては民間活力を導入すべく、民間法人の設立に向けて現地調査による現状把握と今後の将来像について検討を行ってきたところであります。

また、各種の意見交換会やフォーラム等の開催により、多くの町民や地元の高校生、また町外の大学生等からもそれぞれの立場で積極的なご意見をちょうだいしており、今後の達者村事業等々に反映してまいりたいと考えてございます。

また、24年度におきましては、このような多くの意見を取り入れた民間法人の設立を目指して

町民有志が動き出しており、町ではバックアップしながら民間活力を最大限に生かした達者村事業を展開してまいりたいと考えてございます。

なお、八戸圏域定住自立圏においては、当町を含む圏域内外の交流人口を増加させるため、次のような事業が実施されております。

グリーンツーリズム推進事業では、当町のグリーンツーリズムを参考とした圏域内の推進が行われており、農業観光者の受け入れ農家の育成・確保に向け、当町が事務局を行っている三八地方農業観光振興協議会の運営体制の強化が図られております。

また、はちのへ青年倶楽部カダリスタの運営事業においては、圏域内の青年の相互交流とまちづくりへの参画の促進を図るため、圏域内の青年を対象としたセミナーや体験活動等が実施されているところでございます。

次に、商工観光課関係からの答弁とさせていただきますが、南部町の観光入り込み者は年間104万人となっております。青森県の町村の中では、深浦町に次いで2番目となっております。南部町での観光客の消費額はおおよそ20億円と推定され、実に商業販売額の1割以上を占めてございます。実際には観光客のみではなく、町内の消費波及効果も含めると、おおよそ2割ぐらいになるのではないかと考えてございます。この数字をいかに町内収入の固定化に結びつけ、どのように施策に反映していくかが重要な課題だと認識してございます。

今年度は、冬場の観光対策として2月11、12日のえんぶり期間にチェリウスを核とした極寒祭を開催し、八戸を初め周辺市町村からの誘客を図ったところでございます。1,200人ほどの方々が来訪していただきました。

また、23年度は国の緊急雇用創出事業を活用し、FMラジオで南部町PR番組を作成し、毎週放映することによって広く南部町の産業や商業、特産品の宣伝に努めたところでございます。また、観光協会委託事業ではホームページの充実を図り、名久井岳周辺と馬淵川の総合パンフレットを作成し、南部町の魅力を発信したところでございます。

今後ともイベントの充実や南部町の資源活用とPRを図り、入り込み者、交流人口の増加につなげてまいりたいと考えてございます。

次に、4点目の高齢者の増加が産業の継続に及ぼす影響についてでございますが、人口減少と高齢化率の上昇は、農業のみならず日本全体の産業に暗い影を落としているところでございます。2000年の農林業センサスによりますと、基幹的農業従事者平均年齢は県全体で59歳、町では59.2歳、2010年県全体では63.2歳、町では64.8歳と高齢化が進行している現状にあります。

議員ご指摘のとおり、人口減少に伴う消費量の減少や高齢化による労働力不足等々、さらには

また健康志向に伴う禁煙・分煙の取り組みと平成22年10月からのたばこ増税など要因にいろいろあるわけですが、日本たばこ産業株式会社が受給調整のために24年度から廃作農家を募集したと伺ってございます。当町にも廃作農家が出ているわけですが、県のまとめによりますと県全体で251戸、約167ヘクタール、当町では21戸、10.97ヘクタールの申し込みがあったと伺ってございます。

県では、葉たばこ廃作農家へのアンケートを実施するとともに、アンケートに基づき、他作物への技術的支援、国の葉たばこ作付転換円滑化事業などを農家へ説明し、廃作後の農地の有効活用に向けた指導を行ったところであります。また、JA八戸では廃作農家を対象に、ピーマンとネギの作付指導をしたとお伺いしてございます。

今後ますます進む人口減少や高齢化率の上昇を見据え、国では平成22年3月に食料・農業・農村基本計画を定め、農業所得の大幅な減少、担い手不足の深刻化、非効率な農地利用、農山漁村の活力の低下といった厳しい直面に対応すべく政策を実施することとし、平成23年10月、我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画において、新規就農者確保対策や耕作放棄地解消を含めた農地集積対策など、より具体的な施策が示されたところでございます。

当町といたしましては、今後、国、県の指導を仰ぎながら、関係機関と協力し、計画実現に向けて進めてまいりたいと思っております。新規就農者支援等々、なかなか国、県も思うように我々が考えているように進まなかった、そういう部分で金額は別にしても独自でそういう事業をやってきました。今、国がそういう支援に動き出しております。しっかりとそういう部分を早く行動に移して実行していただくことを期待したいと思っております。

次に、馬淵川水系河川整備学識者懇談会における河川整備計画内容についてのご質問でございますが、まず最初に馬淵川の総合的な治水対策協議会と馬淵川水系河川整備学識者懇談会について説明させていただきます。

治水対策協議会は平成18年11月21日に、同年10月の出水を受けて馬淵川の治水安全度が十分確保されていないことが明らかになったことから、国、県並びに関係市町村でおのおの担うべきハード対策、ソフト対策について検討し、馬淵川の総合的な治水対策について協議するために設置したものであり、治水対策協議会で検討した内容を河川整備計画に反映させております。

また、学識者懇談会については、平成19年11月30日に国の作成する馬淵川水系河川整備計画、これは国直轄区間でございます の案及び県が作成する馬淵川水系河川整備計画、県管理区間でございます の案について意見を述べるとともに、河川整備計画策定後の各種施策の進捗に関し意見を述べるもので、また河川整備計画に基づいて実施される事業のうち、再評価、事後評

価の対象事業の評価を行い、東北地方整備局に対し、これは国直轄の部分でございます、東北地方整備局長に対し、意見を述べることを目的に設置されてございます。

それでは、ご質問にお答えを申し上げます。学識者懇談会は学識経験者、地方公共団体、関係住民で構成されておりますが、国、県の河川整備計画書に基づいた事業の進捗に対し意見を述べるができることになっております。昨年の水害に対して、ことし1月17日に第7回学識者懇談会が開催されまして、平成18年の大雨で計画を見直し、平成22年6月に策定した県の馬淵川水系河川整備計画によりさまざまな施策で事業を進めておりましたが、昨年の9月の洪水が発生したことから、委員の方々から事業の進め方を早める、また事業手法をふやすなど、今後の対応についての意見がなされたところであります。

私も懇談会の委員でございますので、洪水調整のために馬淵川の上流にダム建設も検討していくべきではないか、これは今回に限らず以前の懇談会でもお話をさせていただいております。なかなかダムになると、青森県ではなく、恐らく岩手県ということになっていくでしょうから、大変難しいという部分も説明を受けておりますが、我々は住民の安全安心、また農地の冠水がないように図っていくためにはあらゆる要望もしながら進めていかなければならない。河道掘削含めながら当然堤防のかさ上げ、同時にダムというのもしっかり検討もする必要があるのではないかと、こういう意見を述べさせていただいております。

また、当町では住宅のかさ上げ、輪中堤の整備により、昨年9月の洪水から守られた地域がありました。住民の安全安心を確保するために、今行われている河道掘削の河川整備事業が1年で早く短縮できるようにお願いをしております。今後の河川整備においては、大向地区の家屋が浸水に遭わないために堤防の整備はもちろんであります。同時に宅地のかさ上げも計画的に進めていくように、堤防、河道掘削、宅地かさ上げ、ダム、あらゆる部分をお話ししていきながら、できるだけ我々が早く安全な暮らしができる、そういうふうに取り組んでまいりたいと思っております。

次に、馬淵川の総合的な治水対策についてでございますが、協議会は平成18年に設立してからことしで7年目となります。馬淵川の総合的な治水対策協議会は、国が5名、青森県が6名、八戸市が8名、南部町は副町長と建設課長、及び三戸町は建設課長、計22名で構成されております。また、協議会の中に事務レベルによる検討会の場としてワーキンググループを設置しており、国、県、市町の課長級の13名で構成されてございます。

昨年の洪水発生からの協議会の活動は、10月7日にワーキンググループによる馬淵川の被害状況を視察し、検討会を開催しております。12月16日には第7回馬淵川の総合的な治水対策協議会を

開催しており、副町長と建設課長が出席しております。協議会において被害状況を報告し、今回被害の大きかった大向地区が今後被害のないよう、河道掘削の事業を迅速に行うことをお願いしております。

また、治水対策協議会とは別の組織になりますが、3月下旬に馬淵川の河川改修事業の促進及び国による中下流一体管理の促進の目的のために、八戸市、三戸町、当町で1市2町の組織による期成同盟会を現在立ち上げる予定となっております。八戸市は、下流から10キロまでは国直轄機関でございます。およそ7割、8割が八戸市の場合は整備がされてきたということがございます。我々の南部町地域が一番中流部の被害の多いという地域になりますので、またこの期成同盟会が設立されましたら、そちらのほうからもまた県、国のほうに強く要望してまいりたいと思っております。

次に、馬淵川治水対策が与える土地利用方針への影響の課題と対策についてでございますが、現在、青森県では馬淵川中流部の治水対策で土地利用一体型水防災事業を進めてございます。馬淵川沿いの狭い地形に普通に堤防を構築しますと、家屋や農地の多くが堤防用地となり、土地利用の面からいくと影響が出てくるものと思っております。そのため、宅地のかさ上げや輪中堤等の築堤及び河道掘削の事業を行う土地利用一体型水防災事業で洪水による被害を防ぎ、住民の安全を図るために工事を行っております。

しかし、昨年9月の洪水発生により、土地利用一体型水防災事業での計画では地域住民の不安が募る方向にあり、馬淵川の中流部の河川整備を早期完了させ、早く安心して暮らせる安全な馬淵川を目指すために、先ほども申し上げましたが、平成24年度から事業を格上げして床上浸水対策特別緊急事業を行うこととしてございます。

このように、馬淵川の治水対策の見直しで緊急対策事業の導入などにより土地への浸水を解消し、また河川整備により土地を縮小することなく、従前の土地の利用を有効的に活用でき、総合振興計画の土地利用計画に基づいた土地利用の推進を継続していけるものと思っております。

特に、馬淵川に関する部分につきましては、当然、私自身が先頭を切って取り組んでいかなければならないと思っておりますが、議員の皆様にも昨年国会議員の皆様にもお願いを一緒にさせていただきました。議員の皆様と一緒に、事業等が早期に完了することができますように、さらなるまたご協力、ご指導をお願い申し上げたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。中館君。

○3番（中館文雄君） この人口減少社会の問題、町長からもいろいろ難しい課題があるというような答弁ですけれども、前に例えば若者たちの結婚問題だとか、そういうものを話題にして取り組んだやに聞いたことがありますけれども、今そういう問題はどのように取り組んでいるか、もしあれば、やっていないというのであればいいですけれども、その辺を。確かに、人口減少問題は南部町だけの問題ではありませんから、種々の要因が重なったのことでですから簡単ではないと思いますけれども、少なくとも南部町に住んでもらえる人を何とか確保していくというのが、これは町政としても考えなければいけない、我々議員としても、人が住んでいる町でなければ町の活性化はありませんから、その辺について、ともにこういう方法でというのが、もし具体的に検討していることでなくても、考えの中にあればもう少し詳しくお話ししていただければと思います。

それから、馬淵川のこの問題ですけれども、私も新聞その他の資料の中、また知っている県会議員と話した中で、少なくとも新年度は6億何千万かの予算はつけましたよと。それを4年間ぐらい継続して、20億から30億ぐらいこの馬淵川に投入する、そういう動きはしているというような話は聞きました。それが具体的に、この協議会の中でそこまで話し合われているのか。そしてまた、その中で新聞の中にも載っていましたが、具体的にこの場所をこういう検討すると。例えば、苔米地地区のことについても対策を考えなければいけないというのは話し合われたように新聞では報じられておりました。

それから、河道掘削のどこを掘る予定なのか。総合的に検討するといっても、やっぱり町民からすれば自分が見てここは危険な場所だ、ここをもう少し広げてくれれば、もう少しここは川底を深くしてくれればという場所があると思います。ですから、その辺のところを具体的な検討がなされているのであれば、もう少し具体的に説明をお願いしたいと思います。その中では、農地の被害も軽減したいということであれば、当然田んぼに水が入らないようにするということだと思いますけれども、その辺のところ。

それから、具体的にそういう問題も恐らく会議の中で話し合われてなければ、今年度中に何か結論出すというような協議会の方向性が示されたという報道もありましたから、その辺についてもう少し具体的な話があれば、あわせて説明をお願いしたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 企画調整課長。

○企画調整課長(坂本與志美君) 一つ、先ほど若者の関係で結婚の話がございましたけれども、先ほどの町長の答弁の中にもございました定住自立圏のほうで、はちのへ青年倶楽部カダリスタという事業をやってございます。その中では参加した人たち、若い未婚の人たちですので、うまく話がまとまればというねらいがございまして。今現在、57名が登録しております。南部町は2人だけなんですけれども、交流会なりセミナー等に参加しております。まだこれ、震災の関係でちょっと事業がおくれています、これから積極的に進めていくというようなことで行っておりますので、少しは期待できるのではないかなと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長(坂本正紀君) 建設課長。

○建設課長(工藤満君) 河道掘削の箇所ですけれども、現場の福地橋付近から1カ所目、次、ショートカットしたところがあるんですが、その斗賀の地区のあたり、それから剣吉橋の上下流、ながわ大橋上下流、相内、鮭・鱒ふ化場の近辺、沖田面地区、大向地区というような予定で河道掘削を行うことに県のほうでは計画されております。

以上です。

○議長(坂本正紀君) ほかに質問ありませんか。中館君。

○3番(中館文雄君) 今、課長からここをこういう予定だと。その辺はどの程度、前回の水害に効果があると思ってその場所を選んだか、その辺理由がはっきりしているわけですか。ただ、適当ではないと思いますけれども、ここをこうこうといっても、町民からすればそこ実際に水害を受けた人から見れば、ここも必要だ、この辺を何とかという気持ちがあると思うんですよ。ですから、その辺の具体的な町民との、災害起こった後にこういう河川対策に対する意見を聞く機会というのは私は持つべきだったと思うんですよ。そうしないと、ただ県で国でこういう方針示したから、じゃあそのとおりやっています。で、やりました、また起こりましたでは対策にならないわけですよ。ただ繰り返す。対策としてはっきりそれ以上はやはりここに住んでいる住民の意向というものもある程度反映された形の計画がなされて、それによって実行していくというのが私は、こういう特に災害に絡む問題ですから、同じことをまた繰り返すということであれば、これはやっぱり怠慢だと言われる、それは町の責任とは言いませんよ。町の責任とは言いませんけれども、県なり国に対してもっと強くそこは、こののこのところをこうしてもらいたいという、こ

れはさっき町長の中でも期成同盟会をつくってその運動は広げていくということですから、その中でやるのかもしれませんが。ただ、町民にすれば、あすまた起こるかもしれない。何年後にこうなりますといっても、それよりもっと早く何とかしてくれないかという問題になると思うんですよ。馬淵川は、前は恐らく虎渡から八戸まで6カ所ぐらい砂利採集して、何しろ掘削していました。そこで生活を立てている方々もありましたし、そういう面で見れば、何かそこに町民に、もうちょっと待って、こうすれば何年後にはこうなりますからという説明が、計画をこの協議会なり何かでやっぱり具体的にひとつ南部町から行っている委員の方々はもう少し強く訴えていく必要があるかと思います。その辺について、もし考えがあればお答えいただきたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 県のほうの要望等については直接、事務所の所長さんもお見えになっていただいております。当初の29年度までの河道掘削を2年早めてもらって27年度までにという中で、懇談会のときにも私、委員として申し上げたんですが、やはり常に見直しをしてもらわなければ困ると。一つの掘削場所が計画をされて、それでいいということではなく、常に見直しをして工事を進めてもらうということはお願いをしておりますし、そのほかにもつり橋等付近の部分も先般、八戸の所長さんと十和田の所長さん2名お越しいただきました。そういう一つの追加的な事業もお願いをしておりますし、同時に河川だけではなく、104号、苫米地地区、国道4号、虎渡地区の今回の道路がつくことになったということもお話をして、またこれは懇談会のときの委員会でもお話をしました。川だけではなく道路も一体的に考えてほしいと、こういう要望等々も行ってありますので、常にやはりこれでいいということではなく、見直しを常にしていって事業展開をしていくということが大事だと思っておりますので、これからも随時しっかりと要望させながら、また特に河川というのはこの地区の住民の人たちが大変だということと、全体的にやはり見ていかなければならない、一つの流れを見なければならぬわけでございますので、そういう中で安心できるように早く取り組みはしていかなければならないと思っております。

○議長（坂本正紀君） 以上で、中舘文雄君の質問を終わります。

ここで11時30分まで休憩といたします。

（午前11時17分）

○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時30分）

○議長（坂本正紀君） 一般質問の途中ですが、ここで会議録署名議員、8番、河門前正彦君が先ほど欠席届を提出されましたので、会議録署名議員の補充指名を行います。

会議規則第119条の規定により、11番、佐々木勝見君を指名いたします。

それでは、一般質問を続けます。

4番、工藤正孝君の質問を許します。工藤正孝君。

（4番 工藤正孝君 登壇）

○4番（工藤正孝君） 私から、今定例会において、さきに通告をしました1点について町長にお伺いいたします。

間もなく東日本大震災から1年を迎えようとしています。3月11日午後2時46分、東北地方太平洋沖地震が起こり、その直後の巨大津波により東日本の沿岸地域は壊滅的な打撃を受けました。その後、懸命な復旧作業が続いていますが、なお避難所生活を余儀なくされ、ついにはだれにもみとられることなく孤独死になった老人が数人出ている、今後も予測されるという報道には心が痛く、一刻も早い対策が必要とされます。

また、消防団活動も大きく報道されました。それは、大津波警報が発令されたとき、逃げ惑う人、うろたえる人、動揺しパニックに陥る住民たちに避難誘導し、勇敢にも堤防の門を閉めに行き、さらに逃げおくれの住民がいなか確認をしているさなか、想像を超える大津波にさらわれて命を失った消防団員も数多くいました。今、改めて勇気ある消防活動で殉職した消防団員に敬意を表し、心からご冥福をお祈りいたします。

さて、災害はいつ起こるかわからないと昔から言われる中、我が南部町も防災対策、震災対策等をしっかりとし、予想できない災害にも屈することなく対応をしなければなりません。その最前線で常に活動しなければならないのが南部町消防団であります。火災はもちろん、近年頻繁に来る河川のはんらんにも、自分の仕事を捨ててまで現場に向かう消防団は南部町の誇りであり、将来の南部町を支える若き後継者であります。

南部町消防団は消防という使命のもと、町民の生命と財産を守るべく、毎年訓練を重ねております。初期消火訓練、中継送水訓練、ポンプ車操法訓練等を行っていますが、一番大事なことは町民の防火意識からなります。毎日のように火を扱っているにもかかわらず、そのときだけ気を

抜いてしまったり、まさか火事になるとはといった心の油断であります。しかし、そのときは慌てず初期消火に努めてもらいたいのですが、慌てないわけがないと思います。火が出てしまうとやはり怖いという思いが一番で、訓練もしたこともない初期消火等は危険も伴います。特に、老人世帯や女性の人たちはやけどや煙を吸い込んでしまうなど、2次災害にも注意が必要です。やはり2次災害になる前に大事なことは、119番通報です。自宅が火災になった場合、冷静に自宅の住所を言えるのか、また林野火災を発見したら目標とする位置を正確に消防署に通報することができるかが大事なことです。そして、消防署員の消火が始まり、消防団員がそれを支えることで初期消火につながります。

そこで、今回私の提案は消防バイクです。先般2月26日のデーリー東北の広告にも載りましたが、八戸消防本部に消防バイクが1台配備されました。この消防バイクは二つのタイプがあり、オフロードタイプとスクータータイプで、どちらにも50リットルから60リットルの水が掲載できて、消火時には高圧の水をミスト状に噴射し、約10分から15分間放水できるとしております。

火災の発生からフラッシュオーバーと呼ばれる、火が爆発的に燃え広がる現象までおよそ5分から15分と言われていています。そして、火が燃える要素は酸素と温度、可燃性物質によります。その酸素を浮遊時間の長い微細な水の霧で遮断し、同時に温度も下げますので、少ない水で火が燃える3要素のうちの酸素と温度を断つことができるわけです。水の霧で自分の身を守りながら消火することもできて、従来の大量放水消火と比較して30分の1程度の水で消火が可能だということです。

この消防バイクは、狭い路地の防火、消火対策に向けて全国の市町村で導入が進み、特に平成7年の阪神・淡路大震災の教訓で、建物が倒壊して瓦れき化した道の障害物もかいくぐり、消火活動ができた、また停電等で携帯電話や無線も使えなくなったときも現場を往復して情報伝達や救助活動で活躍した実績は、全国の消防関係者の注目を大いに集めました。

我が南部町も名久井岳を初め、広範囲にわたり山林があります。また、決して広くない道路を入っていく先々に住宅があり、いざ火災になれば広範囲にわたり大渋滞となり、消火活動に支障を来す場合も考えられます。もし数台を導入したとすれば、この消防バイクで警らすれば新しい消防体系に町民の防火意識も高まり、消防団員の意識改革や新入団員の増加にもつながると思いますが、町長のご所見をお伺いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) それでは、工藤正孝議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、その前に昼夜を問わず、有事の際、活動いただいております消防団の皆様には心からまず敬意を表したいと思います。

それでは、消防バイクの導入についてのご質問でございますが、大規模災害や山林火災発生時において車両が進めないような場所への偵察や連絡手段、物資輸送などに機動力を発揮するとされ、全国的には常備消防のほか、消防団においても導入されている事例を伺ってございます。近隣では、八戸さん初め軽米消防団にもバイクが配備されてございます。

町では昨年4月に三つの消防団を一つに統合し、これまで団運営についての大枠を検討してまいりました。また、現在32個分団に配備されている消防車両については、整備計画に基づき老朽化した車両から順次更新することとし、財源を確保しながら進めさせていただいているところでございます。32個分団でございますので、およそ1台、時には2台の更新ということにもなってくるわけでございますが、今後は南部町消防団のあるべき姿について組織の体制や運用方法についての検討とあわせ、ハード部門である整備計画の見直しについても検討していかなければならないと考えてございます。

議員ご案内の消防バイクにつきましては、期待される効果もお話をいただきました。機動力を火災、水害、大規模災害などの現場で発揮できるものと考えてございます。また、近年団員の減少も続いているわけございまして、そういうバイクが町内をまた走るということになれば、消防団の一つはイメージアップ、また将来この地域を担っていく子供たちにもまた消防団というものに目を向けてもらえることにもつながっていくのかなというふうに考えてございます。

課題としては乗車できる団員の確保、免許証取得等々も出てくると思いますし、訓練等における指導者の確保、当然機動力が発揮される現場においては危険性というのものもあるわけでございますので、そういう困難を伴う任務にもなっていくということと、これは各団に配備というまではいかないかもしれませんが、そういうことによって本来である消防車両、現在も火災が発生すると最低3名なりでまずは出動するという状況下でございます。そういう中で、バイク運転して消防車両が逆に行けなくなる状態になってもこれは問題になりますので、そういう部分も含めながら、これら組織体制や整備計画を検討していく際に導入の必要性、配備先、運用方法等について先進事例を参考にしながら前向きにこれは検討してまいりたいと思っておりますので、消防団の幹部の皆様とまた検討してまいりたいと考えてございます。

まずは、先ほど議員もお話ししておりました初期消火、それぞれの方々が冷静な中でできるかできないかでも大きな違いが出てくるものとおっしゃいますので、よく110番と119番、慌てると間違っかけてける方がかなりいらっしゃるということもお伺いしております。できるだけ電話のところにはステッカーか何か張って、すぐ慌てないでかけられるようにしていくのもまず大事なことかなとおっしゃいますし、そしてまた活動される方々にはまずは2次災害を起こさないということ、先般も消防関係の祝賀会がございましたが、そのときにもお話をさせていただきました。2次災害を起こせば、これはまた大変な事態になるので、そういう部分は十分注意を払って活動していただきたいということもお話をさせていただきました。いずれにしても、やはり有事の際、最小限にまず食い止める、そして2次災害を起こさない、そういう活動が大事になってくると思いますので、住民の安全安心、先ほどの馬淵川も含めながら、火災、水害、災害等から住民を守るということが大事だと思いますので、今後ともまた消防力は高めてまいりたいと、こう思っております。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。工藤正孝君。

○4番（工藤正孝君） 前向きなお話だというふうに認識してよろしいかと思いますが、消防力、組織の体系をつくりながらハードの面で前向きに検討するというお話をいただきました。

もう導入したのものとして私は今から発言しますが、もちろん課題はたくさんあると思います。町長おっしゃったように、この場では考えられないような部分もありますが、特にこうなれば南部町消防団、消防バイク隊なるものの結成が必要です。また、ご指摘のとおり、自動二輪に関して心得、経験がある者、あるいは教習所での訓練、これも他町村では毎年2回ほど教習所を利用して指導していただいているということです。また、私の案ですと、やはりバイクの操作技術、追撃するとかいいますと、青森県警、白バイ隊とかの指導ですとかお話、どういった危険があるものかとか、そういった部分も指導を受けていただくのがいいかと思います。

また、訓練といたしましても、町長もおっしゃいました救援物資の運送訓練、ほかでは200キロ、250キロも走って帰ってくるという訓練もなさっているようです。また遠征訓練、これもやっぱり災害時に起きたときの電気、水道、断絶したときにも、そういった消防団としても活動の一環としてキャンプ、いわゆる物資が何もなくても自発的に消火活動、災害活動に結びつけるために、自分たちは自分でまずは生きていくという訓練が先だというふうに伺っておりました。

そこでまた、私もインターネット等でしか拝見していません、実物は消防本部に配備されたと

いえども、まだ拝見することもなく乗ってみることもできませんが、やはり導入に当たって町長や総務課長として消防団沖田団長、ここにも5名の消防団幹部の方がおります。ぜひ先進国、あるいは製造メーカーへの研修が必要と思われるので、何かと忙しい町長さんですが、ハードなスケジュールをこなして俊敏に動く機動力をまずは生かして、他町村あるいはメーカーに研修など行ってみたらいかがなものかなというふうに考えております。また、ご意見がありましたら、答弁お願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） いろいろご助言ありがとうございます。

恐らくまず導入された場合においては、バイク隊等々という形になっていくのかなと思います。どの程度までの整備にしていくのか、1台どのくらいになるのかという部分もあると思いますが、そういう部分も含めて工藤正孝議員さんも消防団の幹部でございますので、団のほうでも話し合いをしていただいて、できればやはり自分の目でも確認をしながら検討していきたいと思っております。

軽米さんの場合は毎年、軽米の観閲式にご案内いただいておりますので、毎年行ってございますが、そういう中の整備でいいのか、また私も含めながら幹部の皆様もいろいろ勉強していただいて、そういう中でやっぱり必要性が高いということになっていけば導入という部分もこれは当然考えていく、かなり機動力は発揮できるだろうというふうには考えてございます。

○議長（坂本正紀君） 以上で、工藤正孝君の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

（午前11時48分）

○議長（坂本正紀君） それでは、休憩を解きまして、会議を再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（坂本正紀君） 一般質問を続けます。

6番、沼畑俊一君の質問を許します。沼畑俊一君。

（6番 沼畑俊一君 登壇）

○6番（沼畑俊一君） さきに通告をしておりました2点について、質問いたします。関係者の答弁をお願いいたします。

まず1点目でありますけれども、町内における森林の状況と対応についてであります。

まず、当町の森林面積は総面積の約50%を占めており、過去には林業が盛んで製材も各地で行われ、地域の重要な産業として位置づけられておりましたが、輸入材の増加などにより木材価格の低迷、製材所の減少に伴い、林業経営も成り立たない状況下にあります。

近年は多面的機能、またバイオマスエネルギー等で森林の見直しがされてきておりますが、そんな中、青い森農林振興公社が平成22年、長期収支の試算の結果、多額の欠損が見込まれ、経営が困難となることから、25年度をめどに県への移管手続を進めることで現在、各地で合意に向けた説明会が開かれております。当町でも幾つかの団体と何人かの個人が公社と契約をしていると思いますが、厳しい現況のもとでその影響は大きいものがあります。今後の森林、林業に対するお考えと対応をお伺いいたします。

次に、2点目として、先ほどの中館議員と重複する場面があると思いますけれども、昨年9月の台風15号の水害についてであります。

町の対応は迅速に行われましたが、被害は甚大で、異常気象が続く中、ことしも来ないという保証がない中で、対応が急がれると思います。12月議会でも議論されましたが、今後の河川整備、住民の安全対策、災害危険区域の見直し、農地及び農業対策、災害の記録について、現在考えておられる具体的な対策をお伺いいたします。

よろしくお伺いいたします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、沼畑議員にお答えを申し上げます。

まず最初に、町内における森林の状況と対応についてのご質問でございますけれども、当町において青い森農林振興公社が管理している分収造林、契約地面積でございますけれども、約413ヘクタールございます。その分収造林契約者、内訳でございますが、個人が25名、共有地8、団体4、その他11となっております。議員ご承知のとおり、平成25年4月をめどに県への移行手続を進めることになってございます。

青い森農林振興公社では、県の経営改善の方向で現行の公社と契約者の6対4を県と契約者7.5対2.5を基本とすることとし、契約者が個人、共有地等の場合はその地代を考慮して7対3にする変更協議を進めてございます。なお、将来、木材価格の上昇等の事情変更が生じた場合は、今回変更した分収割合について見直すこととしております。

青い森農林振興公社との分収造林契約者としてメリットでございますけれども、森林所有者の森林整備費負担金が発生しないことと、長期の契約となりますので森林計画が計画的に実施されることとでございます。

今後の課題となる部分は、分収造林事業の分収割合の見直しによる影響で契約者に直接かかる問題となり、今のところ契約に応じない個人、共有地の所有者が出てくるのが懸念されます。このことにつきましては、分収造林事業が県へ移管された平成25年4月以降も引き続き、根気強く契約の交渉を進めていくこととお伺いしてございます。

当町としましては、県、公社に対し、現行割合にできるだけなるように働きかけてまいりたいと考えております。また、国、県の補助事業を有効に活用し、低コストで森林の搬出が可能になるよう路網整備の推進を図るとともに、八戸市森林組合や三八地方森林組合と相互に連携し、森林所有者の森林計画に対する意識の向上を図ってまいりたいと考えてございます。

次に、河川整備についてでございますけれども、平成23年9月の水害の対応の河川整備について、ご質問にお答え申し上げます。

先ほど中館議員にもご答弁いたしました。12月議会定例会以降の河川整備の動きにつきましては、青森県では馬淵川中流部の土地利用一体型水防災事業により河川整備を進めてまいりましたが、平成24年度からは早く安全安心の生活ができるよう集中的に改修する事業格上の床上浸水対策特別緊急事業に切りかえて2年間短縮し、平成27年度までに馬淵川の福地橋付近から三戸町熊原川合流点までの河道掘削を終了させる計画としております。この事業は、昨年9月と同様の洪水が発生しても馬淵川の中流部における家屋浸水の被害を防止することを目的としております。

事業の内容ですが、平成23年度は災害対策等緊急事業推進費を活用して、斗賀河原のショートカットした付近左岸、ながわ大橋付近の両岸、相内の鮭・鱒増殖場付近左岸の河道掘削を行い、平成24年度からは床上浸水対策特別緊急事業により、剣吉橋下流左岸、同じく上流右岸、沖田面の左岸、大向の右岸の河道掘削を平成27年度まで行うことになっております。また、昨年災害に遭ったつり橋の苫米地付近の拡幅を県に要望しておりましたが、県では要望した箇所も含め、馬淵川中流部の川幅の狭い部分について拡幅する用地調査測量を行ってございます。

中館議員にもご答弁申し上げましたが、河道掘削をまず早く完了していただき、同時に部分的堤防のかさ上げ等のお願いもしてございます。そしてまた、あわせて国道104号等も同時に同じ国交省でございまして、そういう要望もしているところでございます。

次に、住民の安全対策及び水防訓練についてお答え申し上げます。

町では、防災訓練を合併当初の平成18年度から大規模災害を想定し、福地地区、名川地区、南部地区を年ごとに主会場として毎年実施してまいりました。しかし、昨年度は訓練当日のあいにくの天候により中止し、今年度につきましては台風15号による災害と訓練時期が重なり、実施できませんでした。

毎年の訓練には、町消防団、自主防災会、火防団、名久井農業高等学校の生徒や各防災関係機関など約500人の参加のもと、土のうづくり訓練や倒壊家屋からの救助救出訓練などの訓練を実施しております。

また、町消防団においては土のう積み工、シート張り工訓練やボートを使った人命救助、捜索活動などの水防訓練を独自に実施しており、さらには毎年開催される青森河川国道事務所主催の馬淵川水系水防訓練においても当町の消防団が主になり、訓練を行っております。

町には18団体の自主防災会が組織されておりますが、町の防災訓練への参加だけでなく、自主的に災害時に備え、避難誘導訓練や炊き出し訓練などを地元の消防団や消防署の協力のもと実施している自主防災会もございます。

今後はさらに災害に備え、地区ごとに地元消防団、自主防災会や町内会の皆さんが一体となった訓練の実施を検討してまいりますので、これまでの教訓をさらに生かし、訓練を重ね、地域防災を高めてまいりたいと考えておりますので、議員各位の一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

次に、災害危険区域についてのご質問にお答え申し上げます。

南部町災害危険区域に関する条例は、旧名川町で馬淵川沿いの極めて被災の可能性の高い土地に対し住居の用に供する建築物の制限を行い、馬淵川のはらん時に住民の財産及び生命を確保するために制定したもので、合併時にそのまま継承され、平成20年3月24日に被災の可能性の高い苦米地地区、福田地区及び相内地区に対し、災害危険基準高を設定して追加指定しております。

災害危険基準高は河川改修計画に用いる計画高水位の高さであり、災害危険区域は河川整備計画による事業が実施されていない河川区域において災害危険基準高より低い土地の区域に指定するもので、三戸駅前地区の大向地区においては、河川整備計画によって堤防の整備が実施されていることから災害危険区域に指定しないこととなります。また、危険災害区域に指定された区

域が、相内地区のように輪中堤整備などにより水防災対策がなされた場合、輪中堤内の住宅建築に際し制限の規定はされません。

次に、農地及び農業についてのお答えを申し上げます。

ご承知のとおり、馬淵川のはんらんの際、沿線の農地はほぼ全域が冠水し、農業用水路、農道、揚水機場などの農業用施設や農地、収穫目前の水稻や野菜、果樹などの農作物と家畜が甚大な被害を受けました。冒頭申し上げました河川整備を願う最大の目的は、はんらんのたびに受けるこれらの被害をなくすことではありますが、国、県に私ども含め歴代首長、議会議員の皆様が何十年という被害の重大さ、深刻さを訴え、要望活動を続けているにもかかわらず、残念ながら我々が望む整備には至ってございません。

これからまた、いつ来るとも限らない馬淵川のはんらん被害を少しでもなくすため、未整備圃場については地域農家の皆様の合意形成が不可欠であります。圃場整備事業導入などにより、可能な限り全体的な田面かさ上げを行うこと、河川整備と一体的に事業を行うことができればなお望ましいため、関係省庁への働きかけをしまいにまいりたいと考えております。また、台風シーズン前に収穫できる作物や被災時のリスク分散のための多品目作物栽培の奨励を進めてまいりたいと考えております。

次に、災害の記録についてお答え申し上げます。

台風15号による水害は、今まで記録にないほどの被害を当町にもたらしました。今回の水害は256世帯の方が住家に浸水の被害を受けており、中には2週間に及ぶ避難所生活を送った方もおりました。また、農地、農作物、畜産施設、店舗、道路、橋梁、公園や公共施設などに甚大な被害を受けており、2月末現在で被害額が約6億4,300万円になっております。

今後、再び災害に遭遇するような事態になった場合に備え、今回の水害の発生経緯や気象状況、被災状況の記録とあわせ、国、県、町の対応、消防団や自主防災会ほか関係機関の活動状況、応急対策や復旧対策などについて検証しているところでございます。

今後は、先ほど午前中、工藤幸子議員のご質問にお答えしましたように、まずは住民の安全を考えたとき、避難のあり方などを住民の皆様と一緒に確認していくことにより、より実践的な水害対応が確立できるのではないかと考えてございます。

今回の災害対応につきましては、国、県の担当機関や消防署等との協議会や意見交換会を実施し、河川の改修整備や支援体制の強化などについて住民の安心安全を確保するため、議員の皆様とも一緒に要望活動させていただきました。

また、町の災害担当関係部署での会議や課長会議において、町の対応等についての課題や反省

点についての検討をし、町内の浸水状況については昨年10月末までに浸水した地区を地元の消防団と一緒に確認しております。このほか、昨年10月18日には青森气象台と水害発生までの気象状況の検証を行い、12月13日には八戸工業大学大学院の佐々木教授を講師に迎え、馬淵川の河川整備に関する講演会を開催しております。

今後はこれまでの教訓を生かし、今回の水害の状況等を踏まえ、想定範囲を広げ、皆様とともに水害に強いまちづくりを考えておりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、再質問等々、詳細の部分についてはまたそれぞれの担当課長等からも答弁してまいりたいと思いますので、よろしくお願い致します。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。沼畑俊一君。

○6番（沼畑俊一君） 大変、細部にわたるご答弁ありがとうございました。

その中で、山のほうの関係ですけれども、まず所有者が非常に不利になるというふうなことが想定されるわけなんですけれども、現在は名川地区はほとんど財産区といいますか、そういうことで町の管理が大部分だと思いますけれども、南部地区は法人あるいは各種団体というふうな、そういう組織になっていて、大部分が森林組合というふうな法人の形態をとっております。

現在、やはり木材といいますか、非常に採算が合わないということで、森林組合の経営とかも大変難しいような状況下にあります。当然、法人ですので、まず物を売って、それから固定資産税あるいは法人税、それを毎年まず払わなければならないというふうな状況下にあります。今回またそういう青い森農林振興公社の破綻ということで、この先どうしていけばいいのかなというふうな各法人の代表者の方々が何とかならないのかというふうな、私のほうへも何とかしてくれというふうなことをいろいろ言われております。

これは法人だから自分の力で経営していかなければならないという側面もありますけれども、やはり地域に所属する町村とか、そういうのの協力もなければ到底自立していくことが難しいと思います。今後ともいろいろな面でご指導、ご援助のほうをよろしくお願い申し上げます。

それともう一つ、これも南部地区の場合ですけれども、南部地区の場合は農道あるいは林道、これが大部分が町道というふうになっておりまして、山の災害等でがけ崩れなんか起こしても、町道だから結局建設課の担当だということで、単独の事業にはまず町の財政負担が大きいのでということで非常に進まない場面が多々ありますけれども、その辺もこれから何とか善処のほうよろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、2点目の水害のほうですけれども、今、河道掘削を初めいろいろ事業のほうが進んでおると私もいつも川のほうを見ておりますけれども、災害の復旧工事ということになりますと、やはり国、県でやってくれる、それに対して住民が余りにも置き去りにされるといいますか、中館議員さんもおっしゃっておられますけれども、やっぱり住民がまず一番その地域をわかっていると思いますので、そういう声も県あるいは国のほうへ届くような、そういう工事をぜひともお願いしたいなというふうに思っております。

あとは、洪水で水が田畑あるいは家屋が浸水するわけですけれども、やはり最終的にまず長い年月がかかる工事ということで、緊急的にも駅前地区とか、いつも被害を受けるような地域には排水ポンプとかそういうのも考慮していただけないものでしょうか。

それから、農地対策の件ですけれども、町長さんもまず水害の防止と一体となった農地というふうなことをおっしゃっておられますけれども、実はある地区で区画整理の話が今進んでおります。せっかく区画整理しても水害に遭うような場面があれば、農家の負担というのが二重、三重になってくると思います。やはり防災と一体となった区画整理といいますが、そういう方法をぜひ県、国のほうへお願いしていただきたいなというふうに思っております。

あと、最後の記録の件ですけれども、これは60年ぶりということで、やはり実情を記録して今後に活かしていかなければならないわけです。それで、本とかそういう記録をぜひともつくっていただいて、今後に役立てていただけないものでしょうか。我々もいろいろ記録しようと思って、見たり聞いたり写真を撮ったりしておくわけですけれども、やはり町としてもそういうことも考えていただきたいなというふうに思っております。

川守田稔君 退席

最後に、安心安全なまちづくりのために、ぜひとも早く事業が進むように我々また町長さん初め、早く進むように県あるいは国のほうへ陳情あるいは要望等、これからもぜひとも何回もやっていただきたいなというふうにお願いを申し上げて、私の質問を終わります。

何か再質問でご答弁できる部分がありましたら、ご答弁のほうをお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） それでは、私のほうから答弁申し上げますが、まず青い森農林振興公社

の件でございますが、できるだけ現在の割合で実施できるようにお願いはしてまいりたいと思います。ただ、内容を聞きますと、現在のままでいくと数百万の公社自体の赤字ということで、何とかそれを県に移管をして少しでも現状の状況で持っていきたいということで、県も移管を受け入れたというふうに聞いておりまして、非常に厳しい状況でもあるなと思っております。なお、契約された方もまだまだ少ないというふうにもお伺いしておりますので、私どもとして、町としてはまたそういう部分も要望してまいりたいと思っております。

川守田稔君 着席

それから、河川の整備でございますが、午前中、中館議員さんからもありました住民の声ということで、相内輪中堤のときもそうですが、住民の方々、町内会長さんとか、そういう方々も委員に入っただいておりますし、そのほかの委員会等のときにも町民代表という方で何か入っただけいたりしていることもございます。そういう声はしっかりとまた地域住民の声ということは当然ながらお願いをしていかなければならないと思っておりますし、また時には議員の皆様、我々がまた代弁者としてこれはお願いもしていかなければならないと思っております。

住民の方々の選定等はいろいろ考えなければならぬと思っておりますのは、それぞれの方々が自分のところばかりをそれぞれが主張されますと、これはまとまるものもまとまらない。やはり全体的な中で意見を要望していただくという形にしなければ、自分のところだけの要望活動になってはこれはまたまとまらないと思っておりますので、そういう部分も含めながら、今度期成同盟会のほうも住民の方々も入れてほしい、また自治体の議員の方も入れてほしいというふうに事務局側のほうにはお願いをした経緯がございます。そういう部分で、できるだけそういう声が届くような形をつくっていきたいと思っております。

また、駅前地区等の排水ポンプ配備等でございますが、県のほうにもそういう要望をしながら、排水先が今度どういうふうになるのかという部分もあろうかと思っておりますので、そういう要望も出ているということは訴えてまいりたいと思っております。

農地の区画整理等の関係でございますが、先ほども答弁申し上げました。できればそういう事業と一緒にいければ非常に効率的にできると我々も思っておりますし、ただ、圃場整備等々の場合は地権者の方々がいかに圃場整備、区画整理する場合にまとまるかどうかというのが非常に大事になってまいります。河川の工事のほうもそうでございますけれども、国、県にお願いするときにある程度圃場整備の地権者等が大丈夫だということでお願いをしていかないと、お願いはし

ました、ふたをあけてみたら地権者の方々の賛同を得られませんでしたということになってはならないなと思っておりますので、そういう部分も並行しながら取り組むことが必要なと思っております。

あと、最後に災害の記録等でございますが、何かの形で残すということは大変大事だと思っておりますので、現在は町の部分は広報紙については将来にわたっても残っていきますので、そういう部分では記録的にはしっかりと残されると思っておりますが、どういう形で残すかという部分はまた担当課等々とも検討してまいりたいと思っております。

○議長（坂本正紀君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 今、町長からも答弁ございましたけれども、緊急時に排水ポンプということでもございましたけれども、今、町には専用の排水ポンプは1台ありまして、今回も名川地区では運用いたしました。河川の水位の上がり方が余りにも急激なものですから、排水が間に合わないということで途中でやめたという経緯がございます。ある程度、雨がおさまり、また水位も落ちつくというポンプも活用できるのではないかなというふうに思っております。

国には、能力の高い排水ポンプ車がございますので、どうしてもこれは下流域、八戸地区の国直轄部分のほうに最初に配置されるものですから、なかなか中流域で要望しても排水ポンプ車が来られないという状況が今回も続いているところがございますので、こういう排水ポンプ車の配置の増強もまたお願いしながら、中流域にも排水ポンプ車を回していただけるような要望もしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問ございませんか。

以上で、沼畑俊一君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（坂本正紀君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、3月6日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力、まことにありがとうございました。

(午後1時34分)

第43回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

平成24年3月6日（火）午前10時開議

第 1 一般質問

14番 立花 寛子

- 1．原発問題について
- 2．国・県に関連した事業の進捗状況について
- 3．水害対策について
- 4．町内集会所（公民館）の建て替えについて
- 5．農道整備のあり方について

2番 八木田 憲司

- 1．光ファイバー等の情報通信技術インフラ整備について
- 2．消防団屯所及び町内会集会施設等の整備について

16番 工藤 久夫

- 1．町の観光、宿泊客の増加策について
- 2．町の山間部活性化のための林業再生と、自然エネルギーの利活用について

15番 川守田 稔

- 1．町の少子化対策について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番	山田 賢司 君	2番	八木田 憲司 君
3番	中館 文雄 君	4番	工藤 正孝 君
5番	夏堀 文孝 君	6番	沼畑 俊一 君
8番	河門前 正彦 君	9番	川井 健雄 君

10番 中村善一君
12番 工藤幸子君
14番 立花寛子君
16番 工藤久夫君
18番 東寿一君

11番 佐々木勝見君
13番 馬場又彦君
15番 川守田稔君
17番 坂本正紀君

欠席議員（1名）

7番 根市勲君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	坂本勝二君
総務課長	小萩沢孝一君	企画調整課長	坂本與志美君
財政課長	小笠原覚君	税務課長	八木田良吉君
住民生活課長	極檀義昭君	健康福祉課長	有谷隆君
環境衛生課長	中野雅司君	農林課長	中村一雄君
農村交流推進課長	福田修君	商工観光課長	神山不二彦君
建設課長	工藤満君	会計管理者	庭田富江君
名川病院事務長	佐藤正彦君	老健なんぶ事務長	麦沢正実君
市場長	工藤欣也君	教育長	山田義雄君
学務課長	夏堀常美君	社会教育課長	工藤重行君
農業委員会事務局次長	田中光雄君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	根市良典	主幹	板垣悦子
主査	秋葉真悟		

開議の宣告

○議長（坂本正紀君） ただいまの出席議員数は16人でございます。定足数に達しておりますので、これより第43回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時01分）

一般質問

○議長（坂本正紀君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

なお、質問される方は通告に沿った内容での質問をされるよう、お願いいたします。

14番、立花寛子君の質問を許します。立花寛子君。

（14番 立花寛子君 登壇）

○14番（立花寛子君） 日本共産党の立花寛子でございます。3月定例議会に当たり、一般質問を行います。

まず、原発問題についての質問です。

現在、全国54基の原発のうち運転中は2基となり、4月には残り2基も運転中止となり、政治判断で原発からの撤退を明確に決断できる時期にあると考えます。停止中の原発の再稼働の動きに対しては、福島原発の原因究明さえ進まず、原発の安全性が確保されたなどと全く言えない状況ではないでしょうか。政治判断で再稼働なんていうのは論外で、政府は事故原因の究明を徹底的にやるべきではないでしょうか。

東寿一君 着席

そこで、町長に質問であります。原発事故の収束宣言が出されたり、原発施設の再稼働が叫ばれたりしています。安全対策上、安全と言える状況にあると考えておられますか。青森県内で再びこうした事故が起これば、日本は壊滅的な状況になるとと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

2点目の質問です。

今議会は予算議会であり、新年度の事業計画などが審議されるわけではありますが、事業計画の中には国や県ともかかわりのある事業もあることでしょうか。新年度の事業計画はどのようになっているのでしょうか。国、県に関連した事業の進捗状況について、建設関連を中心に現在の計画と新年度の計画、剣吉踏切拡幅工事、水害対策に関連した事業など、どのようになっているのでしょうか。

水害対策についての質問です。

今議会の一般質問で水害対策についての質問が続きましたことは、これからの水害対策を大いに進めてほしいというあらわれであります。それだけ台風15号の被害は甚大でありました。今議会、答弁ありました水害対策の計画が計画どおり実施されることを強く求めるものであります。

私の質問は、質問事項の要旨に示しましたように、これまでの水害に対する町の姿勢についてただすものであります。6年前にも水害に見舞われましたが、今日までどのような動きをしてきたのでしょうか。具体的な計画を持って水害対策の予算獲得のため、粘り強く交渉してきたのでしょうか。県や国とのかかわりはどうだったのでしょうか。

次に、昨年9月の治水対策について、どの部署にどのような内容で改善を求めているのでしょうか。その改善内容はどういう方々の分析をもとに行っているのでしょうか。答弁願います。

町内集会所（公民館）の建てかえについての質問です。

南部町集会所条例、設置第1条には、地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与するため、南部町集会所を設置する。管理運営第3条、集会所は町長が管理する。ただし、指定された指定管理者にこれを代行させることができる、とあります。名称として、剣吉山集会所、向山団地集会所など、ほか13集会所の名称が掲げられております。そのほか、法光寺ふれあい館、下名久井公民館の条例はあります。いわゆる町内とか地域の集会所と呼ばれる公民館はどのような位置づけになるのでしょうか。建てかえたくても町内会費だけで賄える金額ではありません。地域の集会所の位置づけをはっきりさせ、町の援助を要求するものでありますが、建てかえ費用はだれがどこまで負担すべきなのか、質問するものであります。町が助成する考えはありませんか。答弁願います。

農道整備のあり方について質問いたします。

農地までの利用者が多数であれば、多人数で話し合い、陳情とか申し入れ書など提出するにも行動しやすいとは思いますが、1人とか数人ではどうでしょうか。改善を訴えるにも行動しにくいものではないでしょうか。しかしながら、どうしても必要な道路というものはあるのではないのでしょうか。農作業は機械化が進み、機械の重みに耐えられない道路ではどうしようもありません。

そこでお伺いするものでありますが、農道整備とはどこまでの道路を指しているのでしょうか。答弁願います。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、立花議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず1点目、原発問題についてのご質問でございますが、平成23年12月16日に国は東京電力福島第一原子力発電所の事故について冷温停止状態の達成を確認したとして、事故収束を宣言したところでございます。この事故収束の宣言につきましては、原子力発電所における事故直後から現時点までの施設内外のさまざまなデータや状況等を詳細かつ厳密に分析した上で、国の責任において安全であると判断したために宣言したものと理解しております。

また、原子力発電所の再稼働につきましては、議員もお話ししておりましたが、現在国内の原子力発電所は活動中の2基を除くほとんどの施設が停止しており、稼働中の2基についても本年4月には定期点検のため停止することとなり、すべての原子力発電所が停止することとなると聞いております。

これらの原子力発電所を再稼働させるためには、非常電源設備の状況、地震や津波などの災害対策などの検査項目が入ったストレステストを実施しなければなりません。現在停止している原子力発電所のほとんどは、このストレステストを実施中であると聞いております。国においては、このストレステストの検証結果を再稼働させるための判断材料にするとともに、地元自治体の了承を得た上で最終的に国の責任において再稼働の可否を決定すると伺っております。

このことから当町といたしましては、原子力発電所の再稼働については国や県の動向を見守ってまいりたいと考えておりますが、最終的にまだ国が再稼働の決定を出していないということは、個人的にはまだ万全と言えないのではないかとこのように解しております。

次に、2点目の国、県に関連した事業の進捗についてお答え申し上げます。

まず、国土交通省が実施している事業についてでございますが、平成23年度に実施している主な事業といたしましては、国道4号の相内歩道整備事業、国道104号の苫米地交差点改良事業、これは歩道整備を兼ねた役場本庁舎前の交差点改良工事で、歩道整備事業は福地郵便局前から神明宮神社前までの区間となっております。国道104号の斗賀歩道整備事業、これは旧斗賀児童館前から商工会前付近までの区間でございます。この3事業を実施しております。当年度においては相内歩道整備事業が完了し、苫米地交差点改良工事と斗賀歩道整備事業は用地買収、立木建物補償を進めております。

平成24年度でございますけれども、継続事業として斗賀歩道整備事業、苫米地交差点改良事業を計画しており、斗賀地区はほぼ用地補償が終了するため工事に着手する計画であり、苫米地地区は引き続き用地補償を実施する計画であります。

次に、青森県の事業についてでございますが、平成23年度に実施している主な道路事業といたしましては、櫛引上名久井三戸線道路改良事業、これは森越 期工区で森越公民館前から福田地区圃場整備までの区間を改良するものでございます。次に、名川階上線道路改築事業、これは剣吉踏切工区で、国道104号の交差点改良を含めた剣吉橋までの剣吉踏切改良を目的とした道路改築事業であります。次に、苫米地兎内線交通安全施設整備事業、これは苫米地工区で国道104号との連携事業で、クランク型交差点を十字型交差点に改良するもので、役場本庁舎前の交差点から苫米地山道踏切までの区間を整備するものでございます。次に、名久井岳公園線道路改良事業、法光寺工区でございますが、法光寺の総合案内所付近から法光寺の墓地を通り、法光寺までの区間を整備するもので、現在は法光寺総合観光案内所付近を工事しております。次に、軽米名川線道路改築事業、剣吉工区でございますが、幾久屋建材付近の国道4号交点から青い森鉄道跨線橋までの区間を工事しております。この5事業を実施しております。

当該年度においては、軽米名川線道路改築事業、幾久屋付近の部分でございますが、完了するもので、その他4路線については調査測量、用地買収補償、一部工事を実施しているものでございます。平成24年度は、今年度完了する国道4号との交差点改築事業の軽米名川線を除く4路線の事業は、継続して事業計画を進めていくことになっております。

次に、水害に関する部分でございますけれども、馬淵川の水害対策事業については青森県が実施しており、福地橋付近から三戸町熊原川合流点付近の区間における馬淵川の河道掘削の実施計画をしております。当該年度は一部河道掘削の工事に着手しており、河川の狭い箇所において拡幅する箇所については用地測量を実施しております。平成24年度においても、引き続き継続事業

として河道掘削並びに河川拡幅のための用地測量を実施することになってございます。

当町におきましては、国、県等の事業は県内においても比較的多い事業を今進めているというふうに思っております。

次に、3点目の水害対策についてでございますが、まず水害発生時の対応です。今回の答弁は、健康福祉課に係る部分からまず答弁してまいりたいと思います。災害警戒本部の設置とともに各地区担当保健師、看護師が要援護者台帳をもとに、民生児童委員、地区消防団、ほのぼの協力委員と連携して対象者の安否確認を行っております。

次に情報収集、報告作業、炊き出し、毛布等及び避難所への健康管理、ここにつきましては保健師及び看護師が従事しております。消毒作業等の各業務につきましては、災害時業務分担により人員配備しますが、災害規模により分担を調整し対応しております。

昨年9月末の水害のように広範囲に被害が発生した際には、迅速に消毒作業を進めるため、庁内全課に応援要請作業を進めているところであります。

また、今年度の事業として、地域見守りネットワーク事業を進めておりますが、これにより、これまで以上に災害時や緊急時において支援を要する地域住民、要援護者等の情報が集約されることとなりますので、災害時に迅速な対応が可能になると考えております。また、昨年9月の災害については迅速な対応ができたものと思っております。

6年前の水害と今回の水害を比較しますと、水害の規模、避難者数、避難期間ともに6年前を大きく上回る水害となりました。今後はさらに多数の避難者が発生、長期間避難生活をした場合を想定し、避難者のケア対策に重点を置き、対応していきたいと考えております。常に想定外の被害を考慮して、食料品及び水の備蓄、新たに衛生用品等の備蓄についても対応していきたいと考えております。

次に、総務課関係の答弁を申し上げます。

平成18年10月の水害後に被害状況を確認し、今後の水害に備えるための対策として浸水予想区域や皆さんが避難する避難所などを明記した洪水ハザードマップを平成19年9月に作成し、各家庭に配布しております。

また、昨年の台風15号の被害対策でございますが、避難所対策として停電対策用に発電機8台を整備し、非常用食料は500人の3日分、飲料水は500ミリリットルのペットボトルを1万7,000本備蓄しております。

災害時の応援協定といたしましては、南部町商工会、加盟店485社でございますが、それと東北電力株式会社八戸営業所、NTT東日本八戸営業所、株式会社ユニバース、株式会社薬王堂、

NPO法人コメリ災害対策センターと締結し、災害時における物資等の調達を依頼しております。また、毎年実施している町の防災訓練や消防団で実施している水防訓練などにおいて、浸水に備えた土のうをストックしてございます。

次に、水害の発生時の対応といたしましては、住民への情報伝達を行う防災行政無線の施設整備や広報車両の配備、行政員への避難準備や自主避難の連絡等を確実にを行うために防災行政無線の個別受信機設置費用、また災害活動において停電等で活動に支障を来さぬよう、消防団全分団と自主防災会に非常用発電機50台を配備するため、平成24年度の予算に計上しておりますのでよろしくお願い申し上げます。なお、今年度は議員ご承知のとおり、災害時や停電時においても使用可能な情報伝達や情報収集のための移動系防災行政無線を整備しております。

さらに、今回の水害の状況等を踏まえ、これまでの教訓を生かしながら、水害対策の専門家や大学教授、気象予報士などの学識経験者からの協力を得て、今後の水害対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、建設課関係でございますけれども、6年前の対策についてであります。馬淵川の水害対策は青森県が行う水防災対策事業などにより平成2年から門前地区の宅地かさ上げ事業を行い、続いて四反田地区、虎渡地区を実施し、平成14年には堤防の築堤として大向地区を行い、堤防のかさ上げとして住谷野河川公園から大向後構、門前地区、沖田面地区を実施し、平成20年には相内の輪中堤の整備を行っております。

相内の輪中堤は昨年度に完成してございます。訂正いたします。

水害の予防対策及び発生時の対応についてお答え申し上げます。

水害の水防対策として、河川の越水防止に使用する土のうの準備、危険区域への進入禁止のためのバリケードの準備を行っております。

次に、発生時の対応についてでございますが、路肩の危険な場所及び通行できない道路へバリケードを設置しました。町道の災害箇所を確認し、道路への土砂流出の土砂排除、道路への流木の除去などを緊急的に復旧すべき箇所については通行に支障のないように復旧をした次第であります。被害の大きい箇所につきましては、国の補助事業である災害復旧事業として申請するために現地調査を行い、現在進めているところでございます。

次に、住民生活課関係でございますけれども、平成23年9月に発生した台風15号による馬淵川の水系のはんらん、洪水を教訓に、避難所の迅速な開設、避難者の健康相談、炊き出し等による食品の給与、生活必需品の給与等、また自宅等の浸水被害に遭われた住民が一日も早くふだんの生活に戻れるよう、町として最大限の支援に努める必要があります。

避難所の迅速な開設について、福地地区の避難所は本庁舎の職員、名川地区・南部地区は各分庁舎の職員が対応し、短時間で避難者の受け入れ準備を完了できる体制はできているものと思っております。また、自主防災会や町内会における支援活動は、避難所の自主開設や避難者の救援、浸水した住宅の清掃奉仕活動など、地域ごとの支援体制が徐々に整いつつあると思っております。

次に、4点目の町内の集会所の建てかえについてのご質問でございますが、各町内の集会施設は地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与するために設置されております。町といたしましては、今後とも本来の趣旨を損なわず、サービスの低下を来すことのないよう、利用しやすい施設の有効活用を維持してまいりたいと考えております。

現在、町には66の行政区に集会施設として使用している施設が71カ所あります。この集会施設は合併前に旧町村において建設されたもので、建設内容に差異があり、旧福地村では20行政区内に20カ所の集会施設があり、すべての施設が村で建設した公設の施設であります。旧名川町の集会施設は26行政区内に37カ所の集会施設があり、そのうち13施設が町で建てた公設、5施設が財産区で建てたもので、19施設が地元負担で建てた民設の施設であります。旧南部町の集会施設は20行政区内に14カ所の集会施設があり、そのうち10施設が町が建てたもので、4施設が地元負担で建てた民設の施設でございます。また、1行政区に複数の集会施設がある場合や、複数の行政区に1集会施設を使用している場合もあります。

現在、町ではこのように旧町村における建設の差異や行政区による違いなどがあるため、集会所の新築・改築については今後、用地取得費、建設費及び備品等の費用負担等を含め、平成24年度に検討してまいりたいと思っておりますので、その趣旨をご理解の上よろしくお願い申し上げたいと思っております。

次に、5点目の農道整備のあり方についてでございますが、農道整備は町の一般財源だけを投入しての整備が困難なため、町財政にとって最も有効な補助事業の活用や県営事業による整備を進めており、現在実施中の事業完了後も引き続き整備してまいりたいと考えております。

当然のことでございますが、補助事業や県営事業には採択要件があり、農道整備事業として整備できる道路は、町で策定している農業振興地域整備計画における農業振興地域の区域内にある道路で、農道整備の各種事業採択要件で定めている一定面積以上のまとまりのある農地への通作道であることとなっております。なお、町で認定している町道であっても、1級並びに2級町道である幹線町道以外のその他町道にあっては、その道路使用形態が営農のための重要路線であり、一定面積以上のまとまりのある農地への通作道であることという採択要件を満たし、国、県

から認められれば農道事業として整備できるものとなっております。

以上でございますが、再質問等々、細部の部分があればそれぞれ担当課長のほうからも答弁を
してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。立花寛子君。

○14番（立花寛子君） まず初めに、原発問題についてであります。町長も原発問題での答弁
の最後に万全ではないということをご確認させていただきましたので、このとおりだと思います。
今、青森県内でも核燃料サイクル施設の再稼働の動きなど大変危険な動きがありますので、
地理的なことではなく、やはり青森県内全体のことを考えてご承認なさらないようにしていただ
きたいということで、この問題を取り上げたわけであり。また全国的にも再稼働の動きがあ
りますので、やはり1自治体の長とはいえ、判断をしっかり持っていただきたいと思います。

次に、国、県に関する事業の進捗状況であります。たくさんの事業がなされております。そ
して、町内の皆さんも大変喜ばれている道路の工事もあるわけであり。何せ予算議会とは
いえ、この予算書一つだけからそういう事業名をくみ取ることは大変困難であります。です
ので、関係課におかれましては、新年度予算に向けてのこれからの計画など、文書で参考資料
などという形を出していただければ、こういう工事がこの時期にどこどこやられるということ
で大変住民の皆さんにもお知らせしやすいと思つての質問でありました。

なお、せめて予算書の書き方に、参考資料でも結構なのですが、せめて国、県また町単
独などの事業とか、継続事業、新規事業、こういう説明のある文書を出していただければ
大変わかりやすいです。また、その工事が行われなるときはこういう工事が計画にあつた
けれども、どういふふうになっているかということも検証することができるわけであり
ますが、大変そういうふうになっておりませんので、これはやはり予算特別委員会の審議
のやり方とか参考資料の提出など工夫していただければ1年間の計画の動きがよくわか
ると思います。住民の皆さんはとかく役場は余り事業をしていない、今何をしている
かなどと聞かれて大変困つておりますが、こういうよい事業もたくさんやられてお
りますので、今はこういう事業がやられていますよという話題になればやはり役場の
動きを正当に見ていただけるのではないのでしょうか。ぜひ、この点での改善を
求めるものであります。

また、関連して剣吉踏切拡幅工事について、現在どのようになっておるのか答弁がな
かつたように聞こえたわけであり。その点をもう一度お知らせしていただきたいと思
います。やは

りこれは注目されている工事でありますし、本来であればやはり剣吉踏切拡幅工事の報告書なども時々出していただくとか、予算のときにこういうふうになっていると、聞かれなくても報告があるように改善していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

関連しての水害対策については同僚議員からも大変詳しい答弁がありましたので、それを参考にさせていただきますが、この点でもやはり年度年度終了工事の内容が違うと思いますので、ぜひ文章で出していただけないでしょうか。この点の改善を求めるものであります。

次に、水害対策についてであります。昨年9月の台風被害は被災された皆さん方の苦しみはもとより、これに携わった職員の皆さんの働きぶりには本当に頭が下がる思いです。また、改めて町長の各部署の働きぶりを見ますと、本当にきめ細かいところまで気をつけていただいております。が、しかし、それは6年前の水害と規模が違うためにこのように働かざるを得なかった、本当は残念なことではなかったのでしょうか。私はその前に、6年前にも水害があったわけですが、そのときの規模と昨年の規模が違うので、じゃあその6年間、町は水害対策に対してどのような動きをしてきたのか。規模が違えば動かないのかというふうにまで言われましたが、毎年毎年粘り強く県とか国とかに水害対策についての計画を訴えてこられなかったのかどうか、検証する意味で私はこの問題を取り上げたわけでありまして。少しずつでも粘り強く予算を獲得するような動きをしてきたのかどうか、ここを詳しく答弁していただきたいと思います。

また、きのうの同僚議員の質問にもありましたが、馬淵川水系河川整備学識者懇談会とか馬淵川の総合的な治水対策協議会で具体的に予算獲得のために動いたということがあれば答弁していただきたいと思います。具体的に町がといいますか、町長がこの6年間、水害対策に対してどう動いてきたのか、これが今問われているのではないのでしょうか。確かに昨年9月の職員の皆さん方の行動は素晴らしいものがありましたし、被災者の皆さんを励ますところもあったでしょう。しかし、6年前にも水害になっているわけでありましてから、こういう規模の大きさを行動するとかしないかということはいかなるものでしょうか。そういう反省の上に立っての検証する内容の一般質問であります。ですから、今日までの水害対策での動きがどうだったのか、これを詳しく答弁していただかなければ質問の意味がないのであります。いかがでしょうか。

また、水害対策についてであります。さまざまな現在計画されております治水対策の計画をどういうところからお知りになって改善を求めたのか。具体的にどういう皆さんの知恵を絞っての訴えであったのかを聞かせていただきたいと思います。

そこで今、関連でお伺いするわけでありまして、地方整備局というところは治水治山に対しては十分な知識を持った国の出先機関であります。こういうところの皆さん方とも協議しながら

やられたのか、こういうところのつながりはいかなもののでしょうか。しかし今、その廃止が叫ばれており、大変心配だという市町の声も聞かれています。町長はこの点はどのように考えておられますか。

4点目ではありますが、先ほどの答弁にありましたように、新年度に検討していきたいということでありますので、町内の皆さんにこういうところまで来ているということで、ぜひ現状をお知らせするような手だてをとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

5点目の農道整備であります。きのうの同僚議員の答弁にもありましたが、町道というふうには規定されてもなかなか整備が進まないということがあり、大変だということは認識したのですが、何せやはり農家の皆さんの命綱でもあります道路の整備、農道であります。一定面積が確保できなければだめということではありますが、個別に相談に乗っていただき、善処していただくことはできないでしょうか。また、住民の皆さんに対してどのような協力があれば町道とか農道の整備が進むものなのか、どのように考えておられるのか質問するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、私のほうから先に答弁して、それぞれの関係課長から答弁をさせたいと思います。

まず、私のほうからは水害対策等々についてでございますが、もう毎年これは県、国に要望し、そしてまた懇談会も毎年実施されてきております。そこには当然、東北整備局の部長も来ますし、県の所長も来ます。あらゆる関係者が会しての会議でございます。今回に限らず、我々の地域はずっと合併前から災害の多い地域であります。これは歴代首長初め、昨日も答弁で一部答えておりますが、議員の皆さんも一生懸命要望してきているわけです。ただ、思うようにまだ、我々が思っているようにいっていないということと、今回は災害が大きかったということで国、県のほうも今までと違う対応を今しているということで、一つだけ私が立花議員さんに申し上げたいのは、我々も議員の方々もやはりしっかりと要望していくということで国会議員の方々に要望活動に行ったわけでございます。議員の方も行こうということで。そういうときに出席されない。私どもは県選出国會議員、高橋議員さんも含めて全議員さんを回ってまいりました。やはり、そういう活動を一緒にしていくというのは私は大事ではないのかなと。旧約聖書の中に、人にしてもらいたいと思うことはみずからそれぞれしなさいという言葉があります。やはり、一緒になって

取り組んでいくことが早い解決になっていくと思っておりますので、この点またよろしくお願いを申し上げたいと思います。

なお、地方の整備局等でございますが、事務所でございますが、これは県町村会、また全国町村会においても存続を求めるということを全国町村大会でも満場の採決でもって要望しているところでございますので、やはりすぐ現場を見られる、そういう体制を国としても私はとっていかなければならないと思っておりますので、さらに要望を重ねながら、馬淵川の水害に関する部分については今のまず計画が実施されております。これをしっかりと取り組んでもらうと。それを含めてさまざまな堤防のかさ上げ等々も同時にお願いしていかなければならない、そう思っております。

○議長（坂本正紀君） 建設課長。

○建設課長（工藤満君） 国、県の事業について、1点、2点、3点ありましたけれども、1点、3点目につきましては、県、国の資料にどこまで知ることができるかわかりませんが、情報を得まして、年間の計画それから進捗について立花議員にお示しいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（坂本正紀君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 公民館及び集会所等の建てかえの話がございました。先ほど2回目の質問で、新年度で検討していくのであればそういう現状をお知らせしたほうがいいのではないかとのご指摘でございましたけれども、先般、各地区の行政員の方々には、そこまでは言いませんでしたけれども、建てかえについては検討しているんだと、そういう内容を新年度において検討していくという内容はお伝えいたしました。

また、あと集会所につきましては、建てかえのみではなくて管理費の問題もございまして。どういうふうに維持管理していくか、光熱水費を含めた電気、水道、下水と、そういう管理費の分につきましては各施設ごとに、また旧町村で立ち上がった施設の内容ごとに違ってまいりますので、これにつきましてはある程度基準を設けて来年度から実施していきたいという旨を、とりわけ福地地区の行政員の皆様方には内容をお示したところでございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 建設課長。

○建設課長（工藤満君） 剣吉踏切についてですけれども、今これは15年から28年度を予定している計画でありまして、今現在は用地交渉が進められているところであります。大体4割方承諾されているのかと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（坂本正紀君） 農林課長。

○農林課長（中村一雄君） 農道の個別に関することなんですけれども、個別のほうは一たん農林課のほうに足を運んでいただき相談をして、現地を確認した後、それから対応してまいりたいと思います。

あと現在、農道、直接的ではないんですけれども、農地のほうの通作道の関係でございますが、そちらのほうに関しては今、生コンクリートを支給してございます。行政員を通じて、コンクリートを流し込みで固める方法の事業も実施しております。24年度も続けてまいりますが、五つの路線が計画されてございます。

以上です。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問ございませんか。立花寛子君。

○14番（立花寛子君） では、最後になりましたので、水害対策について町長もそのように答弁なさったわけでありましたが、私は私なりにさまざまな部署にこういう状況で改善されるようには訴えておるわけでありましたが、そこで町長は答弁なさいませんでしたけれども、具体的にこういう懇談会とか協議会がある、そういう中でどういう熱意を持って予算を獲得のために行動したのかということを問うているわけでありまして。やはり私自身も水害になればさまざまな皆さん方の声を聞きまとめて議会に届けてまいりましたけれども、皆さん方はそういう専門家ですので、そういうところでもっと熱心に動かされたはずではありませんか。具体的に予算がつかなかったということはどうであったのかということを知っているわけでありまして。ですから、多分町長は6年前は農地の被害もたくさんありまして、その当時は遊水池の補償ということをおっしゃっておりま

したけれども、その遊水池補償を取りつけるためにももっともっと努力すべきではありませんでしたか。そういう具体的な動きを聞いているのでありますが、いかがでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 懇談会等は議事録もありますし、どういう発言をしているかというものはっきり出ております。気持ち的には立花議員さんも熱意を持って対応していると思いますが、私も立花寛子議員に負けないような熱意で対応してきたつもりでございますし、今後も対応してまいりたいと思っております。

遊水池等々も発言をしております。ただ、すべて国の予算、県の予算があつてのことなわけでございます。お願いをしてきてすぐできるというものではないというものもある。そういう中で、懲りずにまずお願いをしてきた、また今後も続けていくという考えでございます。

○議長（坂本正紀君） 以上で、立花寛子君の質問を終わります。

ここで11時5分まで休憩といたします。

（午前10時53分）

○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時05分）

○議長（坂本正紀君） 一般質問を続けます。

2番、八木田憲司君の質問を許します。八木田憲司君。

（2番 八木田憲司君 登壇）

○2番（八木田憲司君） 本日、私は通告しておりました2点の項目について質問させていただきます。

まず、1点目の質問といたしまして、光ファイバー等の情報通信技術インフラ整備についてですが、今まで町としてどのような取り組みをされてきたのか、お答えいただきたいと思っております。

そして、現時点では南部町に光ファイバーの整備がされておりませんが、八戸圏域定住自立圏を形成する各市町村での整備が着々と進められている中、このままでは情報の格差が生じてくる

と思われます。光ファイバーの特徴といたしましては、電話局中継機からの距離に関係なく通信速度が安定しているのが特徴になっており、大量のデータ通信、送信、安定した映像の視聴等が必要になる企業、それと今年度から建設されます南部町医療健康センター等の病院での使用も考えられます。これから町で進めていくであろうと思います企業誘致にも、多少なりとも影響が出てくるのではないかと思います。

住んでいる住民が等しく各種情報サービスを楽しむことができ、新しく南部町に住んでもらうため定住を促進していく中で、住んでみたい魅力ある南部町になるためにも、これからの整備が必要かと思えます。これからの町の対応についてお尋ねいたします。

2点目の質問は、消防団屯所及び町内集会施設等の整備についてであります。

まずは、これまでの消防団屯所及び集会施設等の整備状況についてお伺いしたいと思います。これまでの町長の発言から感じられることですが、町の方針として消防団屯所はこれからも確実に整備されていくと思えますが、建てかえが計画的に進んでいく状況は団員の士気高揚にもつながり、私も消防団に所属する者として大変うれしく思っております。

次に、集会所施設等の整備についてですが、先ほどの立花議員の質問の中で多分重複する部分が多々ありますけれども、私の質問の観点は、自主防災組織のこれからカバー率を100%を目指していくということですので、自主防災組織の活動拠点としての集会所施設等が大いに使われていくのではないかと考えております。そのほか、集会所施設等の利用の仕方はその地区によりさまざまな使われ方をしていると思えますが、私が住んでいる苦米地地区ではお祭りの準備から反省会が終了するまで、おおよそ二、三カ月の間、集会所が使われております。近所に住まいしながらなかなか話をする機会もなく、このお祭りのときが地域でのコミュニケーションを図る場になっており、これからの地域コミュニティの場としての集会所施設等の整備も大変重要になってくると思えます。つきましては、消防団屯所及び集会施設等を今後整備するに当たっての課題と、どのように取り組んでいくのか、お尋ねいたします。

町長のご答弁をお願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、八木田議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の光ファイバー等の整備、通信技術インフラ整備についてのご質問の中で、今ま

での取り組みについてでございますけれども、まず平成12年ごろからI S D N回線から高速通信網、いわゆるブロードバンド回線の一つであるA D S L回線への移行が急速に進んだことを受け、A D S L回線網の整備を通信事業者に働きかけ、南部町全域でのサービスが開始されました。

それから10年余りが経過したわけでございますが、現在は光回線によるブロードバンドが主流になってきており、町としましてもそのインフラとしての必要性を十分認識し、通信事業者に対して早期整備の要望を行うとともに、2015年度をめどに全国でブロードバンド利用を可能とする総務省の「光の道」構想を注視しながら、町が主体となる整備についても検討を重ねているところでございます。

次に、町の対応についてでございますけれども、近隣市町村が平成20年度から平成22年度に国から交付されました地域活性化・経済危機対策臨時交付金等を活用し、光ファイバーの整備を進める中、当町におきましては、それらの交付金をまずは安全なまちづくりを優先し、喫緊の課題であった学校等の耐震化工事や修理、また道路改修や防災施設の整備などに充て、安全安心なまちづくりを進めるとともに地域経済の活性化を図ってまいりました。また、当事業ではございませんけれども、防災行政無線等事業を優先した経緯もございます。

現在整備されているA D S L回線は、N T T収容局までの距離などの要因によりインターネット接続速度に差が生じている地域があると考えられます。情報化社会において高速通信網の整備は当然、必要不可欠なものであります。人口の定住、また企業誘致、産業の振興にも関連するものと認識してございます。通信事業者への要望を続けていくとともに、町民に理解の得られるような形での整備、活用の方法を検討してまいりたいと思っております。

参考的に、昨年も関連業者の方と交渉をしてまいりました。当町において一つ問題があったのは、予算が他町よりもかさむ部分は、南部地区が0179、三戸局番、そして名川地区は0178、八戸局番ということで、ここの部分での課題もございました。できるだけ当町も町負担分を少なくしたいということで、関連事業者のほうに0179局番は事業者で何とかお願いできないかという交渉も実はしてまいりました。担当者のほうは検討しますということでしたが、本所のほうからなかなかそれは厳しいということがございまして、ただ、現在もなお、できるだけ町負担を少なくしながらできるように交渉は続けているところでございます。

ただ、先ほども申し上げました安全面のほうを優先した部分、ですから学校耐震化工事等については逆に最初に全施設が完成したわけでございますが、そういう部分、他の町村さんは光のほうに充てた部分、耐震が、一つの例でございますけれども、まだ完成していないという部分があって、それぞれの町村、すべて重要な部分でございます。どの部分を優先していくかという部分、

当然町の予算というものを見据えながら、そしてまた単年度に大きな予算にならないようにというのやはりこれは将来の財政面も考えていかなければならないということで、多少ではないんでしょうけれども、速度の違いは当然これは光と違ってあるわけです。ただ、情報としては入ってこないではなく、情報がまず入ってくる、そういう中で安全面を優先的に取り組んできたという経緯でございますので、何とかご理解をいただきながら、また事業者のほうには交渉を続けてまいりたいと、こう思っております。

次に、消防屯所及び町内会集会施設等の整備のご質問でございますが、昨日申しあげました消防屯所は現在32個分団の屯所があり、そのうち福地第1分団、苔米地地区でございますが、それと福地第2分団、福田地区の屯所が地元の集会施設と併設されている状況でございます。また、32個分団の屯所のうち、昭和時代に建設されたものが福地第4分団、法師岡でございます、そして福地8分団、塚渡、南部2分団、大向の3施設、そして南部7分団、相内については大正時代に建設されたものでございます。

今年度はご存じのとおり、福地第1分団屯所を新築しており、町内会施設との併設を解消することとし、本定例会へ関連する条例の一部を改正する提案をさせていただいているところでございます。これは現在は屯所という施設になってございますので、防災センターという名称に変えさせていただいて、町内会のほうで利用できるようにするための条例改正と。もう1カ所は南部2分団につきましても、消防コミュニティセンターになっております。そうなりますと、消防団の屯所というのが隣り合わせで、新築というのは非常に厳しい部分がありますので、まず今回南部2分団も消防コミュニティセンターから名称を防災センターに改正をして、南部2分団も状況わかってございます。そういう部分も将来的なことも見据えた中の今回一部改正ということで提案させていただいておりますので、その点もまたよろしくお願い申し上げたいと思います。

また、新年度の予算につきましても、屯所の1カ所を新設する予算を計上させていただきましたので、条例の審議とあわせてよろしくお願いたします。

今後、消防屯所を整備するに当たっては、先日、工藤正孝議員にもお答え申し上げましたとおり、町消防団のあるべき姿を検討し、消防施設の整備計画を必要に応じて見直しをしながら進めていくことが必要であるというふうに考えてございます。議員ご質問のとおり、町内会集会施設につきましてもは災害発生時における住民の避難場所としての機能も考慮しながら整備していかなければならないと思っております。

また、屯所消防車両等々につきましても、計画以上の整備が進められていると思っております。一つは宝くじの関係で1年間に5カ所の整備をすることができたということが大きい内容にな

っておりますが、まずは毎年消防屯所また消防車両というのは更新をしていかなければならなくなってくると思いますので、しっかりとした、我々その整備を進めていく上で財政計画、将来計画というのもしっかりと持ちながら、住民の皆さんがより安心して安全に暮らせる、そういうまちづくりを進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。八木田憲司君。

○2番（八木田憲司君） ただいまの町長のご答弁、大変前向きでありがたく感じております。

まず、集会所関係に関しましては、先ほどの立花議員のご質問の中でも大体のところは説明いただきましたので、私の中でも十分それで理解できたのかなと思います。

先般の2月3日に、総務企画常任委員会において町財政における将来の見通しについてちょっと話し合いが行われましたが、28年より地方普通交付税が減額になっていくという説明を受け、33年にはおおよそ今の100億ちょっとの予算が12億ぐらい減ってくるという見通しを説明いただきました。これから予算が大変厳しくなっていく中で、今私の質問の中で出されました屯所整備、集会所等の整備は大変お金がかかっていく事業になると思いますので、まずその辺は優先的な配分をお願いしながら、これからもそういうものの整備に努めていっていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

それと、先ほどの光ファイバーの件でございますが、私も勉強不足で先ほどの局違いでのまた別なものがあるというのは初めて知りました。三戸町が、何か情報によりますと、24年度からの光ファイバーを整備していく予定があると伺っておりますが、もし可能であればその辺と絡めながら駅前地区等の整備もさらに検討していかれたらどうかと思いますけれども、今の質問に対してもしご答弁があれば答えていただければいいんですけれども、なければこれで私の質問は終わらせていただきます。

○議長（坂本正紀君） 企画調整課長。

○企画調整課長（坂本與志美君） 光ファイバーの先ほどの駅前、三戸局の部分ですが、情報といたしまして、先般NTTさんとちょっと話し合いの場がありまして聞いた情報なんですが、三戸町さんでことし整備するというので、駅前も一緒に整備するそうです。ということで、それはNTTで整備するというので、南部町の持ち出しはないことになります。

あと南部町でやるのは、四つの収容局があるわけですが、その部分については南部町で整備しなければならないと。今それを、先ほど町長も申しあげましたけれども、住民に理解が得られるような方法で今検討してございますので、よろしく願いいたします。

○議長（坂本正紀君） あと質問ありませんか。

以上で、八木田憲司君の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

（午前11時25分）

○議長（坂本正紀君） それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（坂本正紀君） 一般質問を続けます。

16番、工藤久夫君の質問を許します。工藤久夫君。

（16番 工藤久夫君 登壇）

○16番（工藤久夫君） 私は今回、大きく2点の質問をさせていただきます。

まず1点目として、町の観光、宿泊客の増加策について4項目お尋ねいたします。

バブルが終わりかけた時期に昭和が終わり、平成という時代が始まって早くも24年目に入りました。平成に入ってから具体的なこの南部町への観光客、宿泊客の推移について説明していただきたいと思います。そして、現状の課題はどのような点が考えられるのか、伺います。

また、私もあと1カ月少々で満62歳になりますけれども、今後私どものような団塊の世代と言われる60代から70代の観光客、宿泊客の増加策といいますが、そういうことが若年層の減少に伴って今後の町の観光の施策としては重要性が増すことだと思いますが、この点、どのようにお考えでしょうか。今後の観光客に対するPR方法や広域的な連携はどのようにあるべきだとお考えでしょうか。

現在、南部町では観光などの行政事務は商工観光課の所管で行われていると思いますが、費用対効果の向上策、事務事業の合理化策はお考えでしょうか。

次に、2点目として、町の山間部活性化のための林業再生と自然エネルギーの利活用について伺います。

林野庁では、2010年11月に森林・林業基本政策検討委員会の最終取りまとめである「森林・林業の再生に向けた改革の姿」の概要を発表いたしました。少し時間がかかりますが、その概要を大ざっぱに読んでいきます。

1. 改革の方向。これまでの森林・林業政策は森林造成に主眼が置かれ、持続的な森林経営を構築するためのビジョン、そのために必要な実効性のある施策、体制をつくらぬまま、間伐等の森林整備に対し広く支援。その結果、施業集約化や路網整備、機械化のおくれ、脆弱な木材供給体制、森林所有者の林業への関心の低下という悪循環に陥っている状況であります。

このことを真摯に受けとめ、森林・林業に関する施策、制度、体制について抜本的に見直し、新たな森林・林業政策を構築していくことが必要である。このため、以下の点について段階的、有機的に推進し、10年後の木材自給率50%以上を目指す。

その一つとして、適切な森林施業が確実に行われる仕組みを整えること。広範に低コスト作業システムを確立する条件を整えること。担い手となる林業事業者や人材を育成すること。国産材の効率的な加工・流通体制づくりと木材利用の拡大を図ること。

主な改革の内容として、全体を通じた見直しとして、国、都道府県、市町村、森林所有者等の各主体がそれぞれの役割のもと自発的な組織を推進するため、市町村森林整備計画のマスタープラン化、主に森林組合が主体となった森林経営計画の創設など、持続的な森林経営を確保するための制度的枠組みを整備する。また、適切な森林施業が確実に行われる仕組みの整備。無秩序な伐採の防止や伐採後の更新を確保するための制度を導入。意欲と能力を有する者が面的なまとまりを持って集約化や路網整備等に関する計画を作成する森林経営計画制度を創設する。森林経営計画作成者に限定して集約化に向けた努力やコスト縮減意欲を引き出しつつ、必要な経費を支払う森林管理環境保全直接支払い制度を創設する。などなど、今後の林業の政策の大ざっぱな方向性が打ち出されております。

そして、この概要を読んで感じることは、国は森林・林業政策について根幹となる法律、制度を定めて、県はそれに基づいた地域森林計画を定め、市町村が森林整備計画を定めることになり、市町村の果たす役割が非常に大きく重くなってくることが予想されます。

きのうの沼畑議員の質問にもありましたが、この町の約1万5,300平方キロの面積の約半分を占める山林をどのように活用し、この町の活性化に結びつけるかが今まさに問われていると思います。

現在、ヨーロッパのオーストリアは平地の少ない自然条件の中で1次産業である林業と畜産の盛んな地域ですが、ヨーロッパ地域の中で飛び抜けて再生可能エネルギーの利用比率が高く、

2010年度は水力、風力、バイオマスエネルギー等を含めて電力の消費量の約78%が再生可能エネルギーで占められています。ちなみに、ドイツは15%、日本は水力、風力、そしてバイオマスを含めて十二、三%というレベルであります。

今後、木質バイオマスの比率をふやして、オーストリアでは100%を再生可能エネルギーで賅う方向を目指しています。オーストリアと日本の大きな違いは、一般家庭での暖房の60%がまき、チップ、ペレットが占めているという点です。また、ドイツの林業と森林管理システムは日本とは大きく違って、州ごとに法律で細かく決められており、森林官、いわゆるフォレスターと呼ばれる非常に高度な国家資格を持った方が1人で1,500ヘクタールぐらいの担当林を長期間にわたって計画的に管理するシステムが確立されており、国民からも森林官は非常に信頼される職業であります。

元東大学長で現在、三菱総合研究所理事長の小宮山宏さんがプラチナ構想ネットワークという活動を行っており、特に日本の林業再生にも数多くの提言を行っております。その文章の一端を読んでみたいと思います。

日本の木材輸入は海外のNGOなどから評判が悪く、森林破壊の元凶だと非難されている。歴史上、多くの文明がエネルギーや建材のために木を切り、森林を費消して滅びていった。既に人類は地球上の森林の60%近くを伐採し、アマゾンにまで手をつけ始めている。人類文明そのものが森林の費消に突き進んでいるようにすら危惧される中で、森林が国土の70%を占める日本が林産資源の7割以上を輸入している現状は、国際的非難を浴びてもやむを得ない気がする。かつて日本の林業は立派な産業であった。1950年代まで年間5,000万立方メートルほどの木材を生産し、ほぼ自給していた。その後、外材の輸入が増し、2008年の総消費量は7,800万立方メートル、うち国産は24%にすぎない。

もちろん日本じゅうが手をこまねているわけではない。例えば、北海道下川町では町の80%を占める国有林との一体運用による大規模化を目指し、山形県最上町では計画的伐採で林業再生を目指している。大分県は内装材に特化した企業が業績を伸ばしている。高知県檜原町は自然エネルギーによる自立にバイオマスの利用を企画し、岡山県西粟倉村では株式会社方式で産業化を図っている。

ただ、こうした努力の多くは経済的に成り立っていない。農林水産省からの補助金が入って成り立っているにすぎないのだが、つまり森林は荒れ放題に放置され、林業は衰退する。さらに補助金は垂れ流され、国際的に非難され、ビジョンを持たないという悲惨な状況にある。

だが、これらすべてを解決するビジョンはつくれると思う。かぎは大規模化、機械化、サブラ

イチェーンの構築による21世紀林業の創生であると、このように書いております。

私はこの南部町の山林を計画的に造林していけば、約8,000ヘクタールの山林を80年から100年サイクルで計画的な造林をすることによって毎年2万5,000立方メートルの用材の生産と同じようなボリュームの枝やチップや、そういうバイオマスエネルギーが山林に放置されることなく活用できるものと思います。

国の補助金などの動向にもよりますが、町内の暖房用のエネルギーの大半を占めると思われる灯油を全部切りかえても十分賄えるだけのエネルギーは地元にあると私は思います。今後の課題として大いに検討すべき時期を迎えていると私は思いますが、町ではこの点どのようにお考えでしょうか。

いずれにしましても、私も43年間、森林や木材にかかわるなりわいで生活をしてきましたが、今何とかしなければという思いでこの質問をしながら、皆さんとともにこの町の活性化につながる方向を求め続けていきたいと、そういう思いでこの質問をさせていただきました。

答弁のほう、よろしくお願いします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤久夫議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず最初に、町の観光、宿泊客の増加策等についてでございますけれども、初めに平成に入ってから観光客、宿泊客数の推移について述べさせていただきますと思います。

平成元年に63万5,000人の観光客数が、平成5年には100万人に達しました。その後、横ばいを続け、現在に至ってございます。これは当町の場合、平成2年の東北自動車道開通と平成3年の新幹線東京駅開業の効果と社会情勢の影響によるものと思われます。

宿泊客数は、平成元年の1万3,000人から平成13年の2万2,000人をピークに減り始め、不況等の影響もあり、平成21年には1万人に減少してございます。なおまた、平成22年については国の統計方法が変更となったため、観光、宿泊者数ともに大きく減少の推移となっております。

次に、現状の課題でございますけれども、まずは観光客数に対して宿泊者数が少ないということが挙げられます。ちなみに、青森県また八戸市等については宿泊者の割合が10%、約1割というふうに表示されておりますが、当町の場合においては観光客に対する宿泊者数の率は1%という状況になってございます。

そしてまた、冬季間の誘客がやはり年間を通した場合に影響が出てまいりますので、冬季間の誘客について今後もまた取り組んでいかなければならないと思っております。なお、イベントや農業体験、フルーツ狩り等のオプション開発や整理統合の検討も必要になってまいります。

また、現在、国際グリーンツーリズムも展開しているところでございまして、指定のほうも国際グリーンツーリズムの指定を受けております。外国からの誘客、特にアジア、中国、また韓国等々の誘客にも力を入れなければならないものと思っております。

そして、インターネット、情報発信の充実などがまた課題であると認識しております。午前中の八木田議員さんのご質問にもありました光ファイバー等々も一つは課題になってくるものと思っております。

次に、60代、70代の誘客と情報提供についてでございますけれども、21年の調査では60歳以上の消費額が高く、年代が若くなると消費額も下がるという傾向にございます。22年の調査では60歳代の消費額単価が最も高く、費目別ではお土産代に費やしていることが特徴となっております。このことから、議員ご指摘のように、高齢者世代をターゲットにした誘客戦略が重要になってくるものと思われまます。

そのためには、やはり高齢者向けのパワースポット、郷土芸能、果樹狩りなど組み合わせた観光商品の充実や、当地でしか手に入らないお土産品の開発などもキーポイントになってくると考えております。同時に、高齢者の方々の誘客もそうでございますが、特に若い方々には果物狩り等も大変人気がございますので、欲張りの部分がありますが、老若男女の誘客も図りたいと考えてございます。

また、既に一部自治体で取り組んでいる健康・医療観光とまではいなくても、健康食品やまた保養を全面に打ち出し、誘客のためのまちづくりが大切になってくるものと、このように考えております。

高齢者の情報提供のあり方につきましては、インターネットやお土産パンフ、また温泉、お花見情報などいろいろ考えはございますけれども、意外と効果があるのが口コミが一番間違いない観光客の獲得であると思っております。個人的に、私の友人、同級生、ホテル経営している方がおりまして、いろいろな旅行会社等々に当然毎年営業しているんだけど、一番間違いないのは口コミだと。これが間違いないお客さん獲得になっていると。実際経営している方からも聞いたことがございます。訪れたお客様に笑顔を決やせずに親身におもてなしをする、まさにこういうことが口コミでPRされていくことによって当町に訪れてくれる方々、ファンができてくるのではないかなと思っておりますので、やはり受け入れ側のしっかりとしたお客様への対応という

のが大変大事なことだと、このように考えてございます。

次に、PRと広域的な連携についてでございますけれども、県においては青森県観光連盟を核に、八戸圏域においては八戸広域観光推進協議会を中心に、広域的な連携によるPR活動を展開しております。特に八戸広域観光推進協議会については、県下ではこの地域だけにある組織でありまして、北のフルーツパーラーを初めとした地域の特色あるイベント等の連携が行われております。また、八戸定住自立圏や三八農業観光振興協議会での連携により、外国人向けのパンフレット作成や修学旅行生の受け入れ活動などを実施しております。

観光客の利用する交通機関としては、県外者の6割が自家用車、また会社の車、公用車等が圧倒的に多く、県内の方々においては9割が自家用車、社用・公用車等を占めている状況でございます。県外者では、そのうちレンタカーが2割を占めており、NEXCO東日本の「はいうえい人街ネット青森地域連絡会」で高速自動車道路でのPR活動やインター付近の看板設置、レンタカー会社との連携が大切になっております。観光客の県内移動状況については、ほとんどの地域において同じ地域の観光地に移動していることから、三八上北、市町村間の連携を強化するとともに、観光資源の充実やイベントラリーなどの連携に努めてまいりたいと考えております。

また、観光客の消費額については、ビジネスや研修旅行が大きなウエートを占めることから、当町の先進事例となる達者村事業を初めとする特色ある南部型グリーンツーリズム活動の推進を目指してまいりたいと思います。

また、旅行計画時参考にするものとしては、近年やはりインターネット媒体が一番であるという状況でございますので、観光協会と連携して各媒体への掲載、利用を検討してまいりたいと思っておりますが、先ほども申し上げました、同時にやはり口コミというのが一番の味方にもなっただけのわけでございますので、そういう両面をしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

長期的な不況と震災等の影響により今後の状況が懸念されてはおりますけれども、着実な南部町型のおもてなし観光を実践してまいりたいと思います。

ただいまは商工観光課関係でございますが、農村交流推進課の関係から答弁申し上げたいと思います。

まず、1点目の平成に入ってから具体的な観光客、宿泊者の推移についてであります。合併年である平成18年からの調査によりますと、農業観光部門においては平成18年は7万167人、平成19年は6万8,959人、平成20年は7万1,083人、平成21年は6万725人、平成22年は6万8,683人のお客様が来町されており、おおよそ年間7万人前後で推移してございます。

また、農家民泊部門においては、平成18年は1,060人、平成19年は1,011人、平成20年は1,207人、平成21年は1,560人、平成22年は816人のお客様に来町していただいております、おおよそ平均1,000人前後の推移でございます。

2点目の現状の課題でございますけれども、近年は全国的に都市住民が安全、安全、健康を求めて自然豊かな田舎での農業体験や収穫体験に対する関心が高まっております。それにあわせて当町が実践しているグリーンツーリズム事業の類似地区が全国的にも増加傾向にあり、地域間の競合がますます厳しい環境下になると思われまます。また、国内における経済情勢の停滞や、昨年3月11日の東日本大震災に関連した風評被害等により観光客の減少が東北地域全体において懸念されているところであります。

川守田稔君 退席

このような現状を打開するためにも、早急に当町の安心、安全、健康な地域であることの情報発信と、達者村事業を初めとする独自性を持ったグリーンツーリズム活動のさらなる事業展開が急務であると考えてございます。安全性等々につきましては、先般購入しました放射能測定器において現在調査をしております。その結果につきましては、広報紙またホームページ等々で情報を提供し、この地域は本当に安全な地域なんだということを発信しながら、安心して来ていただけるように努めてまいりたいと思っております。

3点目の60代から70代の入り込み客の増加策等々でございますけれども、来年度事業における新たな取り組みとして、保健福祉施設等を対象にしたダイレクトメール等による情報発信活動の実施の検討や、JR東日本「大人の休日倶楽部」に対しての商品企画依頼等、新たなお客様の増加を見込んでいるところでございます。

川守田稔君 着席

4点目のPRと広域的な連携についてでございますが、やはり当町の達者村事業を初めとする独自性のあるグリーンツーリズム活動を全面に打ち出しながら、他地域と一線を画するPR活動を行い、誘客を推進させる必要が大事であるというふうに考えております。

さらに、日本全体から当町を見ますと、小さな点であります。知名度の低さは否めないものと考えられ、点と点を結んだ線による連携、さらには線と線を結んだ面的な連携を実践していくこ

とによって知名度のアップと観光資源の融合による受け皿体制の強化が図られていくものと考えております。

現在は1市4町で構成される三八地方農業観光振興協議会、現在は私が会長になっておりますが、この広域連携による修学旅行生の受け入れ等を実施しており、大きな実績も上げているところでございます。

また、平成23年度新規事業として、当町「達者村」事業と風間浦村「下北ゆかい村」事業との共同による「新あおもり発見ツアー」事業を2月末に実施いたしました。本事業は、行政区域を越えた山の幸と海の幸のコラボレーション事業として関係者から非常に注目を集めているところでございます。今後ともこのような斬新な事業を実践するとともに、各種の情報を迅速に得ながら、常に新たな発想と行動により当町の観光客の誘客増加に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、南部町の山間部の活性化のため、林業の再生と自然エネルギーの利活用についてお答えを申し上げたいと思います。

まず、国は2009年12月に森林・林業再生プランを策定し、大きく、森林の有する多面的機能の持続的発揮、二つ目に林業・木材産業の地域資源創造型産業への再生、三つ目に木材利用・エネルギー利用拡大による森林・林業の低炭素社会への貢献という計画を立ててございます。

その内容は、一つに間伐材への直接支援、また丈夫で簡易な道を主体とした路網整備の推進、また環境林整備事業による森林の多面的機能の確保となっており、今後10年間を目途に効率的かつ安定的な林業経営基盤づくりを目指すものとなっております。

また、産業のマイスター同様に、現行の林業普及指導員の資格試験を見直し、森林・林業に関する専門知識、技術や一定の資質を有する者をフォレスターとして認定し、市町村森林整備の策定などの市町村行政を支援できる仕組みが提起されたところでございます。

国では、来年度よりモデル的な准フォレスター制度が進められ、さらに翌年度からは日本版フォレスター制度が創設される予定となっております。フォレスターの指導のもと、南部町における森林整備の促進を図っていきたいと考えてございます。

当町においても、国、県の補助事業を有効に活用し、低コストで森林の運搬が可能になるよう路網整備の推進を図るとともに、八戸市森林組合や三八地方森林組合と相互に連携し、森林所有者の森林整備に対する意識の向上を図り、林業の再生に向けて取り組んでいきたいと考えてございます。

次に、自然エネルギーの利活用についてでございますけれども、バイオマスは石油や石炭など

の化石資源を除いた動植物に由来する有機性の資源であり、人間のライフスタイルの中で再生可能な資源であることや化石資源の代替としてエネルギーや製品の原材料として利用可能であることから、世界共通の課題となっております地球温暖化の防止や、資源が乏しい我が国の持続可能な循環型社会づくりに大きく貢献できるものと期待されております。

県においては、平成16年3月にこの豊富に存在するバイオマスの利用目標や普及の戦略など明らかにした「あおり・バイオマス利活用総合戦略」を策定し、これに基づいて市町村や民間団体の取り組みを支援しているところでございます。当町におきましても、必要に応じまして国、県の支援を受けながら活用していきたいというふうに考えてございます。

課題としましては、工藤議員もお話しされておりましたが、低コストでの活用システムの構築が必要でございます。バイオマスの利用に要するコストは一般的に石油製品より割高であることから、持続的な活動を継続するためには経済性の向上を図ることが重要であると思っております。

多くのバイオマスは広く薄く存在しているため、その活用にあたっては可能な限り収集・運搬コストを抑える必要がございます。このことから、地域で比較的簡易に変換できるバイオマスについては、発生した地域で最終製品まで生産し、消費する地産地消型の循環システムを構築することが必要になってくるものと考えてございます。

今回、当町においても自然エネルギーの活用を少しでも取り入れていくことが必要であるということで、小水力等々含めながら調査をする予定でおります。その調査費につきましても、24年度の予算のほうに計上させていただいておりますので、水力とまたバイオマス関係等々も調査追加をしながらでも、まずどのようなものが自然エネルギーが我々南部町の中で活用できるのか、また当然コスト的な部分というのも考慮しなければならないわけでございますけれども、そういう一つは取り入れをしていかなければならない時期に入ってきているなというふうに感じてございますので、またいろいろな部分でご指導いただければと思います。

また、必要に応じまして、私なり、また担当課長等のほうからも答弁してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 商工観光課長。

○商工観光課長（神山不二彦君） 先ほど費用対効果のお話がありましたので、少しお話ししたいと思っております。

予算額なんですけれども、観光費、それから観光施設費、それから農業観光費の年額の平均な

んですけれども、およそ1億2,000万ほどかかっております。農業観光費はうち600万程度なんですけれども、それに対して観光客の入りというのが大体100万人ですので、1人当たりで換算すると大体122円かけているような計算になります。県外客におきましては消費額は大体4,000円、県内客については1,000円と見込んでおりますので、こういう意味では費用対効果はあるものと思っております。ただ、考え方はいろんな角度からありますので、これからもう少し検証は必要だとは思っております。

もう一つ、フルーツバスの運行をしております、これに対しても費用対効果の検証を行っております。かかる経費とそれから入ってくる経費、参加費とかお土産代、それから産直の売り上げ、昼食代とかの差し引き額で計算しております、大体年に23便、500人程度が利用してございますけれども、おおよそその差し引き額は50万円となっております。ちょっと少ないようなんですけれども、波及効果もあることから、今後これは農業観光、それからことし開催しました極寒祭、それからフルーツパーラーなども人数が伸びておりますので、こういうイベント等と複合することによってこれからの成長が望めるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） いろいろ詳しい説明をありがとうございました。

「大人の休日倶楽部」とも連携するとか、いろいろ今年度も今までなかった取り組みも考えているようですけれども、私ら見ていまして、商工観光課というのがあって、観光協会というのがあって、農村交流推進課というのがあってと、もうちょっとそれが連携して相乗効果を出せるような集客方法といいますか、町長よく言うように、お客さんがいっぱい来るということは懐から金を出してこの物が売れて、この町のそれぞれの商売しているところにお金が入ることですから、何かもうちょっとトータルの連携しながら、役場の職員が主体でなくて、商工業者さんとか観光農園の皆さんとか、あるいは民泊を受け入れる皆さんとか、あるいはお土産品をつくっている人とか、いろんな波及効果を生むためにトータルの連絡協議会みたいな、余り忙しくない時期にいろんな構想を練る企画はやっていると思うんですけれども、うまくまとめればもうちょっといい効果が出せるんじゃないかなと。何かことしの冬も金木のほうに地吹雪ツアーというのが来て、例年になくことしは地吹雪がひどくて、お客さんも喜んでいるというような話を聞くんですけれども、ああいう形でも最初に考えたときは周りは恐らく、何こつたらばかなこと考えてと

というようなところから始まったんじゃないかと思うんですけども、今だと青森県の冬を売り出す一つの大きいファクターになっていると思いますので、そういう何か南部町発の集客の決定打みたいなのをこれからも探してほしいなと、そう思います。その辺で何かお答えがあればお願いしたいし。

それからこの林業・森林の再生に向けたこの改革の概要からいけば、実は私、県の農林部林政課のほうにもいろいろ時々行くものですから聞いているんですけども、これだれが一番責任持ってやらねばならないんだろうと聞いたら、やっぱり国じゃないよ、県じゃないよと、あくまでも大事なのは市町村森林整備計画というのが大事で、それはやはり市町村が主体的にやるべきだろうと。なぜかという、個人の私有林の所有権と利用権というのを、利用権は任せてもらってある程度大規模な面積で森林の手入れをしていかないと低コスト化ができないと。それは森林組合ではなくて、やはり行政が主体になってやるべきじゃないかと、そういうことを県のほうからは言われました。また、森林組合のほうからは、やっぱり森林組合がまとめるよりは市町村単位である程度、1,000町歩なり2,000町歩なり3,000町歩なりの面積を80年なり100年のサイクルで企画してやる、そういう日本版のフォレスターがある程度責任を持ってやる、そういうことが必要じゃないかということを言われたんですね。そうしますと、私は行政の職員も減らせ、経費も使うなという中であって、この分野はやっぱりそういう専門的な知識を持った職員も少なくとも何人かはこの町でも必要になってくるんじゃないかなと思うんですね。

ちなみに、この青森県内の市町村でそういう森林のある程度専門的な学部を卒業した職員は、五戸町と田子町さんに1人ずつおられるそうです。そういう人材を育てながら地域の山林所有者を取りまとめるという、そういう役割がこれから市町村に求められるんじゃないかと思うんですね。その辺をまずこれからの町の方向として、そういう林業に明るい職員、知識を持った職員を1人でも2人でもふやしていったらどうかと。

それから、今青森県内でも五所川原とか金木のほうでペレットを生産している会社とか組合があります。三沢でもちょこっと試験的にやっている方がいます。隣の岩手県では葛巻町に葛巻林業という会社がありまして、それが岩手県でペレット生産の先駆けなんですけれども、彼らの話を聞きますと、大体灯油が80円から90円を超えれば何とかペイするんだと。岩手県の場合は、今震災の影響もあったんでしょうけれども、電力を恐らく自然エネルギーで賄うようにしようということで、地熱発電と風力とそれからソーラーとこのバイオマスエネルギーをまだまだこれから本腰入れてやるんだというようなことを聞いています。

私もそれをこの町でやりましょうという以前に、この町もうちょっと声かけてこの町の中にも

林業とかあるいは山林をいっぱい持った方、所有者とか、あるいは木材の加工関連産業もありますから、研究会みたいなのを町が主導で立ち上げて、いろんな先進的に取り組んでいる、そういうところを見ながらこの町に合った自然エネルギーといいますか、バイオマスエネルギーの活用を研究する、そういうグループといいますか、会を立ち上げたらどうかと、それを提言したいと思うんですけれども、それをやりながら10年後、20年後は山林で経営で採算乗せるというのは50年、100年の計画がなければ無理だと思うんですけれども、例えばドイツなんかは大体、超長伐期といいますか、100年から200年の間隔で山の手入れをしているようです。最終的にナラだとかブナの木はワインとかウイスキーのたるなんか大径木にして1本100万円から200万円で売られるような、そういう林業をやっているということですが、そういう方向とバイオマスを絡めることによって、この町で使う灯油はゼロでもこの地元から出る林産物を燃料化することによって賄えるんじゃないかなと私は思うんですけれども、そういう勉強会をぜひ立ち上げたらどうかと思いますけれども、その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 農村交流推進課長。

○農村交流推進課長（福田修君） 観光部門の関係でございますけれども、先ほど工藤議員が言われましたように、いろんな団体が連携していかないと誘客をふやせないというふうに考えておりますし、23年度におきまして達者村事業の民営化に関する調査委託費用をいただきましていろいろ調査をまいりました。その中で、やっぱりよそのほうから見ると、どうしてもそれぞれの施設にはお客さんが来るけれども、横の連携がとれていないと。そういう部分でここは大変損をしていると。いいものがいっぱいありながら連携がとれない部分があるというので、民営化の団体をつくって、その横の連携とかいろいろな形で取り組んでいったほうがもっとも効果が出てくる南部町になるというふうな提言もいただいておりますし、実際何人かの人たちがもう発起人となって民営化に向けて動き出しつつあります。役場でも応援できる部分については応援して、ぜひ広く取り組んでいただけるようにしたいと思います。

それから、先ほど町長も答弁いたしましたけれども、今年度、この間ですけれども、達者村のほうと下北ゆかい村との連携事業を模索して、「新あおもり発見ツアー」を企画いたしました。これは都内の旅行エージェントの方、それから旅行雑誌の方、それから東北地方のバス会社の方々に来てもらって、実際体験してもらいました。そして、確かにこれはおもしろいし、商品になるというふうなお話をいただいておりますので、その辺も強くPRして、ぜひまた新しい商品と

して下北と三八で要するに山の幸、海の幸を取り組んだ形で事業展開をしていければと、そういうふうにも思っております。

まずは町内の各施設の連携を図っていく、これが一つのポイントになってこようと思います。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 今、農村交流推進課長のほうからも答弁ありましたが、町内の連携、当然もう重要になってきます。その前に、町内でも同じ役場の庁内の連携というのも大変大事なわけです。実は今回、課の統合というのも一部提案させていただいておりますが、現在イベント関係にしますと商工観光課、農林課、農村交流推進課と、主にこの三つの課がそれぞれ行っている状況です。もうイベント関係は一つにしていったほうが良いという議論もしてきておりました。今回、他の課の統合というのもありまして、一気にできなかったんですけども、それぞれがそれぞれの管轄でもって東京等と含めながら短期間のイベントに参加すると。旅費等もこれはかかるわけです。補助事業等を使っておりますけれども、これをやはり一つにしていくことによってもっと効果のあるPRにできるのではないかなと、こう思っております。

今後、今回他の統合等もありましたので、今後やはりそういう一本化にして取り組んでいくということも考えていかなければならないと思っております。

そして、今回初めて行いました極寒祭、私も2日行きましたけれども、これは非常におもしろみがあるなと思っております。日中はえんぶりをやっているわけです。伝承館のほうではかがり火、夕方やりますが、その極寒祭でも実はやりました。ここを夜の部、昼の部に分けて極寒祭のほうにかがり火とえんぶり等を移行していったほうがいいのかどうかと、そういう部分も観光協会さんのほうとも話をさせていただきながら、少し規模を拡大しながら取り組むことによって極寒祭、ちょっと人気を呼べるイベントにもなれるかなと思っておりますので、再度詰めてまいりたいと思っております。

それから、森林関係のほうでございますけれども、国が策定し、県が県の策定し、市町村がつくってと、当然これは最終的にはそれぞれの市町村が主になっていかなければならない、また策定していかなければならないと思っておりますが、森林組合さんも含め、最近農協さんも私感じるんですが、何でも町、町と。やはり農業組合さんは農業の関係のプロの集団でありますから、農業関係のほうをもっともっと引っ張って行ってほしいなと思っておりますし、森林組合さんはまさに職員の方々は森林のプロの方々がほとんどの職員であると思っておりますので、そちらの方々もやはり

自分たちの組合の関係の部分というので取り組みをしてほしいなど。当然、町は町としてしっかりとそういう部分ではリーダー的になっていかなければならないと思っておりますが、それぞれの組合さんも自分の特に専門の組合に関係する部分ということで取り組みをぜひお願いしたいなと思います。

また、昔は役場、市町村、市は別にして町村の職員というのは大体オールマイティ的に広く浅く、そのかわりどの課でも対応できるというような職員指導をしてきた時代がありました。ですから、専門的になりますと県等においてはもう専門分野の採用をしているわけですし、当然詳しくは県職員のほうが知っているということで、今後はやはりそういう部分を町村でも変えていかなければならないなど。やはり対等に意見を言える、そういう専門的な職員という部分の採用というのが大事になってくると思っております。ただ、採用枠が何しろ非常に少ない枠でいきますので、一気にということとはできないかもしれません。ただ、今年度も土木専門職という、またもう一つは英語の1級以上の資格、かなりのレベルの高い条件のもとでの採用ということで、しております。ですから、今後やはり市町村も専門職の採用の仕方というのもこれは考えていかなければならないと思っております。

また、あと南部町の合った自然エネルギー等でございます。先ほど私も答弁いたしました。南部町の中でどういう自然エネルギーが活用できるのかということもお話ししましたので、今後そういう部分もどういうふうにしてつくっていったらいいか、組織していったらいいかというのを検討してまいりたいと、こう思っております。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問はありませんか。

○16番（工藤久夫君） なし。

○議長（坂本正紀君） 以上で、工藤久夫君の質問を終わります。

ここで2時10分まで休憩といたします。

（午後1時55分）

○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時10分）

○議長（坂本正紀君） 一般質問を続けます。

15番、川守田稔君の質問を許します。川守田稔君。

（15番 川守田稔君 登壇）

○15番（川守田稔君） 皆さん、長時間にわたってご苦労さまです。最後ですので、頑張って聞いてください。

私は、今回の一般質問の通告で少子化及び非婚、未婚化ということについて通告いたしました。

少子化に関しては、きのうの中館議員の質問で十分な回答があったように思われますので、本日は私は未婚、非婚、その現象について町長に所見をお伺いしたいと思います。

あらかじめつくられておられます答弁書はちょっと無駄になるところがあるかもしれませんが、ご勘弁願いまして、よろしく答弁いただきたいと思います。

先日、おもしろい記事を発見しましたので、今回一般質問に取り上げようと考えました。それは、政府が去年であります、2011年6月17日、閣議において「子ども・子育て白書」を閣議決定いたしました。6月17日であります。それによりますと、男性の既婚率は所得がふえるに従って上昇する傾向があり、特に年収300万円を境に大きな差が見られると分析しておりました。また一方で、過去の厚労省のデータをもとに、30歳から34歳の男性の雇用形態と既婚率の関係を調べた結果が紹介されておりました。それによりますと、非正規労働者は30.2%、正規社員は59.6%、雇用形態の違いによって30.2%と59.6%の2倍近い差が見られたとありました。さらに白書では、これは内閣府による調査ですが、20代から30代の男性の非婚率について年収300万円未満で8%から10%の既婚率、300万円以上になりますと25%から40%の既婚率に達するというを紹介してありました。これは20代、30代の男性に関してであります。

少子化は女性のライフスタイルの多様化、多様性というのが要因であるという、いまだに一般的な論調であります。ライフスタイルの多様性とは別に、実は経済的な問題が根源の問題として大きな要因となっているという側面がその「子ども・子育て白書」にうたわれているという事実は注目すべきと考えました。

少子化問題イコール女性のライフスタイルの多様化という既成概念を離れ、当町地方の一地域における当町の現状を真摯に受けとめ、分析し、より有効な施策の策定のための視点を定める必要を感じました。よって、本一般質問に臨むに当たり、テーマといたした次第であります。

当町の基幹産業と位置づける農業の就業者の年収の増加を考えると、町内事業所の育成を考えること、また貧困について考えることなどは、それぞれ一つ一つが独立して重要な施

策の課題であることは言うまでもありませんが、そこで町長に伺いたいのは、年収の格差における既婚率の違いが生ずるこの現象について、白書の内容についてどのような感想をお持ちでしょうか。

また、非婚を含め、未婚の問題、延長線上には引いては少子化問題の側面に年収などの経済的な要因があるとするならば、さまざまな関連するテーマを同じ土俵の上に乗せて同じカテゴリーに入れて、幅広い視野で取り組む姿勢、視点を定める作業が必要なのではないかと考えますが、町長はいかがお考えでしょうか。

少々抽象的な表現かもしれませんが、よろしくご答弁願います。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、川守田議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

その前に一つ訂正させていただきたいと思います。先ほど工藤久夫議員のご質問の中で、専門職のところにおいて英検1級というお話をさせていただきました。英検1級並びにTOEIC 860点以上、TOEFL 600点以上という、1級と同程度という高い設定の部分です。ここが抜けておりましたので、誤解が生じてはいけませんので訂正させていただきます。

それでは、川守田議員さんからのご質問でございますが、若干準備していた部分と異なるという追加的な部分がありますので、満足のいく答弁にならないかもしれませんが、私が今感じている部分等含めながら答弁させていただきたいと思います。

まず、先ほど議員ご案内のとおり、内閣府の平成23年度版の「子ども・子育て白書」によりますと、議員申し上げていたとおり、20代、30代男性の既婚者の割合が年収およそ300万円を境に大きな差があるという結果になってございます。20代においては300万円未満、8.7%、10%未満、また300万から400万は25.7%、400万から500万になると36.5%、500万から600万となると39%、600万以上となると29.7%と。また、30代のパーセントというのも大体その数字に近い状況になっております。やはり、これは結婚して子供を産んでということを考えるわけでございます。そうなったときに、ある程度のまず所得がなければ生活していくにおいても厳しいという、やはり収入の部分というのは相当影響しているんだなと、こう考えてございます。

それとまた、先ほどの30代の非雇用と正職員において32%と56%という数字もお話をされておりました。やはり安定している部分と非雇用の場合は今後どうなるのかという、そういう不安も

やはりある結果が既婚、未婚という境には影響しているものと考えております。

そういう中において、当町、収入の格差、農業収入含めながら、できるだけ町も支援をしながら農業関係については国、県の補助事業、それにさらに町独自でかさ上げをして何とか負担を少なくして頑張っていたきたいということで、昨日も若干申し上げた部分がありますけれども、恐らく他の自治体において、その分町がかさ上げをして取り組んでいるところというのは、調べていただければわかるとおり、ないと思います。そういう部分で、若い後継者の方々もまず農業に参入してくれるような施策、これが大事だと思っておりますので、そういう部分で新規就農者の町独自の支援策を講じながら取り組んでおりますが、国のほうでは私どもの額ともうけた違いの支援を今計画というか議論しているということでありますので、やはり日本、漁業国でありますけれども農業国でもあるわけございまして、何とか本当に将来の農業、日本の自給率を高めていくためにはやはり国としてもしっかりと取り組みをしてもらいたい、そういうことによって農業に従事する方々もふえてくるのではないかなと思っておりますので、町としてできる限りの部分は支援をしながら、若い後継者の方々も参入していただけるようにしてまいりたい。

そしてまた、荒廃地も結構出ております。農業者の育成だけではなく、今は企業の方々も参入している部分がありまして、一つは農地を守っていくという観点から考えると、そういう参入というのも並行して取り組んでいかなければならないところに来ているのかなと思っております。

そしてまた、収入の一つの境があるわけですが、そういう方々が少しでもまず結婚しようと、そういう機運を持ってもらえるために今日もさまざまな子育て支援等も行ってきたわけございまして。ただ、私どもが支援した状況と少子化という部分は大きな差もあるわけございまして、今回、昨日も申し上げました新たな支援策として15歳までの、所得割になると思いますが、そういう無料化制度の支援等々、できるだけ収入の向上に努めながら、かといってなかなかすべての方々が一気に所得向上が上がるということもこれも現実離れな話になりますので、そういう部分の方々に少しでも支援になれるような子育て支援策、また住宅関係の新築助成事業等々含めて取り組みをして、何とか結婚しようと、よく若い人は機会がないとか言われたりします。若い方々はあるのかなというふうに感じているんですが、積極的な方とどちらかというと照れ屋的な方もあろうかと思えます。そういういろいろな性格があると思えますが、そういうチャンス、きっかけという部分も何とか町が取り組めばいいのか、またそれぞれの関係団体等が取り組んだほうがまたおもしろみがあるのかどうか。前、行政が取り組んでいた実態もございました。よく聞くと、かた苦しくてわがんだとか、いろいろあったり、そういう部分、行政的な支援をしていくが、もっとざっくばらんに会話できるような、そういう部分のきっかけというのは逆に行政じ

ゃないほうがいいのかなと思ったりもしておりますが、いろんな部分で結婚に向けて前向きに考えてもらえるような施策というのもしていきたいと思っておりますので、議員の皆様方からもまたいろいろな角度からご指導等をいただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。川守田稔君。

○15番（川守田稔君） ご答弁ありがとうございます。

答弁のしようがなかったんだらうなと。本当は取り下げようかななんて思ったんですけども、周りがやれやれと言うものですから、じゃあやろうかと、やらせていただいていますけれども。

先ほどは工藤久夫議員の質問への答弁のときに、町長が役場の中の課を横につなげてのような発言をなされました。そういうふうな考え方になってきているのかなというふうに思ひまして、これはちょっといいことだなというふうな印象を持って工藤議員の質問を聞いていました。

言いたいことは、確かに私の印象では、今まで少子化であるとかそういったことというのは、例えば助成すれば、それも大切なんですけども、例えば中学生までの医療費の無料化ですとか、そういう助成をすればそれは一つの施策を行ったことになるよという、それはそれで現実なんですけれども、年収をふやすことを考えましょうという広大なテーマが解決できれば大体のことは解決する。大体のといったら語弊あるかもしれませんが、すごくたくさんのが解決する内容なんですよね。そう考えると、少子化は少子化というカテゴリーをつくって、その中で狭い意味で、私が言う狭い意味での議論をするのではなくて、もっと課を横断するような施策の進め方ということを探してほしいなという思いが一つあって、こういう質問をさせていただいた事情があるんですよ。ですから、そういう考え方が役場の中に芽生えたのであれば、どんどん育てていただきたいと、そのように考えていました。

それから、またちょっと飛躍した質問になるんですけども、中小企業金融円滑化法という法律があります。これは2009年に制定されて、借入金の返済猶予を法制化したものなんですけど、それが2回の延長を経て、どうやらことし終了になるだろうということを知りました。結局終了することによって、返済がまた発生し出す。そうすると、言葉は悪いですけども、ゾンビ企業とカテゴライズされているような企業にとっては非常に厳しい時代が、時期が到来するだろうと。全国で多分30万社がこの恩恵に今まであずかっておっただけなんですけど、そのうちの3分の1

が、つまり9万社近くが再生計画ですが、そういったのが実現できていないという状況にあるそうです。つまり、全国の企業の中で9万社が倒産の可能性に直面するということであります。

当町含めて八戸市、十和田、この周辺にある企業の中でどれほどの数がそういう対象になるのかはわかりませんが、地域として考えると非常に注意して見守っていかなくてはならないことだと考えております。

とりもなおさず倒産ということになりますと、職を失う壮年の方もおれば若者の方もおられるかと思えます。非常に憂慮すべきことだと考えておりますが、そういったことに関して町のほうで何か情報をお持ちでしたら、この場で提供していただきたいと思えます。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 今、議員お話しされたように、収入をふやしていくということが町としても安定した財収になっていくわけですので、当然そういう形にできるように努力してまいりたいと思っておりますが、現実的に非常に厳しい状況でもあります。バブル時であればどんどん収入があっている部分も事業展開もできたと思えますが、現実的に現在は非常に厳しい中で、町としていろいろな議論もしました。医療無料化の問題についてもプロジェクトチームを2年前ですか、3年前ですか、立ち上げて、そこからいろいろな子育て支援に対する要綱をまとめてくれということで整理したわけですが、どちらかというただにしたほうがいいのか安くするべきだと、そういう部分が大方でありまして、私のほうからはお金を使って解決しようとするばかりではないかと苦言も話したことがあります。

そういう中において、ただ、今収入的な部分で大変厳しくなっていると。また、一つは子育て支援という中でさまざまプロジェクトチームから上がってきた項目の中から、まずは一つはそういう思いもくみ取って、また私も町民の方々、若い世代の方々とお父兄の方々とも話をすると、そういう要望ということもお伺いしてきたわけですが、そういう中で一つ今回そういう支援策も講じていこうということで計上させていただきましたので、ご理解もお願い申し上げたいと思えます。

そして、2点目の中小企業の関係でございますが、ここは申しわけございませんが、通告と若干、異なっていないんでしょうけれども通告がなかった部分でございます。ここにつきましては、一つの議会というルールの中で真摯に答弁はしてまいりたいと思えますが、後日また商工関係予算等々の項目もございまして、その中で答弁をさせていただきたいと思えますので、何

とかよろしくご理解賜りたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） もう一つ言わせてもらって終わりたいと思います。

この件をちょっと調べていましたら、やっぱり年収300万円というキーワードでもって、奨学金の返済が滞っているという調査があったんですが、それもやはり300万円を境にというデータが出てきました。どういうことなんだろうと考えると、年収300万というのは少なくとも男性1人が1年間生活するのにそのぐらいかかる時代なのかなと感じたんです。ですから、それ以上の何かしらの出費があるという、例えば奨学金の返済ですとか、そういったことというのは年収300万という部分でやはり余裕がある、なし、余裕がある部分は奨学金を返済しなくてはならない人は返済に回すし、そういったことがない場合は結婚を考えようかなという、そういうマインドが働くのかなという印象を持ちました。もちろんこの調査がどの地域を主に調査しているのか、その調査方法までは私は調べていませんけれども、もしかしたら例えばこの八戸周辺、当町含めて南部のあたりでやったらもっと違う金額が境にあるのかもしれない。そういったところをちょっと調べて、町としてはどの辺を目標に定めるべきなのかなと、政策の中でそのような金額を設定すればいいのかということをご検討していただきたいなという願いをして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（坂本正紀君） 答弁はよろしいですか。

以上で、川守田稔君の質問を終わります。

一般質問を終結いたします。

散会の宣告

○議長（坂本正紀君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、3月7日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力、まことにありがとうございました。

(午後 2 時39分)

第43回南部町議会定例会

議事日程（第4号）

平成24年3月7日（水）午前10時開議

- 第 1 報告第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第15号 南部町町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第1号 平成23年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）
- 第 3 議案第1号 平成24年度南部町一般会計予算
- 第 4 議案第2号 平成24年度南部町学校給食センター特別会計予算
- 第 5 議案第3号 平成24年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算
- 第 6 議案第4号 平成24年度南部町ポートピア交付金事業特別会計予算
- 第 7 議案第5号 平成24年度南部町国民健康保険特別会計予算
- 第 8 議案第6号 平成24年度南部町介護保険特別会計予算
- 第 9 議案第7号 平成24年度南部町介護サービス事業特別会計予算
- 第 10 議案第8号 平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 11 議案第9号 平成24年度南部町国民健康保険名川病院事業会計予算
- 第 12 議案第10号 平成24年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 第 13 議案第11号 平成24年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 14 議案第12号 平成24年度南部町簡易水道事業特別会計予算
- 第 15 議案第13号 平成24年度南部町営地方卸売市場特別会計予算
- 第 16 議案第14号 平成24年度南部町工業団地造成事業特別会計予算
- 第 17 議案第15号 平成24年度南部町介護老人保健施設特別会計予算
- 第 18 議案第16号 平成24年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算
- 第 19 議案第17号 平成24年度南部町大字平財産区特別会計予算
- 第 20 議案第18号 平成24年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算
- 第 21 議案第19号 平成24年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算
- 第 22 議案第20号 平成24年度南部町大平財産区特別会計予算

- 第 23 議案第21号 南部町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 24 議案第22号 南部町消防施設条例及び南部町法師岡地区コミュニティ防災センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 25 議案第23号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 26 議案第24号 南部町土地開発基金条例を廃止する条例の制定について
- 第 27 議案第25号 南部町住宅用地管理等基金条例を廃止する条例の制定について
- 第 28 議案第26号 南部町立公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 29 議案第27号 南部町町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 30 議案第28号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 31 議案第29号 南部町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 32 議案第30号 南部町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 33 議案第31号 南部町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 34 議案第32号 南部町道路線の認定について
- 第 35 議案第33号 指定管理者の指定について（苫米地集会所他22施設）
- 第 36 議案第34号 指定管理者の指定について（名川老人福祉センター他3施設）
- 第 37 議案第35号 指定管理者の指定について（小波田農業研修センター他3施設）
- 第 38 議案第36号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について
- 第 39 議案第37号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第 40 議案第38号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第 41 議案第39号 平成23年度南部町一般会計補正予算（第8号）
- 第 42 議案第40号 平成23年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号）
- 第 43 議案第41号 平成23年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 44 議案第42号 平成23年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第 45 議案第43号 平成23年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 46 議案第44号 平成23年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番	山田賢司君	2番	八木田憲司君
3番	中館文雄君	4番	工藤正孝君
5番	夏堀文孝君	6番	沼畑俊一君
8番	河門前正彦君	9番	川井健雄君
10番	中村善一君	11番	佐々木勝見君
12番	工藤幸子君	13番	馬場又彦君
14番	立花寛子君	15番	川守田稔君
16番	工藤久夫君	17番	坂本正紀君
18番	東寿一君		

欠席議員（1名）

7番 根市勲君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	坂本勝二君
総務課長	小萩沢孝一君	企画調整課長	坂本與志美君
財政課長	小笠原覚君	税務課長	八木田良吉君
住民生活課長	極檀義昭君	健康福祉課長	有谷隆君
環境衛生課長	中野雅司君	農林課長	中村一雄君
農村交流推進課長	福田修君	商工観光課長	神山不二彦君
建設課長	工藤満君	会計管理者	庭田富江君
名川病院事務長	佐藤正彦君	老健なんぶ事務長	麦沢正実君
市場長	工藤欣也君	教育長	山田義雄君
学務課長	夏堀常美君	社会教育課長	工藤重行君
農業委員会事務局次長	田中光雄君		

開議の宣告

○議長（坂本正紀君） ただいまの出席議員数は17人でございます。定足数に達しておりますので、これより第43回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

報告第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第1、報告第1号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第15号、南部町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） 1ページをお開き願います。

報告第1号についてご説明申し上げます。

まず、処分理由でございますけれども、地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第120号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第392号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成23年総務省令第161号）が平成23年12月14日に公布され、同日から施行されたことに伴い、条例を改正する必要性が生じ、改正に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分をしたものでございます。

次のページ、2ページをお開き願います。

専決処分第15号、専決処分書でございます。平成23年12月23日に専決処分しております。

次のページをお開き願います。3ページです。

南部町町税条例の一部を改正する条例でございますけれども、附則第47条第1項の改正です。この附則第47条は、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例でございます。これにつきましては

税の政令が改正になりまして、雑損控除は損害があった金額から保険金を引いて、その10%または損害の額のうち災害関連、要は災害の撤去費用とかそれらの費用の災害関連の費用から5万円引いた額、そのどちらか多い額を雑損控除できることになっています。その災害関連の控除については、災害がやんだ日から1年以内の部分を控除できますよという規定です。それが今回、3年まで認められました。3年延長しますよと。大規模の災害はですね。それに伴って今まで1年だったのが3年に延長されたので、それに伴って条例の改正が出てきています。要は、47条では23年3月11日の震災の被害であったけれども、22年分として申告できますよという規定がこの47条です。それを3年間延長になったことによって、その部分を入れて、申告が3月15日までやるんですけども、申告があったときまでに支出したのを災害関連費としてできますよと改正したんです。本来であれば、まず1月から12月分までなんです。ただし3月、今申告したときも、そのときまでに支出したものを雑損控除できますよという改正があって、そういう関係でこの47条改正しています。

延長になった部分の関係で字句等の改正があって、それで3年延長になったことによって、2項と4項が読みかえ規定あるんですね。その部分が必要なくなったと。2項、4項を削除するために3項が繰り上がって、5項が繰り上がって、3項が家族の部分で扶養者の分は合算していいですよという規定で、そのために読みかえ規定、要は22年に申告した場合は23年なくなりますよという形ですね。5項は申告にその旨を記載していれば、これ適用できますよと、そういう形でそういうふうに改正になっています。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。
よって、報告第1号は原案のとおり承認されました。

報告第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(坂本正紀君) 日程第2、報告第2号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第1号、南部町営地方卸売市場特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。
本案について説明を求めます。市場長。

○市場長(工藤欣也君) それでは、4ページをお願いいたします。

報告第2号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。
地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

処分理由でございますが、受託販売収入の増額に伴い、受託販売代金の支払いに不足するおそれが生じたので、この補正に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分したものでございます。

次のページをお願いいたします。専決処分第1号、平成23年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算(第2号)でございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,664万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億7,765万6,000円としたものでございます。平成24年2月17日付で専決処分してございます。

それでは、9ページをお願いいたします。

歳入でございますが、市場の取引売買に関する事業勘定の1款1項受託金、1目受託販売収入に2億3,000万円を増額して補正後の額は28億3,000万1,000円としております。販売収入の状況ですが、今年度2月までの総計ですが、数量で1万3,738トン、金額では既に26億5,400万円となっております。およそ27億7,000万円の売り上げとなった前年度の同期と比較しますと、数量では1,495トンの減、率で9.8%マイナスとなっておりますが、金額では3,200万円の増加となっ

ており、特にリンゴは紅玉から通して高値で推移してきております。リンゴは2月末の対前年で約1,000トンの減となっておりますが、金額では2億7,700万円、約31%の増加となっております。3月の販売収入の見込みですが、リンゴの在庫が少なくなると見込まれることから、1日当たりの売り上げ700万円前後、営業日数24日で見込んでございます。

市場の業務運営に関する業務勘定の1款2項手数料、1目受託販売手数料1,610万円を追加し、1億9,758万円としてございます。出荷者の方からいただいております7%の手数料収入でございます。

2款2項繰入金、2節買受人保証金管理基金繰入金は、買受人等の承認更新に伴い、買い受け業務を廃止した買受人に返還する保証金を基金から取り崩して返還するものでございます。

10ページの歳出でございます。事業勘定1款1項受託費、1目受託販売代金でございますが、出荷された方に支払う販売代金として2億3,000万円を追加計上してございます。

業務勘定1款1項市場管理費、2目一般管理費1,664万円を追加し、2億2,058万4,000円としてございます。人件費、事務費の調整に伴う不用額の減額のほか、23節償還金利子及び割引料に買い受け業務を廃止した買受人に対する保証金返還金を計上してございます。

今回の補正による増収分として25節積立金に1,704万3,000円を追加し、補正後の積立金は3,981万円となりますが、予算執行に当たっては今後の販売収入にもよりますが財政収入を見て、その範囲内において積み立てすることになります。

以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。
よって、報告第2号は原案のとおり承認されました。

議案第1号から議案第20号の上程、委員会付託

○議長（坂本正紀君） お諮りいたします。

この際、日程第3、議案第1号から日程第22、議案第20号までの平成24年度南部町各会計予算議案20件を、会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思いを。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第20号までを一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題といたしました議案20件については、委員会条例第6条の規定により、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審議することにいたしたいと思いを。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第20号までの議案20件については、予算特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決しました。

なお、予算特別委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会で互選することになっております。

よって、委員長及び副委員長を互選するための予算特別委員会をこの席から口頭をもって招集いたします。本日、本会議終了後、この議場において開催しますのでご了承願います。

議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第23、議案第21号、南部町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） それでは、議案第21号でございます。12ページでございます。

議案第21号、南部町課設置条例の一部を改正する条例の制定について。

南部町課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。南部町の行政組織について見直しを行うため、条例の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。今回の改正につきましては、環境衛生課を廃止し、環境衛生課の業務を住民生活課及び建設課へそれぞれ移管するものでございまして、環境衛生部分を住民生活課、上下水道部分を建設課へそれぞれ移管するものでございます。また、総務課で所管してございます庁舎管理業務及びふれいあい交流プラザの業務等も住民生活課へ移管するというものでございます。また、もう1点でございますが、総務課と現在企画調整課両方で行っているなんぶ里バス、多目的バスを企画調整課へ一本化するということでございまして、13ページにおきましては（5）多目的バス運行事業に関することということで、これは企画調整課へ加えるものでございます。（11）から（16）については住民生活課へ、（7）から（9）の業務につきましては建設課へ移管するというものでございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(坂本正紀君) 日程第24、議案第22号、南部町消防施設条例及び南部町法師岡地区コミュニティ防災センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長(小萩沢孝一君) 議案第22号でございます。

南部町消防施設条例及び南部町法師岡地区コミュニティ防災センター条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由ですが、南部町消防団の統合に伴う各分団屯所の名称の統一、所在地の整理等のため条例の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

別表ということで載せてございますが、別表(第2条関係)とございますが、2条関係というのは消防拠点施設の名称と位置を定めているものでございます。その別表、消防団名川第1分団屯所から次のページの南部町消防団福地第10分団屯所ということで名称を各名川、南部、福地それぞれの1分団から11分団、あるいは1分団から10分団までを統一した名称に改めるため改正するものでございます。

次に、南部町法師岡地区コミュニティ防災センター条例の一部改正でございますが、法師岡地区コミュニティ防災センターにつきましては防災消防センターでございましたが、これらを法師岡コミュニティ防災センター、苔米地コミュニティ防災センター、大向コミュニティ防災センターと名称をすべて統一するものでございまして、とりわけ苔米地コミュニティ消防センターにつきましては、これまで福地第1分団と福地中町内と一緒に運用してきたものでございますが、福地第1分団が今回新築となり、コミュニティ消防センターにつきましてはこれまでと同様、町内会で引き続き使用するため、防災センターとして名称を改正し、規定するものでございます。

簡単ですが、以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第25、議案第23号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長（工藤重行君） 18ページでございます。

議案第23号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

提案理由でございますが、スポーツ振興法が全部改正され、新たにスポーツ基本法が平成23年8月24日に施行されたことから、委員の名称を改めるものでございます。

次のページをごらんください。改正の内容でございますが、下から7行目をごらんください。

別表中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

附則といたしまして、施行期日、この条例は公布の日から施行する。

経過措置、この条例の施行日において体育指導委員の職にある者は、スポーツ推進委員の職にある者とみなす。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第26、議案第24号、南部町土地開発基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） それでは、20ページをお願いいたします。議案第24号、南部町土地開発基金条例を廃止する条例の制定について。

提案理由でございますが、公用等に供する土地を先行取得することにより事業の円滑な執行を図ってきたところでございますが、その目的が達成されたことから基金を廃止するものでございます。

次のページをお願いいたします。南部町土地開発基金条例を廃止する条例。南部町土地開発基金条例は、廃止する。

附則の1でございます。施行期日、この条例は、平成24年3月30日から施行する。経過措置、2でございます。この条例の施行の日の前日において南部町土地開発基金に属していた現金及び有価証券は、施行日において、南部町財政調整基金条例に基づく基金に、その他の財産は、施行日において、南部町一般会計にそれぞれ属するものとするということでございます。

この土地開発基金は土地を取得するため、合併前の旧3町村にあった土地開発基金を合算して設けられたものでございます。ただいまご説明いたしましたように、廃止後の土地はそれぞれ所管課の管理となります。現金は財政調整基金に繰り入れられるというものでございます。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。16番、工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） 今までのこの開発基金のほうで持っていた財産と申しますか、基金とかそういうのは具体的にどの程度の金額があるか、あと借金があるかないかとか、その辺をお願いします。

○議長（坂本正紀君） 財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） ただいまのご質問でございますが、平成23年度末で3億9,116万6,000円という残高になっております。実は、3億9,116万6,000円のうち77%が既に購入した土地になっております。現金は現在のところ、8,900万円余りとなっております。先ほど説明いたしましたこの8,900万円余りが財政調整基金に繰り入れられるということでございます。

それで、基金を積んで予算措置をしなくても随時この基金で土地を買えるということで、旧3町村にあった基金でございます。借金等はございません。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。15番、川守田稔君。

○15番（川守田稔君） この条例を廃止するということは、もう町では宅地開発のようなことはしないということなんですか。

○議長（坂本正紀君） 財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） 宅地開発のお話が今出ましたけれども、全くしないということはまた別にしまして、この土地開発基金がもう既に77%が土地になっているし、今後土地を公共用のために買う場合については常に予算化をしてこれから買っていきこうと。基金としての役割はもう既に80%が土地になってしまったということで、廃止をするものでございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 15番、川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 住宅に限った購入の資金ではないということですね。それはそれでいいんですけども、町の政策において、例えば人口をふやしたいと思うのであれば宅地は必要だと思うんですよ。そういったときに、こういったことを民間の業者がやればいいんじゃないかと、それもごもっともなんです。ですけども、このごろ考えることは、どうしても民間業者がやれば開発にかかるコストに利益を上乗せして一坪当たりの単価が決まってしまうという、これが当たり前のことです。ところが、やはり安価な土地を求めたいというのは皆さんの普通の気持ちであって、利便性であるとか、できれば山の中にぼつんと住みたいという人もおるんでしょうけれども、やっぱりまとまった何かしらコミュニティが形成できるような土地をとということになると、こういうことというのは町がこれからそういう不動産屋さんに積極的になるべきではないのかなと私は漠然と思っていたんです。

どうということかという、町が行えば、住んでいただければ土地は、家は建ててもらえれば住んでもらえると。そうすれば固定資産税だって入ってくるでしょうし、所得税だって町民税だって入ってくるでしょう。そうすれば、町が行う事業なのであれば、非常に長期的な1軒の家の減価償却を何年度見るかは25年だったり35年だったりするんでしょうけれども、少なくともそ

うスパンで物を考えれば、何も開発コストに見合った単価で土地を売買する必要もないのではないのかなと私は思います。

そうすると、長い目で見れば、固定資産税ですとか、さまざまな税金、町としての収入というのをそういう長い目で見ないとやはり人口の増加ですとかそういったことは望めない時代なのではないのかなと。結局は人口はどんどん減っていきますけれども、どこに集まっているかというのをそっちからずっとうちの町に持ってくるとか、そういったゼロサムゲームなわけですよ。そういうふうな状況を考えると、そういう宅地の提供の仕方をしていかないと、さまざまなアドバンテージはとれないんじゃないのかなと考える次第なんですよ。

役場自体が不動産屋さんの存在になることがいいことかどうかはわかりませんが、ご一考いただきたいなと思ひまして、一たんは廃止するのはどうだという異論はないんですけども、積極的にそういうことを考えていただいてまた復活するようなことがあればいいなと私は個人的に思っていました。

○議長（坂本正紀君） 財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） ただいま宅地分譲のお話が出ました。昨日の一般質問でも人口減少対策ということで議論されておりました。大変、旧福地村でも宅地分譲を進めてきましたし、旧名川でも赤沼の団地、進めてきた経緯がございます。一般論として、やっぱり人口減少に歯どめをかけると、あるいは地域振興を図るということにつきましては、お説ごもっともだと思います。今後、宅地分譲等についてはまた担当課において別途検討されるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 5番、夏堀文孝君。

○5番（夏堀文孝君） 同じような質問になるかと思いますが、先ほどご説明で約3億9,000万、77%が既に土地を購入しているということで、その土地というのは具体的にどの土地であって、現在どのようになっているかというのをちょっとお知らせください。

○議長（坂本正紀君） 財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） 現在の土地の状況でございます。

まず、旧名川町部分については、面積が15万8,000平方メートルほどございます。この中には、旧名川地区の議員の方々のご存じだと思います、下名久井の日向山の15万平方メートルがござい
ます。これがほとんどでございます。それから旧福地村の土地でございますが、2万2,000平方
メートル余りというふうになってございます。これは旧福地小学校の土地でございます。それか
ら旧南部町の土地でございますが、これは見たところ、面積が8,200平米余りと。ほとんど道路
の用地になっているということでございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 5番、夏堀文孝君。

○5番（夏堀文孝君） 今の答弁で旧名川地区15万平米、下名久井の日向山とありましたが、そ
れはどういった目的で購入されて、今後どのような活用をしていくつもりでいるのかをちょっと
お知らせください。

○議長（坂本正紀君） 財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

当時の議事録をちょっと見てみました。企業誘致並びに住宅等の建設用地として購入したとい
う経緯がございまして、今現在は実はつい先ごろまで企画調整課のほうに所管していたんです
が、今度普通財産として財政課のほうに移管になってございます。町の財産は行政財産と普通財
産に分かれておりまして、行政財産はご承知のとおり行政用の目的で使うという区分けの仕方
しております。普通財産になりましたので、今後購入希望の方があれば売却を検討していきたい
というふうに考えております。今のところ町としては、日向山については特にこれこれに使うと
いうふうな計画はございません。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） たまたま不動産屋の視点でちょっと意見を言いたいのは、今この河川河床掘削というんですか、川の掘削でもって100万立米とか200万立米とかものすごい川から出るわけですよ。それをどこに埋めるかというので大分探しているようですけれども、この南部町内見てみれば、この間も町長さんと立ち話したんですけれども、国道4号線の剣吉山に上っていく国道沿いの田んぼなんていうのは半分以上は耕作放棄地みたいになって、ますますふえていくというふうに見られますよね。一般の不動産業者がそこを取得して例えば工場用地にする、住宅用地に分譲するというと、大体開発の目的によって1万平米だとか5,000平米だとか超えた場合はそれなりの手続を踏んで開発の行為をしなければならない。そうすると、その民間の業者の場合は、あなたの会社つぶれるかつぶれないか、財産何ぼあるか、資産証明出せとか、えらい面倒くさいわけですね。ところが行政が主体でやる場合は、そういう手続が非常に簡素化されると。ですから、私は農地法とかいろいろ手続の煩雑さはあるにしても、今この国道4号線沿いとかあの辺を例えば5町歩とか10町歩とか埋めようと思えば非常に簡単に埋められると思うんですよ。当然、排水をどうするかとかあるにしてもですね。そうすると、地主の意向を確認しながら、所有権は地主のままでもいいと思うんですよ。利用権を町にくれと。不動産を貸したりして収入が上がったら、何対何で町と地主が分ければいいのかというようなことでやることによって、固定資産税から何かいろいろ収入がふえると。あるいは、場合によっては1町歩必要だ、5町歩必要だという企業が工場をつくりたいといったとき、国道のそばということは非常に立地しやすいわけですよ。その辺を検討して、ただどうでもいいところに埋めるといえば言い方悪いんですけども、それよりは今のこの千載一遇の機会かどうかかわからないですけども、国道沿いに例えばそこそこの面積で工業用地だとか住宅用地とか、あるいは大型店舗の用地とかという造成して、そこから収益を上げるということは町にも金が入ってくる、地主にもお金が入る、あるいは宅地化すれば固定資産税が上がる。その工事費はあらかじめ県の予算でできると。とすれば、八方丸くおさまることになるわけですよ。そういう考えというか、ちょっと検討してもいいのではないかなと思うんですけども、こういう質問は一般質問でしてくれと言われるかもわからないですけども、ちょっと提案をしたいと思うんですけども、どうでしょうか、この考えは。

○議長（坂本正紀君） 財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） 貴重なご意見、大変ありがとうございます。

いろんな開発の仕方というのはあると思いますので、私どもは残念ながらそういう所管ではご

ございませんけれども、今の意見は承って、研究などもしてみたいというふうに思います。

○議長（坂本正紀君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第27、議案第25号、南部町住宅用地管理等基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） それでは、22ページをお願いいたします。議案第25号、南部町住宅用地管理等基金条例を廃止する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、住宅用地につきましては、一般会計において管理等を行っているところでございます。別個に管理等のための基金を設置することが不要となったことから、基金を廃止するものでございます。

次のページをお願いいたします。南部町住宅用地管理等基金条例を廃止する条例。南部町住宅用地管理等基金条例は、廃止する。

附則の1、施行期日でございます。この条例は、平成24年3月30日から施行する。

経過措置、2でございます。この条例の施行の日の前日において南部町住宅用地管理等基金に属していた現金、有価証券その他の財産は、施行日において、南部町財政調整基金条例に基づく

現金に属するものとするということでございます。

この住宅用地管理等基金は、旧福地村にあった基金を新町が引き継いだものでございます。平成23年度末で174万円余りの残高となっておりますが、廃止後は財政調整基金に繰り入れられるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第28、議案第26号、南部町立公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長（工藤重行君） 24ページでございます。議案第26号、南部町立公民館条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

提案理由でございますが、社会教育法の一部改正により、公民館運営審議会委員の委嘱及び任命の基準について文部科学省令で定める基準を参酌し条例で定めるため、改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。改正の内容でございますが、下から5行目をごらんください。第6条第2項中「法第30条第1項に規定する者のうち」を「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中」に、同条第4項中「法第30条第1項」を「第2項」に改める。

附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 全くそのとおりで、どういう方がどういう基準で公民館運営審議会委員に選ばれるのか、文部科学省令で定めた基準というのはどういうことでしょうか。また、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の制定というのは、何を言っているのでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 社会教育課長。

○社会教育課長（工藤重行君） お答えいたします。

まず、現在、公民館運営審議会委員というのは8名お願いしてございます。このメンバーがどういった方なのかということでございますけれども、まずは社会教育委員の方、それから学校の校長先生、あとは子ども会の会長さんとか、そういった方々にお願いして審議会委員のほうをお願いしてございます。

それから、先ほど文部科学省令がどういった内容のものかということでございますけれども、実はちょっとこれ文部科学省のほうで参酌すべき基準を定めた省令がございまして、ちょっとこの辺をお読みしたいと思います。

公民館運営審議会委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令ということで、社会教育法第30条第2項の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教

育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとするという内容となっております。

今までは、先ほどもお話ししましたように、社会教育法の中で法第30条第1項の中にこういう同じ内容のものがうたってあったわけなんですけれども、この社会教育法が改正されたということで、ここの部分が削られたということになります。この部分を、先ほど申し上げました文部科学省令で参酌すべき基準ということで定めたという内容のものでございます。

以上です。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第29、議案第27号、南部町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） 26ページをお開き願います。議案第27号、南部町町税条例の一部

を改正する条例の制定について。

提案理由でございますけれども、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第115号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第386号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成23年総務省令第156号）並びに東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号）が平成23年12月2日に公布され、同日から施行されたことに伴い、条例の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。南部町町税条例の一部を改正する条例でございますけれども、まず主なもの、104条中「4,618円」を「5,262円」に改める。これは、たばこ税の税率を5,262円に改める。644円引き上げとなるものでございます。この引き上げの部分については、県税分のたばこ税がその分引き下げとなっております。

次に、第17条の削除、これについては退職所得の分離課税に係る分は10分の1軽減しています、税率を。金額をですね。その部分は廃止するというので、削除しております。

次に、附則第32条第1項中「2,190円」を「2,495円」に改める。これは、たばこ税の旧3級品ですね、ゴールデンバットとかエコーとか、それらの税率は低い税率になっています。2,495円に305円引き上げると。ただし、これも県税分について305円引き下げとなっております。

次に、個人の町民税の税率の特例等ということで、附則に第50条が追加になっています。平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の町民税に限り、均等割の税率は、今3,000円ですが、500円を加算した額としますよというふうに改正になっております。これについても、町民税は県民税と一緒に取ります。徴収されています。県民税のほうでも500円プラスになるという形になっています。

附則として施行期日です。公布の日から施行する。附則17条、退職金の関係については平成25年1月1日から施行すると。104条、たばこ税の関係です、附則の32条、これについては、平成25年4月1日から施行する。

経過措置として、退職所得に係る分については24年12月31日以前に支払うものについては従前の例による。

たばこ税の経過措置で、25年4月1日前に課したものは従前の例によると、そういう規定になっております。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。立花寛子君。

○14番（立花寛子君） まず、改定される背景なんですけれども、どういう理由からこのような改定が行われるのでしょうか。政府の改正理由をお聞きしたいと思います。

また、個人町民税の均等割を10年間にわたり500円追加し3,500円とするとのことですが、収入の増額が見込まれない社会的背景にあると考えますが、低所得者ほど生活が苦しくなると思われませんが、この点はどのように考えておられますか。

2点質問いたします。

○議長（坂本正紀君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） お答え申し上げます。

まず、改正の理由でございますけれども、たばこ税の改正と退職所得に係る改正については、経済社会の構造の変化に対応した税の構築を図るために改正を行っています。均等割の改正については、東日本大震災の復興に関し、地方公共団体が実施する防災施策に必要な財源を確保するために改正となっています。

均等割については、要は低所得者については均等割の課税されない非課税規定とあります。だから、今のこの加算の部分については、現在課税されている人だけ加算されるという形でございます。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 提案理由の中にあります東日本大震災からの復興に関する云々というふうにあります。この規定では平成26年から平成35年まで被災者の皆さん方もこういう条例に縛られるのでしょうか。また、先ほどは住民非課税の方もおられるということですが、ぎりぎりで払わされている皆さん方もあるわけですので、一律に500円を引き上げることに対しては納得がいかないのですが、大震災に対してはもっと政府が違うやり方を行うべきものであって、

一般町民にこのような負担を押しつけるという政府の姿勢にも異議を申し立てたいと思いますが、何としてでもこのような改正をしなければならないのでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） お答え申し上げます。

まず、被災者がこういうのに縛られるのかということでございますけれども、被災者の方については収入がないと均等割もかからないのでということになります。

次に、ぎりぎりの支払い、均等割と言いますけれども、均等割の非課税については生活保護と同等の基準であります。生活保護にならないと課税されるということになっております。

制度について否定すべきかどうかというのは税法で定められているので、条例は税法に反するわけにはいきませんので、やむを得ないと思います。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 直接この内容とは違うんですけれども、関係ないんですけれども、条例の改正の理由が施行規則の改正に伴い、と書いてあります。そうすると、ふと思ったんですけれども、法律というのは一般的に言われると、憲法があって、その下に法律があって、施行規則、施行令ですか、政令というやつなんですかね、その下にいわゆる都道府県の条例、それぞれの条例があって、例えば通達とかありますよね、課長の通達、各省庁の。例えば最高裁の判決が判例としてそれが法律の体系であるというふうに私は教わり方をしたことがあるんですけれども、しからば、これは今回は施行令の改正ですけれども、例えば課長通達があった場合にこういった条例の改正を要するような事態、事情というのはどうなんでしょうか。あるものなんでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） 現在のところは、通達による改正というのはなくなっています。地方分権以降ですね。そういう形では。

以上です。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。立花寛子君。

（14番 立花寛子君 登壇）

○14番（立花寛子君） 南部町町税条例の一部を改正する条例案について、討論を行います。

社会状況の変化で所得格差が叫ばれている今日、このような改定では低所得者ほど生活が苦しくなっていくことは明らかです。少子化対策にも逆行するものであります。住民に不利益をこうむるものとして反対いたします。

反対討論を終わります。

○議長（坂本正紀君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（坂本正紀君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

ここで11時15分まで休憩いたします。

（午前11時02分）

.....
○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）
.....

議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第30、議案第28号、南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 議案第28号、28ページになります。南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

提案理由は、介護保険制度の改正及び第5期介護保険事業計画（平成24年から平成26年まで）に基づき、今後3年間の介護保険料を改正するため、条例を改正するものであります。

次のページをお開きください。南部町介護保険条例の一部を次のように改正する。

川守田稔君 退席

第2条中とございます。第2条中には事業計画年度を定めておりますが、今現在の「平成21年度から平成23年度」を第5期の「平成24年度から平成26年度」に改め、表中には1段階から6段階まで所得階層による基準額が定められておりますが、保険料の額を現在の「29,400円」を「32,400円」に、「44,100円」を「48,600円」に、「58,800円」を「64,800円」、ここは基準額という額になります、月額5,400円の部分でございます。「73,500円」を「81,000円」に、「88,200円」を「97,200円」に改めるものであります。

この条例は、平成24年4月1日から施行するものであります。

以上で終わります。

川守田稔君 着席

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。立花寛子君。

○14番（立花寛子君） まず、質問ですけれども、これは多分に国の制度として何回も改正を求めているわけでありましたが、今、国の責任が大変軽くなってきているのではないのでしょうか。国

民の健康を守るということは国がしっかり行っていただかなければならないという考えから、国庫負担割合は開始された当初から今日までどのように変化しているのでしょうか。また、全協での資料にありましたように、介護保険給付費準備金、平成22年度末現在高4,785万7,000円、介護保険財政安定化基金特例交付金について予算はどちらから来ているのでしょうか、質問いたします。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

介護給付の現在の国の交付金は、調整交付金が5%、国庫負担が20%となっております。これが国庫負担が25%、調整交付金と国庫負担金とトータルして同じパーセントであります。ちなみに県の負担は12.5%、町の負担は12.5%。今回の改正にかかわる部分では、今まで第1号被保険者、65歳以上の方々の負担率は20%でしたが、今回の改正で21%に変わるということになります。

それから、準備基金4,785万7,000円、これのうちの4,500万を今回の第5期のほうに繰り入れたいというのが今回の事業計画になっております。また、国の交付金であります1,500円は交付金として第5期の始まりに対しての交付金ということになります。

以上であります。

○議長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 私はもう少し、介護保険給付費準備基金とか介護保険財政安定化基金特例交付金という今準備している基金は介護保険料の中からこういうふうに関目をつくって積み込まれているのかどうか、どちらから来て、どちらからの予算で組み立てられているか、どうも介護保険料を納める立場からすると大変厳しい金額に近づいてきていると考えていますし、また利用するにしても、ある程度高額所得者では頭打ちで、それ以上は払わなくてもいいという、また片方では使いやすい金額になっていると考えている方もおられますでしょうが、低所得で細々と暮らしている皆さん方からすると介護保険料利用料の負担がとても高い、数字的にも大変不公平感があるように見受けられますけれども、その調整をこの準備基金などでしているのでしょうか。まず、その予算の成り立ち、どういうところからのお金で成り立っているのか、お聞かせください。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

準備基金というものは、平成12年介護保険制度が発生してから3年ごとに改正して計画を立てているわけですが、その際に繰り越した分というように考えております。

介護保険制度そのものは3年を1計画期間と定めており、3年分を平準して取っているということですので、事業の初年度に対してはどうしても集める保険料が準備基金として残るという形で、最終年度にはゼロになるというのが基金の運用の仕方であります。

それから、所得階層の部分につきましては、国の法律で全国同一に定められているものであります。ちなみに、第1段階は国の介護保険法施行令に定められております38条、これのほうに4分の2、基準額の0.5を徴収することと定められております。それから、第2段階も同じく0.5を徴収するように定められております。それから、第3階層は基準額の0.75、4分の3を徴収することと。次の4段階は4分の4、これは基準額ということになります。次の第5段階では4分の5、1.25を徴収することと。最後の一番高い階層は4分の6、基準額の1.5を徴収することと定められております。基準額に対しては各市町村の必要額を算定してその基準額を定めて、今の率で徴収することになります。

以上です。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。立花寛子君。

（14番 立花寛子君 登壇）

○14番（立花寛子君） 議案第28号、南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

介護保険制度は、サービス料をふやせば保険料や利用料に連動するという基本的な矛盾を持った仕組みになっています。保険料の決め方ですが、第1号保険料は政令に基づき市町村が条例で

定めます。国基準では、最高の第6段階でも基準額の150%の保険料で頭打ちです。市町村民税非課税者も保険料の納付義務がある上に、所得税、住民税や国保税に比べても所得の少ない人ほど負担割合が高くなるという逆進性が強く、低所得者には非常に重い負担となっています。年間収入80万円以下というような生活保護基準以下で暮らす高齢者は、無年金などの生活保護受給者が介護保険料分を生活保護費から支給されることから見ても、本来なら保険料を免除すべきです。

介護保険制度が多くの問題を抱えているのは、国庫負担割合を大幅に引き下げたからです。低所得者対策を確立することは、介護保険存続の不可欠の条件です。基本的には、国の制度として保険料、利用料の減免制度を確立すべきです。

以上の理由を述べ、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

○議長（坂本正紀君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論はございませんか。
（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。
（起立多数）

○議長（坂本正紀君） ご着席願います。起立多数であります。
よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第31、議案第29号、南部町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（中野雅司君） それでは、30ページをお願いいたします。議案第29号、南部町

簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をいたします。

提案理由でございますが、平成23年度をもって二又地区簡易水道事業の施設整備事業が完了し、平成24年4月から八戸圏域水道企業団から浄水を分水することに伴い、水道料金を改定する必要が生じたため、条例の改正を行うものでございます。

次の31ページをお願いいたします。このたびの条例改正は、平成27年度に八戸圏域水道企業団に編入することを想定し、水道料金につきましては水道企業団の料金体系に準じまして、あわせて関係条項につきましても水道企業団の条例を参考に見直しを行います。そして改正するものでございます。

第2条の改正でございますが、第2条は南部町簡易水道事業の給水区域、給水人口及び一日最大給水量を定めております。このたびの施設整備事業完了によりまして、二又地区簡易水道の事業認可が変更になります。表中の一日最大給水量を65.3立方メートルから34.5立方メートルに改めるものでございます。

第15条は水道の使用中止、変更等の届け出についての規定でございますが、第1項第1号の改正は、水道企業団の条例を参考に条文を見直したものでございます。同項の第2号は、料金の算定が用途別から給水管の口径別に変更になるため、改めるものでございます。第2項、第5項は後ほど出てまいります。第20条の2の共同住宅に係る料金算定の特例を新たに追加することに伴い、共用給水装置の使用世帯に異動があるときの届け出事項を追加するものでございます。

第20条は料金についての規定でございますが、水道企業団の料金に準じて改正をするものでございます。一月当たりの基本料金は給水管の口径に応じて別表第1に定める額とし、一月当たりの従量料金は給水管の口径に応じて別表第2に定める額とし、基本料金と従量料金の合計額に消費税を加えた額を料金とするものでございます。

第20条の2は、水道企業団の取り扱いに準じて共同住宅に係る料金算定の特例を新たに追加するものでございます。共同住宅に係る料金は、各戸の使用世帯の給水管の口径を20ミリメートルとみなし、使用世帯数に応じて料金を算定することができるものでございます。

第20条の3は、用途の特例を新たに追加するものでございます。料金は、基本的には口径別で算定することになっておりますが、特例として用途基準に適合していると認められる場合は、別表第3に定める用途に応じた料率を適用することができることとしております。

31ページから32ページにかけましてございます第23条の特別な場合の料金の算定については、水道企業団の条例を参考に見直しをして全文を改正しております。月の中途において水道の使用を開始し、中止し、またはやめたとき、あるいは料金滞納等による給水停止、それから給水管の

口径を変更したときには使用日数に応じて日割りで基本料金を算定することとしております。

第24条は、認定事項による料金の算定についての規定でございます。料金の算定が用途別から口径別に変更になるため、条文中の用途を別表第1に規定する給水管の口径に改めるものでございます。

附則第1項の施行期日でございますが、この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、改正後の南部町簡易水道事業給水条例、附則第7項及び第8項の準備行為の規定は町長が定める日から施行するものでございます。

次の第2項から次のページの第6項までは、料金の算定に係る経過措置を定めております。第2項は、平成24年4月1日の施行日以後の水道料金は改正後の料金を適用し、施行日前の平成24年3月31日までの料金については改正前の従前の例によると定め、第3項では改正前と改正後の料金はそれぞれの使用期間の日数に応じて日割りで算定するものとしております。

第4項につきましては、先般、全員協議会でご説明をいたしました激変緩和措置について定めております。料金改正によって利用者の方々の急激な負担増を緩和するために、改正後の料金と改正前の現行料金の差額を3分の1ずつ段階的にふやし、3年目の平成26年4月に改定料金に完全移行するものでございます。

算式は、次の33ページの上段でございます。改正後の料金から、改正後と改正前の料金の差額に、附則別表に掲げる調整率を乗じた額を減ずるものでございます。

第5項は、条例第23条第1項から第3項に規定する月の中途の開始や中止、停止による特別な場合の料金算定についても、同じく激変緩和措置を適用するものでございます。

第6項は、緩和措置の調整率が移行する使用期間の料金について、それぞれの使用期間の日数に応じて日割りで算定するというところでございます。

次の第7項と第8項は、準備行為について定めております。第7項は、共同住宅に係る料金算定の特例と用途の特例については、準備行為として施行日前に申請ができることとしまして、第8項ではその申請があった場合は施行日前にそれを認め、施行日から適用するというところでございます。

34ページをお願いいたします。上段の附則別表は、附則第4項に規定する緩和措置の調整率を定めております。緩和措置1年目の施行日から平成25年3月31日までは調整率を67%とし、改正後の料金と改正前の料金の差額の67%を軽減するものでございます。2年目の平成25年4月1日から26年3月31日までは調整率を34%とし、差額の34%を軽減するものでございます。

次の別表1と別表2は第20条の料金について、水道企業団への編入を想定しまして、水道企業

団の会計に準じて改正しております。別表第1は基本料金を給水管の口径別に9段階に設定、別表第2は従量料金を給水管の口径25ミリ以下と30ミリ以上に分けて設定をしております。

35ページの別表3は、20条の3の用途の特例に規定する用途に応じた料率を定めております。

以上が改正の内容でございます。説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第32、議案第30号、南部町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（工藤満君） 36ページをお開きください。議案第30号、南部町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

提案理由、道路法施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第236号）及び都市再生特別措

置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成23年政令第321号）に基づき、道路占用料を改正するため、条例の改正を行うものであります。

次のページをお開きください。改正の内容について、説明いたします。道路法による占用料は固定資産税評価額、それと地価に対する賃料の水準等を基礎として算定を行っております。それが平成21年度に行われた固定資産税評価額の評価がえ及び地価に対する賃料の水準変動があり、見直しが行われました。道路法の一部または県の条例が改正されたことにより、当町の道路占用料等徴収条例も一部を改正するものです。

お手元に配付してあります南部町道路占用料の現行と改正の比較表をごらんください。改正の内容です。電柱とか水道軌道、アーケード、地下街、露店など、継続して道路を使用する場合、また看板、工事用施設、工事用材料の仮置き、仮設建築物など、道路の構造または交通に支障を及ぼすおそれのある場合について占用料を徴収する料金の改正を行うものです。

表の左の欄ですけれども、これは占用物件でこの表の4ページ、5ページ、太書きにしておりますけれども、これが改正するものです。右の欄は、占用料の現行と改正の比較となっております。改正する占用料は現行と比較して1円から150円内での減額となり、占用面積に乗ずる数値については0.001から0.003内で増額となります。

この条例は、平成24年4月1日より施行するものです。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。沼畑俊一君。

○6番（沼畑俊一君） この占用料というのは全体としてまず年によってぶれがあると思えますけれども、金額はどれぐらいなのでしょう。

それからもう一つ、そのチェックはどのように行われているか、お願いします。

○議長（坂本正紀君） 建設課長。

○建設課長（工藤満君） 占用料ですけれども、平成23年度の占用料は大体330万ぐらいになっています。見込みです。それが改正されますと、280万ぐらいになります。

あとチェックはどうしているかということですが、これは占用の申請が上がります。そ

れをもって建設課で許可しまして、それを登録していきます。あとは廃棄があればそれなりに手続を踏んで、あとは減額とか増額とかしております。

以上です。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。川守田稔君。

○15番（川守田稔君） これは都市再生特別措置法の改正に伴ってということなんですが、この法律自体がどういう性質のものでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 建設課長。

○建設課長（工藤満君） 都市再生法というのは、詳しくは……。ただ、東日本大震災によって何か住宅関係を改正したような内容になっております。今のところわかっているのはそれだけです。

○議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 災害復旧のための特別な法律というふうに解釈してよろしいんですか。今のご時世、何で下げにゃならないんだと思うんですね。何でそういうふうに思うかといいますと、占用している人たちはそれなりの事業者ですよ。それなりの利益を得ている人たちが、電柱にしても変圧器にしてもそうですよね。看板ばかり。全体的に考えると、これは何も下げることはないんじゃないかと。むしろ上げたらどうですかと言いたいぐらいなんですけれども、南部町の条例にあってもやはり連動して改正しなくてはならないという事情があるわけですか。

○議長（坂本正紀君） 建設課長。

○建設課長（工藤満君） 道路占用料というのは道路法から準じて来ています。国のほうでは地価とかそういうのを算定しまして、占用料を下げたと。県のほうも、当町も下げたと。条例を改正するということです。

○議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 極端な意見なのかもしれませんが、例えば電柱を立てておくよりだったら町としては地下に潜ってもらったほうがありがたいなと思いますよね。そうなんであれば、あんまり電柱立てておくことに寛容になって、さらにご丁寧に値下げまでしてあげるなんていうのはあんまりご時世にそぐわないのかなと、そういう感想がありますので一言言わせていただきます。

○議長（坂本正紀君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

.....

議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第33、議案第31号、南部町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（工藤満君） 40ページをお開きください。議案第31号、南部町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

提案理由、ひろば台団地の新規整備及び小松沢団地の管理終了に伴い、条例の一部を改正するものです。

次のページをお開きください。

改正の内容を説明します。最初にですけれども、公営住宅法において入居者資格の法第23条第1項の同居親族要件の条文を廃止する改正が施行されます。南部町の当町の条例では、公営住宅施行令第6条、これによって公営住宅施行令第6条第1項中を削除することになります。法の同居親族要件が廃止されることは、60歳以上それから生活保護者等の単身入居者の受け入れができなくなります。今までどおり単身者で入居できる条例とするために、条例第6条第1項中の「として令第6条第1項で定める者」は削除しますが、単身者入居資格を以前と同様、南部町営住宅条例に適用させるために、条例第6条第2項として今までの令第6条第1項の条文を追加し、またその関連事項として第3項を追加し、改正するものです。

次に、滝田団地の浄化槽処理から農業用集落排水へ接続し処理することになったため、入居者の汚水使用料は農業集落排水処理施設による徴収となり、町営住宅条例による滝田団地の汚水処理費は徴収しないこととなったため、条例第21条の「及び滝田団地」を削除します。また、条例第3条関係の別表に新規整備したひろば台団地の名称及び位置を加え、管理を終了した小松沢団地の名称、位置を削除するものであります。

この条例は、平成24年4月1日から施行するものです。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 今なぜこういう同居親族要件の廃止なるものが出てきたのか。何もこういうのを出してこなくてもいいのではないかと思います。どういうことを考えてこのような改正が政府のほうから指示されているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 建設課長。

○建設課長（工藤満君） 町営住宅は公営住宅法にのっとって条例を策定しております。公営住宅法も変わりますので、それに準じてやらなければなりませんけれども、今の場合は一人独居老人とか、そういう入居を助けるために新たに町のほうでこれを6条の2項として追加するものです。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 町として条例を整理し、今までどおり住み続けられるようにご配慮していただきましたことは大変うれしいことであります。ただ、なぜ今こういうふうに規制するのか。何か公営住宅に住む皆さん方を選別する、要するに住宅の数を減らそうとかそういうことを政府が考えての条例改正なのか、どのように考えておられますか。

○議長（坂本正紀君） 建設課長。

○建設課長（工藤満君） 住宅を減らすとかという考え方はありませんけれども、国のほうでは自治体が頑張ってくれということで法律をつくったそうです。その中に今の第6条2項のやつが入っています。これを使ってもいいですよということですので、こちらで受けて改正します。

○議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 今ちょっと条例を見ていたんですが、6条の1項ですか、これはまだ単身者なんですけどと、結婚する予定がありますと、というパターンですよ。私らもよくそういう知恵を皆さんに教えてさしあげて、めでたく入居なさったかどうかは私知りませんが、よくそういうあれをしたことがあります。まことに不公平だなと思いつつも、そういう抜け道があるんですよという口実に使った経験もあるんですよ、実は。ですが、本当の町営住宅のあれからいくとやはりちょっとまずかったのかなと思いつつも、そういう思いがあって、私は撤廃するのは当然かなという気はするんですね。そういう意味ではちょっと立花議員とは違う意味なので、その確認のために今発言しました。何かそのようなので、それはいいです。

それともう一つ聞きたいのは、ちょっとこれに絡んで条例を見ていましたら、暴力団員の入居はだめと書いてある、条例には。そうすると、例えば準構成員ですとかそういった人たちの入居というのはどういうふうに判断されるんですか。

○議長（坂本正紀君） 建設課長。

○建設課長（工藤満君） 暴力団の準構成員というのはちょっと私は判断できません。

○議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 去年の10月でしたか、暴力団廃止条例というのを決めました。その運営はどういうふう運営されるのか、いまだに私はよくわからないのですけれども、例えば世間の雑誌ですとかそういったのを読んでいますと、親密交際者ですとか、事の始まりは、アクションの始まりは警察にあるのかもしれませんが、その条例を町で定めているわけですから、町が運営するその姿勢というのが必要なんだと思うんですが、この町営住宅に限らず、準構成員ですとか親密交際者であるとか、そういったのは町政の中で今どのように扱われているのか、伺いたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 住民生活課長。

○住民生活課長（極壇義昭君） 昨年9月の定例会のときに暴力団排除条例を制定したわけですが、町政の中でどういうふうにとのことでございますが、いろんな公共施設の設置条例の中に、暴力団という言葉は使っていませんが、そういう暴力的な団体には貸してはならないという条例も定めてございます。今のところ、それだけでございます。

○議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 暴力団排除条例自体が基本的な人権にかかわる、抵触する可能性があるんじゃないのかなと私は感じているものですから、条例自体のよしあしの感想を求められれば私はあんまりよくない条例だと思っているんですよ。ですけれども、制定してしまったのであれば、それはちゃんとした運営の基準を持つべきであろうと。町の条例を読む限りでは、暴力団員というものしか出てこないようです。しからば準構成員ですとか、その概念もよくわからないんですね、私は。かといって、あの人暴力団員ですか、暴力団準構成員ですかなんて警察に行って聞いても教えてくれるものではないようであります。しからば、何でこういう条例をつくらなければならなかったのかなという思いがあります。いろいろわかったときには警察に情報提供してとか

という、そういう情報もあるみたいですけども、そういうのは条例なくても当たり前のことなわけですよ。何かそんな感じがするんですよ。

それで、町営住宅に関しては暴力団であってはだめだ云々というのがありましたので、その辺の絡みで伺った次第であります。ただ、まことにあいまいな運用をするような条例というのはちゃんと改正せにゃならんだろうと、そう思っています。

○議長（坂本正紀君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

（午後0時01分）

.....
○議長（坂本正紀君） それでは、休憩を解きまして、会議を再開いたします。

（午後1時00分）

.....
議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第34、議案第32号、南部町道路線の認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（工藤満君） 43ページをお開きください。南部町道路線の認定について。

次の路線を町道として認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

提案理由、農道の町道移管及びひろば台団地第1期工事完了に伴い、新設道路の供用を開始するため、町道として新規認定するものであります。

川守田稔君 着席

次のページをお開きください。新規認定路線は8路線であります。この表の整理番号1733から1916が、県営の上名久井地区畑地帯総合整備事業で整備された農道を町道に認定するものです。1734から以降は、ひろば台団地の整備事業で行った道路を認定するものであります。

では、説明します。整理番号、路線名、起点、終点、延長で説明いたします。

1733、小渋民線、平字小渋民45-27、終点は平字小渋民68、672メートル。1914号、南沢山・大久保平線、高瀬字南沢山6-313、次の終点でありますけれども、高瀬字大久保と記載されておりますけれども、これを大久保平と訂正してもらいます。終点、高瀬字大久保平25-3、延長1,568メートル。1915号、左山線、高瀬字左山1-1、終点、高瀬字左山15-2、延長172メートル。1916番、苦木・南沢山線、高瀬字苦木8-1、終点、高瀬字南沢山6-139、延長969。1734、ひろば台団地1号線、平字虚空蔵33-17、終点、虚空蔵23-3、延長526メートル。1735番、ひろば台団地2号線、虚空蔵23-3、終点、虚空蔵8-3、延長85メートル。1736番、ひろば台団地3号線、虚空蔵23-3、終点、虚空蔵8-3、延長83メートル。1737番、ひろば台団地4号線、虚空蔵33-25、終点、虚空蔵33-26、延長38メートルです。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第35、議案第33号、指定管理者の指定について（苫米地集会所他22施設）を議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 議案第33号でございます。指定管理者の指定について（苫米地集会所他22施設）でございます。

提案理由でございますが、南部町の公の施設の管理運営を効果的かつ効率的に行わせるため、総務課所管の施設について、指定管理者を指定するものでございます。今回、平成24年3月31日をもって指定期間が満了となるため、引き続き指定を行うものでございます。

次のページをお開きください。公の施設の名称、施設の設置場所、指定管理者となる団体の名称及び事務所の位置、指定期間というふうに掲載させていただいております。

最初に苫米地集会所でございますけれども、基本的に指定管理者となる団体、これらは以下、これまでと同じ町内会及び公民館等の運営委員会の皆様方に指定いたすものでございます。指定期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間としてございます。

次のページをお開きください。23施設となっております。最後は南部町下名久井公民館ひだまり館とございまして、ここは財産区が運用してございますので、下名久井公民館運営委員会と財産区の管理会で運営している施設でございます。

以上、23施設につきまして3年間指定させていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第36、議案第34号、指定管理者の指定について（名川老人福祉センター他3施設）を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 議案第34号、48ページになります。指定管理者の指定について（名川老人福祉センター他3施設）について、ご説明申し上げます。

提案理由ですが、健康福祉課所管の施設について指定管理者を指定するものであります。

次のページをお開きください。指定管理者に指定する公の施設の名称は、1 南部町名川老人福祉センター、2 南部町名川デイサービスセンター、3 南部町剣吉デイサービスセンター、この3施設は指定管理者となる団体は南部町社会福祉協議会となり、現在と同様の団体となります。指定期間は3年間でございます。4の南部町斗賀・新開地地区介護予防拠点施設げんき館、こちらは斗賀・新開地地区介護予防拠点施設運営委員会を指定管理者とするもので、指定期間は

3年間となります。

以上であります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第37、議案第35号、指定管理者の指定について（小波田農業研修センター他3施設）を議題といたします。

本案について説明を求めます。農林課長。

○農林課長（中村一雄君） 50ページでございます。それでは、議案第35号、指定管理者の指定について（小波田農業研修センター他3施設）について、ご説明をいたします。

提案理由でございますが、南部町の公の施設の管理運営を効果的、効率的に行わせるため、農林課所管の施設について、指定管理者を指定するもので、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。今月の3月31日に指定期間が満了することに伴い、引き続き

指定を行うものでございます。小波田農業研修センターを小波田農業研修センター管理運営委員会へ、相内農業研修センターを相内町内会へ、鳥舌内すこやかセンターを鳥舌内新生活運動協議会に、また南部町名川りんご集出荷貯蔵センターを八戸農業協同組合へ、4公共施設を指定管理者に指定するものであります。

4公共施設の指定期間は、いずれも平成24年4月1日から平成27年3月31日までとしております。3年間でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第38、議案第36号、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。企画調整課長。

○企画調整課長（坂本與志美君） 52ページをお開きください。青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてであります。

提案理由であります。ご説明いたします。青森県新産業都市建設事業団の平成24年度設置団体各負担金に変更となることから、議会の議決を求めるものであります。

次の53ページをお開きください。平成24年度において設置団体で負担する額は、一番下の計でございますが757万2,000円で、その負担割合は青森県が50%、残り50%につきましては3市5町で負担するものでございます。負担の割合でございますが、均等割で10%、基準財政需要額割で60%、委託事業費割で30%の算出で負担するものであります。この経費につきましては、事業団の運営費に充てるものでございます。基準財政需要額は毎年度変動するため、市と町の負担額は若干の増減があります。平成24年度の南部町の負担額は19万8,000円ですが、昨年度、23年度につきましては20万円でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第39、議案第37号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 議案第37号でございます。青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてでございます。

提案理由でございますが、構成団体である公立金木病院組合、五所川原市にある病院組合ですが、平成24年3月31日をもって解散することにより、地方公共団体数の減少及び規約の変更について議会の議決を要するものでございます。

今回の公立金木病院というものは解散ということでございますけれども、新たにつがる西北五広域連合が運営主体となるというものだそうでございます。公立金木病院組合の職員は、つがる西北五広域連合の職員となるというものだそうございまして、公立金木病院の名称はつがる西北五広域連合金木病院に変更になるというものでございまして、病院そのものはなくなるというのではなくて運営主体が変わるというものだそうでございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第40、議案第38号、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び青森県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 議案第38号、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び青森県市町村職員退職手当組合理約の変更についてでございますが、先ほどの総合事務組合と同じ内容でございますが、今回、公立金木病院が解散することに伴いまして、新たにつがる西北五広域連合に加入するというに伴いまして、公立金木病院組合の分につきましては削るものでございますけれども、つがる西北五広域連合を公立金木病院のほうが入るものですから、そちらをつがる西北五広域連合を加えるという内容のものです。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第41、議案第39号、平成23年度南部町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） それでは、58ページでございます。議案第39号、平成23年度南部町一般会計補正予算（第8号）のご説明をいたします。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,774万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億1,935万5,000円とするものでございます。

第2条は繰越明許費の設定でございます。

第3条は地方債の補正でございます。

それでは、歳出の補正額の増減の大きいものから先に説明いたします。75ページをお願いいたします。まず、1款1項1目議会費でございますが、555万1,000円を減額し、1億4,351万7,000円とするものでございます。1節の報酬、3節の職員手当等、議員の定数削減による人件費の減額が主なものでございます。

次に、2款1項4目の財政管理費でございます。561万4,000円を減額し、2,040万円とするものでございます。旧南部町役場など、町の老朽施設解体工事費の確定による減額でございます。

一番下、6目の企画費でございますが、579万3,000円の減額でございます。

次のページ、お願いいたします。19節の負担金補助及び交付金でございますが、八戸地域広域市町村圏事務組合の負担金を320万1,000円の減、ふるさと南部会の交流会補助金につきましては142万円の減額でございます。

次に、10目地域交通対策費でございますが、494万9,000円を追加し、8,366万1,000円とするものでございます。13節には多目的バス運行業務委託料160万円の増。19節は生活交通路線維持補助金334万9,000円の増でございます。

11目情報化推進費でございますが、375万3,000円を減額し、9,071万4,000円とするものでござ

います。昨年の震災により、農林課それから農村交流推進課等が名川分庁舎から中央公民館に移転いたしました。その際、コンピューターネットワークの構築業務費などを計上いたしました。それらを減額するものでございます。

15目の減債基金費でございますが、2億1,205万6,000円を追加し、4億6,223万円とするものでございます。これは地方債の償還に備え、積み立てるものでございます。

次のページでございますが、16目公共施設整備基金費でございますが、3億1,601万5,000円を追加し、3億6,529万9,000円とするものでございます。これは将来の公共施設整備に備え、積み立てるものでございます。

次のページをお願いいたします。2款総務費、3項1目戸籍住民基本台帳費でございますが、747万円の減額でございます。13節の委託料でございますが、住民基本台帳システムの改修費656万9,000円の減額が主なものでございます。住基法が改正になりまして、居住する外国人の住民票が発行できるようシステム改修を行う予定でございましたが、改正法の施行がおくれたため一部改修費を減額し、減額分は新年度予算に再度予算化するというものでございます。

次に、2款4項5目上名久井財産区議会議員一般選挙費でございますが、158万5,000円の減額でございます。無投票当選となったことによる減額でございます。

次のページ、3款民生費に入ります。1項2目の住民生活費でございますが、1,079万2,000円を減額し、3億2,826万1,000円とするものでございます。28節の繰出金でございますが、国民健康保険特別会計繰出金の減額1,149万1,000円の減額でございます。

その下、3目の老人福祉総務費でございますが、1,639万2,000円を減額し、2億7,349万1,000円とするものでございます。19節でございますが、後期高齢者療養給付費負担金並びに、次のページになります、28節後期高齢者医療特別会計繰出金479万3,000円の減額が主なものでございます。

次に、4目の老人福祉費でございます。2,280万1,000円の減額でございます。28節介護保険特別会計繰出金2,227万4,000円の減額が主なものでございます。

次に、3款2項3目児童館費でございますが、432万2,000円の減額でございます。斗賀、それから福田児童館休館による減額でございます。

次に、3款3項1目災害救助費でございますが、2,554万8,000円を減額し、3,256万7,000円とするものでございます。20節の説明の欄でございますが、被災世帯等特別災害見舞金579万円の減額、それから農作物被災者特別見舞金1,975万8,000円の減額、どちらも台風15号に関連する見舞金確定による減額でございます。

次のページをお願いいたします。4款でございます。1項1目の保健衛生総務費でございますが、981万3,000円の減額でございます。13節の委託料でございますが、健康センターの実施設計業務委託料の減額1,004万円でございます。

次に、3目予防費でございますが、1,419万8,000円の減額でございます。これも13節でございますが、インフルエンザ、日本脳炎、子宮頸がん等、各種予防接種委託料の決算見込み額精査による減額でございます。

4目母子保健費でございますが、260万円の減額でございます。13節妊婦・乳児健診委託料の減額でございます。

次に、4款2項2目環境整備事務組合費につきましては1,582万9,000円の減額、続く3目塵芥処理事務組合費でございますが408万9,000円の減額、どちらも一部事務組合の負担金確定による減額でございます。

次のページをお願いいたします。5款労働費、1項1目労働諸費でございます。1,068万1,000円を減額し、2,795万9,000円とするものでございます。13節の委託料でございますが、企業提案型新技術開発研究推進事業につきましては548万7,000円の減、15節につきましては職業訓練校施設解体工事の減、517万1,000円の減額でございます。

次に、6款農林水産業費、1項11目農村整備費でございますが、3,613万1,000円を減額し、1億4,206万円とするものでございます。中山間地域総合整備事業に係る事業費の見込み額精査による減額でございます。17節では用地買収費809万5,000円の減、22節では立木等の補償費2,493万円の減でございます。なお、19節の負担金補助及び交付金でございますが、青森県営中山間地域総合整備事業の県営事業の負担金225万6,000円の減が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。8款土木費、2項1目の道路橋りょう維持費でございます。395万1,000円を追加し、1億4,208万5,000円とするものでございます。13節でございますが、除雪関連経費の増額が主なものでございます。

それから、次のページ、2目の道路橋りょう新設改良費でございますが、2,100万円を減額し、1億3,438万3,000円とするものでございます。17節では用地買収費1,045万円の減、22節では立木等補償費972万円の減、これらにつきましては町道等の整備事業費の確定見込み額精査による減額でございます。

一番下の8款4項1目下水道整備費でございますが、2,341万円の減額でございます。これは公共下水道事業特別会計繰出金の減でございます。公共下水道整備に係る事業費の減額に対応するものでございます。

次のページをお願いいたします。8款5項2目の住宅建設費でございます。1,655万5,000円を減額し、1億1,296万5,000円とするものでございます。15節など、入札減などによる事業費の減額でございます。

次に、9款消防費、1項1目常備消防費でございますが、1,665万6,000円を減額するものでございます。これは八戸地域広域市町村圏事務組合の負担金確定による減でございます。

2目の非常備消防費でございますが、450万円の減でございます。15節、消防施設解体工事費150万円の減額、それから防火水槽設置工事費300万円の減額、いずれも消防施設関連事業費精査による工事費の減額でございます。

3目防災費、4目災害対策費につきましては、財源内訳の補正でございます。

次のページに移ります。10款教育費、2項小学校費の1目学校管理費でございますが、1,082万3,000円を減額し、9,151万2,000円とするものでございます。15節でございますが、小学校のプール解体工事、それから旧南部学校給食センターの解体工事費の減額865万7,000円の減でございます。

次に、少し飛びまして、89ページをお願いいたします。10款7項1目給食センター管理費でございます。334万2,000円の減額、これは学校給食センター特別会計繰出金の減でございます。主として給食材料費、光熱水費等の減によるものでございます。

11款災害復旧費、2項1目の公共土木施設災害復旧費につきましては3,025万2,000円を減額し、7,171万7,000円とするものでございます。13節、15節とも事業費精査による減額でございます。

次に、歳入についてご説明をいたします。69ページにお戻りをいただきたいと思えます。まず、1款町税、1項1目個人でございますが、881万9,000円の追加でございます。2目の法人につきましては539万6,000円の増。計1,421万5,000円を追加し、5億80万8,000円とするものでございます。

次に、1款2項1目固定資産税につきましては5,231万4,000円の増、続く軽自動車税につきましては153万9,000円の増。これらにつきましては、いずれも収入見込み額精査による追加計上でございます。

次のページをお願いいたします。1款4項1目市町村たばこ税でございますが、4,820万5,000円を追加し、1億533万4,000円とするものでございます。たばこ税につきましては、平成22年10月1日増税になっておりますが、当初見込みより売り渡し本数が回復したことによるものでございます。

次に、9款1項1目地方交付税でございますが、3億1,167万5,000円を追加し、57億8,885万3,000円とするものでございます。普通交付税につきましては、最終的に53億5,267万5,000円となりました。平成22年度に比較しまして1,478万円、0.3%の微増となっております。なお、特別交付税につきましてはまだ確定をいたしておりませんので、確定し次第、今後の補正予算で調整を図りたいと思っております。

次に、13款国庫支出金、1項1目民生費の国庫負担金でございます。274万2,000円の減額でございます。3節保険基盤安定事業費負担金では117万円の減、4節の子ども手当負担金ではトータル157万2,000円の減というふうになってございます。

次に、13款2項2目の衛生費国庫補助金でございます。349万7,000円を追加し、811万7,000円とするものでございます。次のページの3節災害等廃棄物処理事業費補助金392万3,000円の追加でございます。台風15号関連の家電製品など、災害廃棄物の処理に要した経費の2分の1が認められたものでございます。

次に、3目の土木費国庫補助金でございます。2,374万9,000円を減額し、1億6,372万5,000円とするものでございます。2節の社会資本整備総合交付金でございますが650万円の減、これは配分額の減でございます。3節の災害復旧事業費補助金でございますが1,785万5,000円の減額、これは先ほども申し上げました事業費の確定見込みによる減額でございます。

次に、5目の総務費国庫補助金でございますが、5,332万8,000円全額減額し、ゼロとするものでございます。説明の欄をごらんいただくとわかりますが、辺地共聴施設整備事業補助金、これを実は予算項目を国庫補助金から諸収入に組み替えるものでございます。また、後ほど説明いたします。

次のページをお願いいたします。14款県支出金、1項1目民生費県負担金でございます。852万5,000円の減額で、2億8,506万8,000円とするものでございます。3節保険基盤安定事業費負担金は577万4,000円の減額、それから4節後期高齢者保険基盤安定事業費負担金は255万1,000円の減額、それから5節子ども手当負担金はトータル20万円の減額ということになってございます。

次に、14款2項7目労働費県補助金でございますが、548万7,000円を減額し、7,469万9,000円とするものでございます。説明の欄でございますが、ふるさと雇用再生特別事業補助金でございますが、これも先ほど説明いたしました事業費確定による減額でございます。

それから、14款3項県委託金、2目の農林水産業費県委託金でございますが、3435万1,000円を減額し、6,984万9,000円とするものでございます。1節農業費委託金でございますが、中山間地域総合整備事業用地事務委託金、用地買収等、県からの受託事業費確定による減額ございま

す。

次のページ、17款に入ります。17款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金でございますが、8,509万円を減額し、6,168万7,000円とするものでございます。台風15号関連の災害見舞金等、事業費の確定による減額でございます。

次に、5目の公共施設整備基金繰入金でございますが、2,230万円の減額でございます。先ほど説明いたしました普通財産の解体工事費確定による減額でございます。

19款諸収入、5項3目の雑入でございますが、5,443万4,000円を追加し、2億3,203万2,000円とするものでございます。説明の欄の一番下でございます。新たな難視対策事業費助成金5,425万2,000円の計上でございます。先ほど説明いたしました国庫補助金から組み替えをしたものでございます。

次のページには町債が記載されておりますが、これにつきましては65ページの第3表地方債補正で説明をいたします。65ページをお願いいたします。第3表地方債補正、変更、左側が補正前の限度額を記載してございます。右側が補正後の限度額でございます。起債の目的でございますが、健康センター整備事業、中山間地域総合整備事業、町道整備事業、消防防災施設整備事業、防災行政用無線整備事業、公共土木施設災害復旧事業、それから社会教育施設災害復旧事業、合計で補正前の地方債の限度額4億150万円でございます。これを5,240万円減額し、右側、3億4,910万円とするものでございます。それぞれ事業の確定、または確定見込みによる調整を図ったものでございます。

次に、第2表繰越明許費の説明をいたします。前のページでございます。64ページ。第2表繰越明許費、2款総務費、1項総務管理費、地上デジタル放送受信対策事業、これは町内5地区の難視区域の解消を図るものでございます。6,608万1,000円でございます。

11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費でございますが、農地災害5件、それから農業用施設災害が5件、林道災害が2件、合計12件について繰り越すものでございまして、6,284万4,000円でございます。

2項の公共土木施設災害復旧費でございますが、これにつきましては道路災害が10件、河川が2件、公園が1件、計13件でございます。事業費は4,250万円。合計1億7,142万5,000円の繰越明許費の設定でございます。平成23年度中に事業が完了しないため、平成24年度に繰り越して執行するものでございます。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） 4点か5点、ちょっとお伺いします。

一つはまず、住民税だとか法人の関係の歳入がふえた主な理由はどういうことかというのが一つです。

あと、いろいろそれぞれが努力をして支出を抑えた関係で、基金に積み増すのが約5億3,000万円ぐらいですか、それから基金から取るのが1億一、二千万減ったのかな、基金の取り崩しが。そうすると、基金の総額がたしか当初予算でいけば50億ぐらいあったんじゃないかなという記憶しているんですけども、これ年度末になれば基金の総体の積立金が五十六、七億になるのかなと思っていたんですけども、その辺がどうなったかというのをまずお伺いしたい。

それから73ページ、新たな難視対策事業費助成金、これで大体、難視対策のほうは一段落するのかどうか。とりあえず、その辺をちょっと説明していただければ、お願いします。

○議長（坂本正紀君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） 町税の補正について説明申し上げます。

まず、住民税関係につきましては、賦課額の確定によりまして、22年中の農業所得にもよりまして、それらによって調定額が多くなったという形でございます。あと法人税につきましては、誘致企業とか病院、それらの経営状況がよくて法人税がアップされたので多くなったという形です。それから、固定資産税については償却資産の見込み額、減価償却の見込み以上に施設の投資、整備があったから最初は10%見たのを、それまでいかなかったと。そういう関係で5,000万ぐらい調定額がふえたというんですか、見込みよりですね。そういう形です。あと滞納繰越分については収納率のアップ1.4%と、それぞれ当初見込んだ収納率よりアップしていると、そういう関係でこういうふうに伸びております。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） 先ほどの基金の動きでございます。今回の補正第8号の予算額をそ

のまま仮に積み立てた、仮に取り崩したということで行きますと、現在、奨学基金と肉用牛の導入事業の基金というのはちょっと奨学金には貸したり、肉用牛は牛になったり現金になったりしますので、その二つはちょっと除いて、56億5,800万ほどとなっております。基金は財政調整基金ですとか減債基金ですとかいろいろございますが、今のところの積立金は11億ほど、取り崩しは1億200万ほどという動きでございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 企画調整課長。

○企画調整課長（坂本與志美君） 地デジの件でございますが、今、繰り越しの分がございしますが、それで大体解消される見込みでございますが、南部の小波田地区と南部の二又、米内地区については今、国でちょっと対応を検討中でございますので、そこはまだうちのほうでも情報をつかめないでいるところです。米内地区は岩手のほうは映るんですが、青森県のほうは全然映らないという状況でありまして、そこちょっと今検討中だそうなので、これで大体、来年というか、ことしの8月から10月には残っている新たな難視も解消されるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） もう一つ伺いますけれども、例えばここ青森県なわけですけれども、岩手県のデジタルが映らないからと例えば町民から何とかしてくれとあったときに、岩手県の放送が映らなくても対応しなければならないものですか。それとも、岩手県の放送は映らなくても青森県の放送が映れば対応はしなくてもいいものですか。その原則的なところをちょっと教えてください。

○議長（坂本正紀君） 企画調整課長。

○企画調整課長（坂本與志美君） お答えします。

青森県は青森県の基地局というか、それが映ればいいことになっております。岩手県の分につきましては、個々で対応するということになっております。でも、今これは補助事業でやってお

りますので、そういう関係になりますので、個人でやる分については岩手県も青森県も両方映るように個人ではやっていると思います。

以上です。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 支出の81ページですけれども、4款3目予防費とあるんですけれども、ここが7,145万8,000円という予算の中で1,419万8,000円と、このぐらいのマイナス、かかっていないということ、これはどういう状態でこういうふうに減額になっているのか、ことしはプラズマとかそれからインフルエンザがすごくはやって、町じゅう風邪だらけという感じなんですけれども、どういう状態でしょうか。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） お答えします。

予防接種で、インフルエンザ等の多い少ないは影響は余りなかったとっております。予防接種のほうで不用額がたくさん出た要因としましては、日本脳炎、こちらのほうが予算額に対し実施が600万程度と、432万程度の不用額が出る予想であります。それから、今年から始まった肺炎球菌、これ当初事故等がございましたので接種率が思うように伸びなかったと。こちらのほうで418万程度の不用額を見込んでおりました。あとは肺炎球菌と同様のヒブワクチン、こちらのほうもやはり不用額が250万程度出たと。あとは麻疹・風疹、MR混合という部分でございますが、こちらのほうが229万ほど不用額が出ているという形で、これらをトータルしましてこの不用額となっております。

○議長（坂本正紀君） 工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） インフルエンザに関してはですけれども、後期高齢者に対しても高齢者に対しても、案内は来ていると言うんですよね。ですけれども、行かないという言葉のほうが多いので、もう少し宣伝等々やっていただいて、できるだけ予防接種していただくということを心がけてほしいなと思います。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 高齢者のインフルエンザに関しましては、個別の通知を差し上げている次第でございます。例年60%から六十二、三%を行き来しているという状況で、同じ方が継続的に続けているという形で、今後周知を図りたいと思っております。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 直接関係ないだろうと怒られるかもしれませんが、関連として教えてください。

消防費なんですけれども、もう去年になりますか、8分団においては新車を更新していただきまして大変団員の方喜んでいました。過大な装備だったようで、非常に意気込みも鼻息も荒く消防団活動に励んでいるようですが、そのときにちょっと思ったんですけれども、常備の消防があります。それを、どういう位置づけなのか私の認識不足なんですけれども、その分団というのが、町では防災計画ですとかそういったものを策定する上で、やはり常備の消防と分団の役割というのをある程度明確化する作業が必要だと思うんですけれども、その辺はどういうふうな話し合い、どういう役割分担、そういうのを明確化のようなことをされているのでしょうか、説明してください。

○議長（坂本正紀君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） まず、基本的に消防団の位置づけですけれども、消防組織法によりまして基本的に1公共団体に1消防団を設置するというはこれは組織法で決まっております。消防団です。消防団の位置づけでございますけれども、そういうふうに法律で設置するというは決まっております。

消防本部がある市町村、つまり当町におきましては八戸広域消防本部に属する町でございますが、常備消防も配置されているということでございますが、基本的には消防団も設置すると。役割としては基本的には同じでございます。対応する要件としては災害対応、火災、そういう自然

災害に対応する職務に関しましてはまず同じであるというふうに認識していただいても結構だと思いますが、内部的にマニュアル的のどういうふうに分団と常備消防とすみ分けていくかというのは、やはり当町における常備消防の配置状況、基本的には分署が1カ所、分遣所が1カ所、その辺消防署本署は当町外にあるわけでございますので、それらに配置されている車両、職員数等々もかんがみながら消防団の役割をどうしていくかというのは合併前から各地区の消防団としては役割は決めてきておるわけございまして、とりわけ8分団に関しましては合併してから町の中心となる分団でございますので、出番が多くなっているということでございます。

また、合併して以来、その各分団の動きに関しまして、旧町村時代との分団の動きをまた今改めまして、出勤態勢を見直している状況でございます。基本的には役割は同じですけども、基本的には火災の場合ですと常備消防のほうが早いわけでございますが、例えば分団のほうが第一線で勝手につく場合もございます。その場合はやはり最初に水をあげるというのが第一の趣旨というふうになってございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 役割分担のことについて聞いたのは、8分団にしてみればああいうフル装備、フル装備といったらおかしいのかもしれませんが、ああいう装備を用意していただいて、それはそれでいいです。すごくありがたいことだと私も思っています。ところが、しからは常備というのは八戸圏域の中でその所属ですよ。それなりの負担金も八戸圏域の中に負担金として支払っている。その八戸圏域の中で常備の活動が成立しているわけなんですけども、片や分団というのはそれぞれの市町村の分担ですよ。

そうすると、地域の防災計画を立てる上でどの程度までの装備の必要性があるのかないのかというのは、やはり二通りになっているのであれば、その二つがちゃんと協議して役割分担を決めるべきだと思うんですよ。例えば、私の質問しようと思った発想からを説明しますと、本来これが常備の役割であるのであれば、それを何かしらの事情で分団のほうで装備するとなれば、本来であればこういう契約というかどうかわかりませんが、協議ですとかそういう間であれば、それじゃあ常備が本来果たすべき役割のところを分団がカバーするとなれば、常備消防の予算のほうから分団のほうにお金が出てそれは間違ったことではないような気がするんですよ。私は消防は素人なものですから、皆さん関係者おられますから笑っているかもしれませんがけれど

も、何言ってるんだと思うかもしれませんがけれども、あくまで地域の南部町の防災計画というのを策定する上で、そういう事細かな役割分担というのを話し合う必要があって、極端な話、どちらがイニシアチブをとるのかという、そういうことまで必要になるはずなんですよ。そういう縦の流れがちゃんとしないと、結局下々の一番末端の動作に無駄が生じるというか混乱が生じるか、当然そういうふうなことが将来起きても不思議はないなと考えるわけです。

そういう意味で、そういうところをどの程度きちんと精査されているのか。申しわけありませんけれども、分厚い防災計画、パラパラと見る分には私にはわかりません。そういう取り決めみたいなものが事細かにあるんでしたら資料としていただきたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 議員ご指摘の事細かな内容についてはあるわけではありません、はっきり言って。役割分担をこういうふうに常備消防としていきましょうという文書化したものはございません。基本的には、細かい話ですけれども、現場に行きますと、消防組織法上、ポンプがある消防団に関しましてはその消防本部長並びに消防長及び直属の消防署長の命令のもとで動くというふうな組織形態になってございます。ですので、常備消防が現場では仕切るというふうな内容でございます。ですので、そういうことも含めながら常備消防とも今後、例えば八戸市の消防団と南部町の消防団、ある程度常備消防が充足というんですか、台数、人員がある市と町とはやはり消防団の役割はおのずと違ってくるなというふうに思っておりますので、その辺も今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 町長がいろんなところでおっしゃいます。毎年、消防車1台ずつ更新していくと三十何年かかると。果たして三十何年という耐用年数が今の人とのあれでもって、頻度でもって維持できるのかなというところちょっと私にはよくわかりません。ですけれども、三十何年も車どんなに大事に維持しても、三十何年もたてば動かなくなって当たり前かなという気もします。

それに加えて、常備の方々は職業ですから、それは毎日訓練も励まれて教育も十分に受けられてと、それは当たり前かと思えますけれども、分団の士気を上げるという、そういう意味からす

ると、ともすると設備の充実の方向に行かざるを得ないのかなという懸念があります。そういったときに果たしてどれだけ町のあれが正常な行政経営という中で分団を維持していくという、どの辺が限界なのかなという、そういう懸念もあります。そういう意味での質問でしたので、よろしくご検討ください。

○議長（坂本正紀君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

ここで2時20分まで休憩いたします。

（午後2時08分）

.....
○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時20分）

.....
議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第42、議案第40号、平成23年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 93ページをお開き願います。議案第40号でございます。平成23年度南部町学校給食センター特別会計補正予算でございます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ597万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,720万2,000円とするものでございます。

次に、96ページをお開き願います。歳入の主なものについてご説明いたします。1款1項1目給食費負担金でございます。補正額が263万3,000円を減額いたしまして、9,265万6,000円とするものでございます。これは保護者の皆さんからいただく給食費負担金でございまして、給食数がほぼ確定してきたことから減額するものでございます。

2款1項1目一般会計繰入金334万2,000円を減額いたしまして1億454万4,000円とするものでございまして、先ほどの一般会計補正予算の中にありまして、先ほどとおりで連動するものでございます。給食センターの管理運営経費等の減額によるものでございます。

次に、97ページをお開き願います。歳出の主な内容についてご説明いたします。

1款1項1目給食管理費でございまして、377万3,000円を減額いたしまして1億396万3,000円とするものでございます。主なものは11節需用費でございますが、光熱費、電気料金でございますが125万4,000円の減額、12節役務費でございますが107万8,000円の減額でございます。これは各種手数料でございますが、米飯給食の食器の洗浄でございまして、これが台風15号の洪水の後委託していた業者がちょっとできないというふうなことになりまして、その分が減額になってございます。13節委託料でございますが、120万円の減額でございまして、これは給食の業務請負契約等々の契約の確定によるものでございます。

同じく2目給食費でございますが、220万2,000円の減額でございまして、9,313万9,000円とするものでございます。これは給食材料費の減でございまして、給食数が確定したことによるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 食材のことでお伺いしたいと思います。

食材に関して、放射線測定というのは測定器を購入されて後、何かしら搬入の段階で行っているものでしょうか。どうでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 放射線の測定器自体は、総務課のほうで購入したものは食材自体を測定するものではございませんので、食材については現在のところやってございません。

○議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 前回、国の基準で出荷されていますから、安全なもの以外は納入されるわけがないのでございますという答弁でしたけれども、あれからそれでいいのかななんて私は思えないんですよ。それで、最近たまにスーパー行って、買うわけでもないんですけども、ずらっと野菜のあたりを見てみるがあります。そうすると、この前なんぞはこんな小さいキャベツが二百幾らもするとき、宇都宮かどこか、あの辺のが半分ぐらいの値段で売っていたりするわけですよ。流れ流れて八戸のスーパーの店頭に並ぶという、どういう身の上だったのかなと考えると、非常に安い仕入れ値で買われてきて、買ったたかれてきて、ここに並んでいるのかななんてそんなことを考えて、確かめていませんけれども、そういったことを考えました。

そうすると、そもそも何で八戸の地まで運んできて、半分ぐらいの値段でおさまるのか。それはやっぱり正規の値段では売れないということなわけですよ。どういう流通の中で化けてこういうふうになっているのかわかりませんが、少なくとも放射線レベルが高い地域において栽培されたものは食材一つ一つを食材の放射線量をはかる機械で一々はかっていたらこれは食っていただけませんから、それは測定は不可能なんですよ。ですけども、こういうふうにして被災地の野菜とか農産物というのは全国に広まっているのかななんて考えました。また東京のある地域では、被災地の農産物を食べましょうみたいなイベント的なことがあったりしているようでもあります。

そういうのを見ていると、非常に私はあんまりいいことだとは思わないんですよ。現地の生産者には非常にお気の毒な話ですけども、そういう形で放射線源というのを全国に拡散させるような行為というのはだめなんだと思うんですよ。あれはやはり被災地は被災地の中でしかるべき処置をだれかが補償して、そうやってあの地域の生産者をつじつま合うような措置をしてあげないとだめなんだろうと考えるんですよ。

そういう思いがあって、そういった食材が学校給食の食材として納入されている可能性はないのか。もしあるのであれば、地域を指定して納入を禁止するぐらいの措置は必要なんじゃないのかなと。特に小さい子供の口に入るものに関しては少なくともそれぐらい、一つ一つ線量をはか

ることが不可能なのであれば、そういう措置が必要なんじゃないのかなと思った次第です。どのようにお考えでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 川守田議員さんおっしゃるとおりでございます、とにかく児童生徒さんの方々に安全な給食を提供することが大事だと思っております。

それで、センターのほうでは常日ごろやってございますが、地産地消というイメージもございまして、地元産、南部町産、あるいは青森県産等の食材をできるだけ使うというふうなことに心がけるようにしてございますし、各町村、近隣の町村の給食センターが相談し合って共同で購入したりもしてございますので、そういう中で安全な食材を購入するように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第43、議案第41号、平成23年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 議案第41号、99ページからになります。平成23年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条から、既定の歳入歳出予算の総額から1億4,953万9,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ28億3,552万7,000円とするものでございます。

109ページをお開きください。109ページの歳出の主なものからご説明申し上げます。109ページの中段よりやや上になりますが、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費を補正前の額が15億6,000万を6,500万減額し、14億9,500万とするものであります。動向としましては、この補正予算の計上時に平成22年の決算額14億4,900万を上回る状況となっております。4,500万程度、本年は上昇するものと思われております。これは歳入の34%の数字になるものであります。

次に、2目の退職被保険者等療養給付費の動向ですが、今補正では2,700万の減額をし、8,100万としております。平成22年の決算をやや上回りますが、ほぼ同額程度になるものと予想されております。

次に、一番下段になりますが、2款保険給付費、2項1目の一般被保険者高額療養費1億6,800万に対し1,300万の増額補正で1億8,100万とするものであります。1件80万を超える高額療養費の増額が見込まれており、22年度決算ベースよりも既に1,200万程度上回るものと想定しております。

次に、110ページの一番下段になります。3款後期高齢者支援金、1項1目の後期高齢者支援金は1,471万5,000円の減額を計上しております。決算としましては前年度決算よりも1,000万程度の増額でございますが、予算上は1,471万5,000円の減額と見込んでおります。

次のページをお開きください。6款の介護納付金、1項1目介護納付金は698万の減額補正をしております。減額後1億7,065万3,000円と。これは2号被保険者数と1人当たりの単価を示されてくるものでございます。現在、2号被保険者数を3,489人という数字を使われております。

次に、7款1項2目保険財政共同安定化事業拠出金、こちらのほうは2,113万4,000円を減額しております。この保険財政共同安定化事業拠出金は、レセプト点数1件当たり30万を超える高額

療養費にかかわる部分のものであります。

次に、9款基金費、1項1目の財政調整基金積立金は4,800万5,000円の減額となっております。これは歳入歳出同額となりますので、歳入の際にもご説明することになります。

次の112ページ、11款1項3目の償還金3,492万5,000円は国庫負担金への償還金となっております。

次に、11款2項1目の直診施設勘定繰出金1,407万4,000円の減額は入札等の残になります。大きな部分の減になった部分では、医療画像管理システム等の入札減が大きなものでございます。

次に、106ページをお開きください。それでは、歳入になります。1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税は、1,693万5,000円の減額となります。内訳としましては、現年課税分が1,383万7,000円、後期高齢者支援金分の減額が309万8,000円となっております。なお、現年度分の徴収率は予定徴収率88%を見込んだものであります。後期高齢者の支援金分も予定徴収率88%を見込んだものであります。

次の3款国庫支出金、1項1目の療養給付費等負担金、これは先ほどの歳出の保険給付費の34%に相当する額となります。内訳としましては、右側の一般被保険者療養給付費等2億477万1,000円、後期高齢者支援金分1,030万6,000円、介護納付金は237万3,000円、それぞれ減額となります。

次の一番下になりますけれども、3款国庫支出金、2項1目の財政調整交付金、これは歳出、保険給付費の9%に相当する額となります。内訳としましては、先ほどの国庫支出金の内訳と同様で、34%が9%になるということになります。

次のページをお開きください。107ページ、5款1項1目の前期高齢者交付金でございます。これは65歳から75歳未満の方々の納付すべき額で、1,929万7,000円の増額となり、4億3,929万8,000円の調定見込みとなっております。

次に、6款県支出金、2項1目の県財政調整交付金2,001万3,000円の減額補正となっております。これは歳出の保険療養費の、国は9%ですが、県は7%を負担するものであり、その7%に相当する額1億3,853万9,000円に対し、予算額から2,000万を減額するものであります。

次に、7款1項1目高額医療費共同事業交付金。1目のほうは80万を超える高額療養費に関する部分で、4,245万1,000円の増額となります。

それから、2目の保険財政共同安定化事業交付金はレセプト件数1件30万以上の高額医療費にかかわる部分で、5,388万3,000円の増額を見込み、3億288万3,000円と見込んでおります。

次に、9款繰入金、2項1目一般会計繰入金は1,149万1,000円を減額し、2億4,531万4,000円

と見込んでおります。これは2節の925万9,000円の内訳としまして右側に計上しておりますが、国保税軽減分が691万8,000円、それから保険者支援分が234万1,000円となっております。

以上で、主なものをご説明させていただきました。終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

.....

議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第44、議案第42号、平成23年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 議案第42号、113ページからになります。平成23年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明します。

第1条、歳入歳出それぞれ1億4,418万円を減額し、歳入歳出それぞれ22億4,936万5,000円とするものであります。

121ページをお開きください。初めに、歳出の主なものからご説明申し上げます。中段になります。2款保険給付費、1項1目の介護サービス等諸費、こちらから1億4,030万の減額をし、19億3,600万4,000円とするものであります。内訳としましては、居宅介護サービス給付費が5,920万、施設介護サービス給付費が6,200万、それからその二つ下の居宅介護サービス計画給付費が400万、一番下段の地域密着型介護サービス給付費が1,600万の減額となっております。これはここ3期、4期の介護保険計画6年間を通して見た場合、1.06%の伸びを示しておりましたが、東日本大震災のため燃料不足等があり、3月から4月のデイサービス、デイケア等の通所系の給付が激減したものと想定されております。

それから、次のページになりますが、5目の特定入所者介護サービス等費では780万の増額補正となっております。これは低所得者に対する居住費部分、食費部分の支援分ということになります。

6目の介護予防サービス等諸費は、要支援の1・2の方々への介護サービスの費用になりますが、こちらが520万の減額と。介護サービス諸費と同様に、通所系が震災の影響で少なくなったものと想定しております。

次に、118ページへお戻りください。歳入の主なものでございます。1款1項1目の第1号被保険者保険料は960万6,000円の減額補正となっております。現年度分特別徴収保険料は1,368万6,000円を減額しておりますが、収納率は100%となっております。2目の現年度分の普通徴収保険料は330万5,000円の増額補正であり、普通徴収の84%を見込んだ額となっております。

次の3款1項1目介護給付費負担金は、2,550万1,000円の減額であります。これは給付サービスの施設サービスの15%、居宅サービスの20%、これらをサービス費に乗じて出した交付見込み額3億8,285万から予算を減じた額となっております。

次に、3款の国庫支出金ですが、3款2項1目の調整交付金1,401万7,000円の減額。これは国が算定する部分でございます。平成23年度は8.84を見込んでおりますが、交付見込額1億8,655万から予算額2億円を減じて1,400万程度の減額を想定したものであります。

次に、119ページをお開きください。4款の支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金は、5,130万1,000円の減額となっております。第2号の40歳から65歳未満の方の納付すべき金額となっており、介護給付費の30%に相当する額となります。

5款1項1目県支出金でございますが、介護給付費負担金は2,049万7,000円の減額となります。これは居宅サービス費の12.5%、介護施設サービス費の17.5%に相当する額を算出して3億626万3,000円を見込んだものであります。

次の7款繰入金、1項1目の介護給付費繰入金は1,948万2,000円の減額となり、2億6,425万1,000円を見込んだものであります。

その下、一番下段になりますが、7款繰入金、2項1目介護給付費準備基金繰入金、予算額3,268万5,000円を見込んでおりましたが、349万4,000円を減額し、2,919万1,000円と見込んでおります。

以上で終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第45、議案第43号、平成23年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 議案第43号、124ページからになります。平成23年度南部町後期

高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明します。

第1条から、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ292万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,613万1,000円とするものであります。なお、後期高齢者医療制度の保険者数は現在3,598名となっております。

129ページをお開きください。129ページの歳出の主なものからご説明いたします。1款1項1目の一般管理費に補正額219万1,000円を増額補正するものであります。内訳としましては、13節委託料、ここの部分に270万を増額補正しております。これは特定健康診査にかかわる部分でございまして、今まで介護保険事業で生活機能評価事業により負担していたものを保険者の負担になったために270万の増額補正を余儀なくされたということです。

次に、2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金は73万1,000円を増額し、1億8,381万9,000円とするものであります。増額の内容としましては、連合会への負担金は44万4,000円の減額、保険基盤安定負担金は340万2,000円の減額、真ん中の保険料負担金は457万7,000円の増額となっております。

その前のページ、128ページをごらんください。歳入の主なものであります。1款1項1目の特別徴収保険料は74万5,000円の増額と、8,073万7,000円の調定額となります。

2目の普通徴収保険料は415万2,000円の増額をし、2,860万1,000円となります。現年度分は97%の収納率、滞納分は66%の収納率を見込んだものであります。

3款1項1目の一般会計繰入金は479万3,000円の減額と。これは歳出の保険基盤安定化の軽減分の減分、歳入歳出同額を減ずるものであります。

次に、6款1項1目広域連合健診委託金は歳出の270万と同額の270万を増額補正し、598万1,000円とするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第46、議案第44号、平成23年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（中野雅司君） それでは、130ページをごらんいただきたいと思います。

議案第44号、平成23年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

今回の補正予算は事業の確定により予算を精査しまして補正をするものでございます。

第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,354万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,444万9,000円とするものでございます。

第2条の繰越明許費は第2表で、第3条の地方債の補正は第4表でご説明をいたします。

133ページをお願いいたします。第2表の繰越明許費でございますが、2款下水道建設費、1項公共下水道建設費、事業名、公共下水道事業、7,200万円を翌年度に繰り越すものでございます。

繰越事業費の内容としましては、第2期管渠工事の設計業務委託料が2,490万円、大向地区幹線管渠工事2件分の工事費が4,710万円でございます。

次の134ページをお願いいたします。第3表の地方債補正でございますが、平成23年度建設事業費の確定により公共下水道整備事業の限度額を4,430万円減額し、1億5,550万円とするものでございます。

それでは、補正の主な内容について、歳出からご説明をいたします。137ページをお願いいたします。歳出の1款1項2目施設管理費は694万9,000円減額し、1,349万1,000円とするものでございます。事業費の精査によりまして不用額を減額するもので、11節は消耗品費、光熱水費、修繕料合わせて179万円の減額でございます。12節は通信運搬費116万円の減額、13節は施設管理委託料として350万円の減額、15節は施設の改修工事の不用額49万9,000円を減額するものでございます。

2款1項1目公共下水道建設費は8,660万円を減額し、3億2,181万4,000円とするものでございます。建設費の確定により精査をしまして不用額を減額するものでございまして、13節は測量・設計等の業務委託料が1,850万円の減額、15節は下水道工事が6,800万円の減額、22節は立木等補償10万円を減額するものでございます。

次に、歳入についてご説明をいたします。136ページをごらんください。

歳入の2款1項1目下水道事業国庫補助金は建設事業費の確定によりまして3,950万円減額の1億4,250万円、3款1項1目一般会計繰入金は総事業費の確定によりまして2,341万円減額の4,172万7,000円とするものでございます。

5款1項1目の雑入は消費税の確定申告によりまして、還付金1,366万1,000円を増額補正しております。

6款1項1目の下水道事業債は、先ほどの第3表の地方債補正のとおり、平成23年度建設事業費の確定によりまして4,430万円減額して1億5,550万円とするものでございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

散会の宣告

○議長(坂本正紀君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
なお、本会議終了後、引き続き予算特別委員会が開催されますので、よろしく願いいたします。
本日はこれにて散会いたします。ご協力、まことにありがとうございます。

(午後2時58分)

第43回南部町議会定例会

議事日程（第5号）

平成24年3月13日（火）午前10時開議

- 第 1 議案第 1 号 平成24年度南部町一般会計予算
- 第 2 議案第 2 号 平成24年度南部町学校給食センター特別会計予算
- 第 3 議案第 3 号 平成24年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算
- 第 4 議案第 4 号 平成24年度南部町ポートピア交付金事業特別会計予算
- 第 5 議案第 5 号 平成24年度南部町国民健康保険特別会計予算
- 第 6 議案第 6 号 平成24年度南部町介護保険特別会計予算
- 第 7 議案第 7 号 平成24年度南部町介護サービス事業特別会計予算
- 第 8 議案第 8 号 平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 9 議案第 9 号 平成24年度南部町国民健康保険名川病院事業会計予算
- 第 10 議案第10号 平成24年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 第 11 議案第11号 平成24年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 12 議案第12号 平成24年度南部町簡易水道事業特別会計予算
- 第 13 議案第13号 平成24年度南部町営地方卸売市場特別会計予算
- 第 14 議案第14号 平成24年度南部町工業団地造成事業特別会計予算
- 第 15 議案第15号 平成24年度南部町介護老人保健施設特別会計予算
- 第 16 議案第16号 平成24年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算
- 第 17 議案第17号 平成24年度南部町大字平財産区特別会計予算
- 第 18 議案第18号 平成24年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算
- 第 19 議案第19号 平成24年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算
- 第 20 議案第20号 平成24年度南部町大平財産区特別会計予算
- 第 21 陳情第 3 号 南部町消防団福地第一分団屯所移転後の施設利用に関する陳情書
- 第 22 陳情第 4 号 国保国庫負担率の大幅引上げ等の意見書提出を求める陳情書
- 第 23 陳情第 5 号 介護保障制度に関する意見書提出を求める陳情書
- 第 24 陳情第 6 号 高齢者医療制度等に関する意見書提出を求める陳情書
- 第 25 請願第 1 号 T P P への参加反対の意見書を求める請願

第 26 常任委員会報告

第 27 閉会中の継続調査の件

追加第 1 町長提出議案追加提案理由の説明

追加第 2 議案第45号 南部町教育委員会委員の任命について

追加第 3 議案第46号 南部町固定資産評価審査委員会委員の選任について

追加第 4 発議第 1 号 T P P への参加協議中止を求める意見書案

追加第 5 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (16名)

1番	山田賢司君	2番	八木田憲司君
4番	工藤正孝君	5番	夏堀文孝君
6番	沼畑俊一君	8番	河門前正彦君
9番	川井健雄君	10番	中村善一君
11番	佐々木勝見君	12番	工藤幸子君
13番	馬場又彦君	14番	立花寛子君
15番	川守田稔君	16番	工藤久夫君
17番	坂本正紀君	18番	東寿一君

欠席議員 (2名)

3番	中館文雄君	7番	根市勲君
----	-------	----	------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	坂本勝二君
総務課長	小萩沢孝一君	企画調整課長	坂本與志美君
財政課長	小笠原覚君	税務課長	八木田良吉君
住民生活課長	極檀義昭君	健康福祉課長	有谷隆君
環境衛生課長	中野雅司君	農林課長	中村一雄君

農村交流推進課長	福 田 修 君	商工観光課長	神 山 不二彦 君
建 設 課 長	工 藤 満 君	会 計 管 理 者	庭 田 富 江 君
名川病院事務長	佐 藤 正 彦 君	老健なんぶ事務長	麦 沢 正 実 君
市 場 長	工 藤 欣 也 君	教 育 長	山 田 義 雄 君
学 務 課 長	夏 堀 常 美 君	社会教育課長	工 藤 重 行 君
農業委員会事務局次長	田 中 光 雄 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	根 市 良 典	主 幹	板 垣 悦 子
主 査	秋 葉 真 悟		

開議の宣告

議長（坂本正紀君） ただいまの出席議員数は16人でございます。定足数に達しておりますので、これより第43回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元にご配付のとおりであります。

（午前10時03分）

議案第1号から議案第20号の委員長報告、討論、採決

議長（坂本正紀君） お諮りいたします。

この際、日程第1、議案第1号から日程第20、議案第20号までを会議規則第37条の規定により、一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第20号までの平成24年度南部町各会計予算議案20件を一括議題といたします。

本案については予算特別委員会に審議を付託しておりましたので、ここで、委員長の報告を求めます。予算特別委員会委員長。

（予算特別委員会委員長 馬場又彦君 登壇）

予算特別委員会委員長（馬場又彦君） 予算特別委員会の報告をいたします。

去る3月7日の本会議におきまして、本委員会に審議を付託されました議案第1号から議案第20号までの平成24年度南部町各会計予算議案20件につきましては、3月9日、12日の両日に本委員会を開催いたしまして慎重に審議をした結果、全議案が原案のとおり可決されましたことをご報告いたします。

議長（坂本正紀君） 予算特別委員長の報告が終わりました。

委員会の審議結果は、議案第1号から議案第20号まで、それぞれ原案のとおり可決であります。質疑は予算特別委員会で行いましたので省略し、これより討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

12番（立花寛子君） 2012年度南部町一般会計予算案に対する討論を行います。

当町の社会状況の変化や住民要求の運動の成果が表れ、住民要求が予算化されるようになってきました。小水力発電など再生エネルギーの調査、新規就農者支援事業、住宅新築支援及びリフォーム促進事業、そして、中卒までの子ども医療費無料化が実現しました。大いに喜びあいたいと思います。子ども医療費無料化の制度は出来上がりましたが、改善を求める点はありますが制度導入を評価するものであります。より一層の住民要求実現のため、あえて反対と申し上げる気持ちを組んでいただけますようお願いし、討論といたします。

2012年度南部町国民健康保険特別会計予算案に対する討論を行います。

当町ではよく「国保は助け合いの制度だから、負担しない人は参加できない」などと受け取れる答弁があります。しかし、今の国保法に、助け合い、相互扶助という文言はありません。そう規定していたのは、戦前、1938年に施行された旧国保法です。旧国保は農山漁村から健康な兵士を輩出する健兵健民政策の一環として創設された制度で、国庫補助もない互助制度でした。これに対し、1959年に施行された新国保法は、第1条で国保を社会保障及び国民保険のための制度と規定し、第4条でその運営責任は国にあると明記しています。国保は、憲法25条に基づく社会保障の制度であり、お金のない人を制度から排除するのは本末転倒です。住民運動の力で実現してきた成果を生かし、社会保障、住民福祉の制度として国保を再建するのか、負担増と取り立て強化の路線を拡大するのか、今国保制度は歴史的な分岐点に来ています。国保改革の世論をさらに広げ、国民の命と健康が守られる政治への第一歩を切り開く決意を申し上げ、反対討論といたします。

2012年度南部町介護保険特別会計予算案に対する討論を行います。

介護保険制度は、1997年に介護保険法が成立し、2000年4月から施行されました。2011年8月分、介護保険事業状況報告によりますと高齢者2,900万人のうち、介護保険サービスを利用しているのは417万6,000人であり、14%に過ぎません。介護が必要と認定されながら、サービスを利

用していない人は83万人に上っています。同調査より、多くの高齢者が「介護の必要性」ではなく、重い利用料負担によって「幾ら払えるか」で受けるサービスの内容を決めざるを得ない状況になっています。特養ホームに入所を申し込みながら待機している人は42万人に上り、どこでも入所まで二、三年待ちが当たり前になっています。保険あって介護なしの状態を根本的に変えて、住民だれもが使いやすい制度にすることは切実な要求です。介護保険制度が持つ根本的な矛盾を改善するため努力してまいりましょう。反対討論といたします。

2012年度南部町後期高齢者医療特別会計予算案に対する討論を行います。

約1,400万人が加入する後期高齢者医療制度は、国保や健保の加入者が75歳になったとたん、それまでの公的医療保険から切り離され、独立した制度に囲い込まれる差別的な仕組みです。保険料は2年ごとに決められ、今回は2回目の改定です。前回改定では、国民の世論と運動によって保険料を引き下げたり、据え置いたり、引き上げても5%以下に抑制する努力を行った広域連合が多数でした。しかし、今回は様相が一変し、大幅引上げに踏み切るところが相次いでいます。保険料が大幅引き上げとなるのは、この制度が75歳以上の人口と医療費がふえればふえるほど、保険料引き上げに跳ね返る仕組みになっているからです。高齢者に我慢と犠牲を強いる冷酷な制度の存続はこれ以上許されません。高齢者を苦しめる制度は直ちに廃止し、元の老人保健制度に戻すべきです。

以上の理由を述べ、反対討論といたします。

反対討論を終わります。

議長（坂本正紀君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより分別して採決いたします。ただいま討論がありました議案第1号、議案第5号、議案第6号及び議案第8号は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

議長（坂本正紀君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第1号、議案第5号、議案第6号及び議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号から第4号、議案第7号及び議案第9号から議案第20号までの16件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第4号、議案第7号及び議案第9号から議案第20号は、原案のとおり可決されました。

請願第1号から陳情第2号の委員長報告

議長(坂本正紀君) 日程第21、陳情第3号から日程第25、請願第1号までの請願1件、陳情4件は、所管の常任委員会に審査を付託しておりましたので、ここで委員会の報告を求めます。

最初に、総務企画常任委員長の登壇を求めます。馬場又彦君。

(総務企画常任委員会委員長 馬場又彦君 登壇)

総務企画常任委員会委員長(馬場又彦君) 総務企画常任委員会の陳情審査結果のご報告をいたします。

昨年、12月2日の本会議において本委員会に付託され継続審査となっておりました陳情第3号、南部町消防団福地第一分団屯所移転後の施設利用に関する陳情書について、3月6日に本委員会を開催し慎重に審議いたしました。

審査の結果は、集会施設は町内会のコミュニティ形成には欠かせないものであり、高齢者などだれもが利用しやすい施設にならなければならないため、全会一致で採択といたしました。

以上で、陳情審査結果の報告を終わります。

議長(坂本正紀君) 次に、教育民生常任委員長の登壇を求めます。川井健雄君。

(教育民生常任委員会委員長 川井健雄君 登壇)

教育民生常任委員会委員長(川井健雄君) 教育民生常任委員会の陳情審査結果のご報告をい

たします。

昨年12月2日の本会議において、本委員会に付託され継続審査となっておりました陳情第4号、国保国庫負担率の大幅引上げ等の意見書提出を求める陳情書、陳情第5号、介護保障制度に関する意見書提出を求める陳情書、陳情第6号、高齢者医療制度等に関する意見書提出を求める陳情書について、3月5日、本委員会を開催し慎重に審議いたしました。

審査の結果、問題の重要性にかんがみ、なお慎重に審査する必要があるため、継続審査といたしました。

以上で、陳情審査結果の報告を終わります。

議長（坂本正紀君） 次に、産業建設常任委員長の登壇を求めます。川守田稔君。

（産業建設常任委員会委員長 川守田稔君 登壇）

産業建設常任委員会委員長（川守田稔君） おはようございます。産業建設常任委員会の請願審査の結果を報告いたします。

去る3月2日、本議会において本委員会に付託されました請願第1号、TPPへの参加反対の意見書を求める請願について、同日、本委員会を開催し慎重に審査いたしました。

審査の結果は、我が国の農業など第一次産業への壊滅的な影響にとどまらず、医療など国民生活の根幹に影響が及ぶ懸念が広く指摘され、国益に重大な影響をもたらすと考えられるため採択といたしました。

以上で、請願審査結果の報告を終わります。

議長（坂本正紀君） 各常任委員長の報告が終わりました。

陳情第3号の質疑、討論、採決

議長（坂本正紀君） 日程第21、陳情第3号、南部町消防団福地第一分団屯所移転後の施設利用に関する陳情書を議題といたします。

この陳情書に対する委員長の報告は、採択であります。

質疑を許します。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は、委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。
よって、陳情第3号は採択とすることに決しました。

陳情第4号の質疑、討論、採決

議長(坂本正紀君) 日程第22、陳情第4号、国保国庫負担率の大幅引上げ等の意見書提出を
求める陳情書を議題といたします。

この陳情書に対する委員長の報告は、継続審査であります。
質疑を許します。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は、委員長の報告のとおり継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は継続審査とすることに決しました。

陳情第5号の質疑、討論、採決

議長（坂本正紀君） 日程第23、陳情第5号、介護保障制度に関する意見書提出を求める陳情書を議題といたします。

この陳情に対する委員長の報告は、継続審査であります。

質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、委員長の報告のとおり継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第5号は継続審査とすることに決しました。

陳情第6号の質疑、討論、採決

議長（坂本正紀君） 日程第24、陳情第6号、高齢者医療制度等に関する意見書提出を求める陳情書を議題といたします。

この陳情書に対する委員長の報告は、継続審査であります。

質疑を許します。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は、委員長の報告のとおり継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。
よって、陳情第6号は継続審査とすることに決しました。

請願第1号の質疑、討論、採決

議長(坂本正紀君) 日程第25、請願第1号、T P Pへの参加反対の意見書を求める請願を議題といたします。

この請願に対する委員長の報告は、採択であります。
質疑を許します。質疑ありませんか。工藤久夫君。

16番(工藤久夫君) あの、今のT P Pの議論というのは、私に言わせれば「幽霊をだれも見てないんだけど幽霊っていうのはおっかないもんだ」っていうのと同じで、T P Pって具体的にどこをどういうふうに進めていくかっていうのがこれから議論するわけで、何々棚に上げるかわかんないわけですよ。ですから、私はT P Pの交渉には参加して、充分その案件ごとに国民の意見を聞きながら締結する締結しないっていうのが筋で、その協議に入るそのものから反対っていうことは、江戸時代の鎖国制度と同じ考えでちょっとよろしくないなと。したがって、私はT P Pの参加は、まずすべきだと。協議には参加すべきだと。賛成する反対するは、協議の進展を見ながら世論の動向を見て決めるべきだっていうのが私の考えだから。私はその、最初から協議に入る前から反対っていうのは、いかななものかなと思いますから、これは、私は賛成できか

ねますから。私だけかもわかりませんが、一応、私の意見を言います。

議長（坂本正紀君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。工藤久夫君。

（16番 工藤久夫君 登壇）

16番（工藤久夫君） 私は、先ほど言いましたように協議には参加すべきだと。その議論の過程で、いろんな国民の意見を聞きながら方向を決めればいいと。そういう考えでありますので、最初から協議反対っていうだけの議論ではこの国の成長も進歩も発展もないと。そう思いますから、この反対っていうこの案には反対でございます。

以上です。

議長（坂本正紀君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。川守田稔君。

（15番 川守田稔君 登壇）

15番（川守田稔君） おはようございます。

私は、T P P 参加協議中止を求める立場から賛成の意見を述べたいと思います。

工藤議員が、先ほど述べられたことに反論する形を取りたいと思います。

工藤議員は、広く国民の意見を聞いてその内容を知らしめてということを申されました。

しかし、今現在、この協議が進行しているわけですが、それらの内容は、非常に秘密裏に知りたくても知ることができない状態で交渉が進んでいるという状況にあります。さらに、その協議内容は、これから4年間発表されることがありません。T P P 締結後、世の中の変動があつて、そのときに4年たって「実はこういうことであつた」ということが国民に知らされても、非常に手遅れかと思えます。ですから、工藤議員のおっしゃるようなT P P に臨む国民の姿勢っていうのは、工藤議員が考えておるプロセス自体がナンセンスであると言わざるを得ません。T P P 締結後の日本の国がどのようなになるか、現在の状況でその知るための一端には、北米自由貿易協定いわゆるN A F T A であります。カナダとアメリカの関係で見ますと、既にカナダの農業は壊滅

的な被害を受けております。また、先般、締結されました米韓F T Aにおいても、その韓国国内に及ぼす影響は報道で知るところであります。そういった状況が近い将来、T P P締結後に訪れるということは、1地方議員としては看過できるものではありません。

常任委員会の協議の中で、委員が簡単なレポートとして持参した内容がここにありますので、そのことを紹介したいと思います。

一つ目には、農林水産業への壊滅な被害が、影響があるであろうということ。国内の医療制度、薬価制度、国民皆保険制度の崩壊が危惧されるという点があります。また、金融制度の崩壊による国民資産の海外への流出が懸念されます。伴って、デフレの加速悪化がもたらされるでしょう。海外からの安価な労働力の流入による、日本人の賃金体系の崩壊と労働力流入に伴う地域コミュニティ、または、地方自治権の危機が予想されます。格差社会が進行すると思われれます。地方公共事業における海外企業への入札開放という問題もございます。輸入食品における遺伝子組み換え問題、B S E問題、残留農薬問題、それに伴う食の安全安心への危機が懸念されます。一次産業の壊滅的な影響による食糧自給率の低下が予想されます。また、それは取りも直さず、国内の食料安全保障の問題に直結することです。I S D条項ということが盛り込まれております。これは、海外企業が日本国内で自由な競争を妨げる可能性があると思われる事柄について、国際司法裁判所に提訴できるという条項であります。つまりは、国内の国民の利益を考える上での法律制定に関して、非常な障壁になることが懸念されます。

ほかにもさまざま議論され、予想され、多分そうなるであろうということはさまざまところで公表されておりますが、そういったことを前提に我々、1地方議員が、とりあえず交渉はしてみるべきだというような能天気な姿勢でよろしいのでしょうか。日本のT P P交渉参加開始の時期を考慮に入れますと、例外品目についての協議は不可能であろうというのが一般的な見方あります。

そういった、もろもろのことを議員各位においては考慮におかれまして、ぜひ、T P P参加協議中止を求める意見書に対してご賛同いただきたいと思えます。

もって、賛成の討論といたしたいと思えます。ありがとうございました。

議長（坂本正紀君） ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

議長(坂本正紀君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、請願第1号は採択とすることに決しました。

常任委員会報告

議長(坂本正紀君) 日程第26、常任委員会報告を議題といたします。

本件は、お手元に配付しております報告書のとおり、各常任委員長から報告がありましたので、説明を省略し、質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結し、常任委員会の報告を終わります。

閉会中の継続調査の件

議長(坂本正紀君) 日程第27、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

本件は、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各常任委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

日程の追加

議長（坂本正紀君） お諮りいたします。

本日、町長から議案第45号、南部町教育員会委員の任命についてと、議案第46号、南部町固定資産評価審査委員会委員の選任についての議案2件が追加提案されました。

また、先ほど審議いたしました請願に係る意見書案の発議1件と閉会中の継続審査の件が追加提案されました。

この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、町長提出議案2件、意見書案の発議1件、それに閉会中の継続審査の件を日程に追加し議題とすることに決しました。

ここで、会議資料配布のため、暫時休憩いたします。

教育長 山田義雄君 退席

立花寛子君 退席

（午前10時40分）

.....
議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

追加日程はお手元に配布のとおりであります。

（午前10時42分）
.....

町長提出議案追加提案理由の説明

議長（坂本正紀君） 追加日程第1、町長提出議案追加提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

町長(工藤祐直君) それでは、本日追加提案いたしました議案について、ご説明を申し上げます。

議案第45号、南部町教育委員会委員の任命についてであります。南部町教育委員会委員として1名を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

委員として任命する方は、住所、南部町大字剣吉字小沢田10番地1、氏名、山田義雄氏。生年月日、昭和22年10月8日生まれ。

山田氏につきましては、任期満了に伴う再任でございます。任期は、平成24年4月1日から平成28年3月31日までとなります。

次に、議案第46号、南部町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。南部町固定資産評価審査委員会委員として3名を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

委員として選任する方々は、住所、南部町大字相内字荒屋敷8番地1、氏名、沼畑忠英氏。生年月日、昭和12年7月24日生まれ。同じく住所、南部町大字塚渡字塚渡27番地、氏名、佐々木豊氏。生年月日、昭和33年8月24日生まれ。同じく住所、南部町大字下名久井字在家13番地、氏名、高森直樹氏。生年月日、昭和29年2月26日生まれ。

以上、3名の方につきましては任期満了に伴う再任でございます。任期は、平成24年3月16日から平成27年3月15日までとなります。

就任をお願いする方々は、すぐれた識見と豊富な経験を有しておられますので、適任者と認め、選任及び任命いたしたく議会の同意を求めるものであります。よろしくお願い申し上げます。

議長(坂本正紀君) 町長提出議案追加提案理由の説明が終わりました。

議案第45号の上程、質疑、討論、採決

議長(坂本正紀君) 追加日程第2、議案第45号、南部町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

説明を省略し質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第45号は同意することに決しました。

議案第46号の上程、質疑、討論、採決

議長（坂本正紀君） 追加日程第3、議案第46号、南部町固定資産評価審査委員会委員の選任
についてを議題といたします。

教育長 山田義雄君 着席

説明を省略し質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第46号は同意することに決しました。

発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（坂本正紀君） 追加日程第4、発議第1号、TPPへの参加協議中止を求める意見書案
についてを議題といたします。

本案、提出者の説明を求めます。川守田稔君の登壇を求めます。15番、川守田稔君。

（15番 川守田稔君 登壇）

15番（川守田稔君） 発議第1号、TPPへの参加協議中止を求める意見書についてご説明い
たします。

TPPは、国内の農業など第一次産業への壊滅的な影響にとどまらず、医療など国民生活の根
幹に及ぶ懸念が広く指摘されております。国民的コンセンサスもなく、多くの反対世論を無視し
て参加を強行することは許されるものではありません。

よって、TPP交渉への参加を行わないよう関係機関に要望するものであります。

なお、意見書の案文は、お手元に配布のとおりであります。

平成24年3月13日、提出者、南部町議会議員、川守田稔。賛成者...ちょっと、休憩をいただき
たい。

議長（坂本正紀君） ここで、暫時休憩をいたします。

（午前10時49分）

議長（坂本正紀君） 休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

（午前10時50分）

15番（川守田稔君） 最初からやらせてもらいます。申し訳ありません。

発議第1号、TPPへの参加協議中止を求める意見書についてご説明いたします。

TPPは、国内の農業など第一次産業への壊滅的な影響にとどまらず、医療など国民生活の根幹に及ぶ懸念が広く指摘されております。国民的コンセンサスもなく、多くの反対世論を無視して参加を強行することは許されるものではありません。

よって、TPP交渉への参加を行わないよう関係機関に要望するものであります。

なお、意見書の案文は、お手元に配布のとおりであります。

平成24年3月13日、提出者、南部町議会議員、川守田稔。賛成者、南部町議会議員、東寿一、同じく沼畑俊一、同じく工藤正孝。

以上で、提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（坂本正紀君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続審査の件

議長（坂本正紀君） 追加日程第5、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

本件は、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、教育民生

常任委員長から閉会中の継続審査の申し出がありました。

立花寛子君 着席

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

閉会の宣告

議長(坂本正紀君) 以上で、本定例会に付議されました事件は、全部終了いたしました。

ここで閉会に当たり、町長から発言の申し出がございます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

町長(工藤祐直君) 第43回南部町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、3月2日から13日までの12日間の日程で開会されましたが、議員各位には年度末の何かとご多忙の中ご出席をいただき、まことにありがとうございました。

平成24年度一般会計及び各特別会計の当初予算案ほか、条例案など慎重審議いただき、ご承認、ご議決賜りましたことに対しまして心から御礼を申し上げます。

さらには、追加で提案させていただきました人事案件につきましても、原案どおりご同意をいただき重ねて御礼を申し上げる次第でございます。ご承認、ご議決いただきました各議案の執行に当たりましては、万全を期してまいります。

さて、平成23年度も残り3週間足らずとなりました。改めて今年度を振り返ってみますと、東日本大震災、台風第15号による水害と大きな災害に見舞われた年度でございました。被害を受けた住民の皆様への支援や補償、公共施設等の修繕などさまざまな施策を行ってまいりました。まだまだ被害のつめ跡は残っておりますが、少しずつ復旧が進んでいるものと思っております。

このような中、昨年6月に開催されました第63回三戸郡総合体育大会、9月に開催されました第19回青森県民駅伝競走大会の両大会で総合初優勝を飾り、大きな感動と希望を与えてくれました。出場選手の皆様のご活躍が南部町を活気づける力となりますので、平成24年度におきましても連覇に向け一層の飛躍を期待しております。

また、昨年9月より議員各位におかれましては、定数2名減の18名による新体制で議会運営を担ってまえられました。水害時、県や国への要望活動などさまざまな面でご尽力賜りましたことに対し、改めまして感謝を申し上げますとともに、皆様のお力添えをとっても力強く思っております。

本日、可決いただきました新年度予算につきましては、防災体制の強化や小中学生医療費全額無料化を初めとする住民福祉の充実など、平成24年度で折り返し地点を迎える総合振興計画の実現に向けて、歳出の抑制はもちろんのこと、歳入の確保及び増収に努め、議員各位と町民の皆様とともに知恵を出し合い、創意工夫のもと最少の経費で最大に効果を得られるよう尽力してまいり所存でございます。

また、可決いただきました議案により、課等の統廃合を行い、事務分掌を組みかえるなど4月1日より新たな体制で町政を進展させてゆくものでございます。ますますの事務効率化と住民サービスの向上に努めてまいります。

最後に、本議会の審議の中でいただきました町政に対する慎重なご意見、ご提言を真摯に受け止め、本職初め、職員一丸となってさらに誠心誠意、執行に当たってまいりますので、議員各位におかれましてはこれまで以上のご尽力、ご支援、ご協力をさらに賜りますようよろしくお願い申し上げます。

時節柄、議員各位におかれましては、くれぐれもご自愛くださいますようお願いを申し上げ、本定例会の閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（坂本正紀君） ここで、閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

東日本大震災の発生から1年が過ぎました。この震災で亡くなりました全ての方々のご冥福と、一日も早い復興を願うものであります。

さて、今期定例会は、3月2日の開会以来、本日まで12日間にわたり、提案されました平成24年度予算案を初め、多数の重要議案について議員各位には終始熱心にご審議いただき、全ての議案を議了いたしまして無事閉会の運びとなりましたことは、議長として、まことに喜びに堪えないところであります。

理事者各位におかれましては、特に本予算の重要性にかんがみ、審議の過程において、各議員から述べられました意見並びに要望事項につきましては、特に考慮を払われ、今後の町政運営に十分反映されますよう切望する次第であります。

終わりに、今会期中に賜りました議員並びに理事者各位のご協力に対し、心からお礼を申し上げます。閉会のあいさつといたします。

これをもちまして、第43回南部町議会定例会を閉会いたします。

(午前10時59分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 坂本正紀

署名議員 川井健雄

署名議員 佐々木勝見